

第 15 講 判例に見る知的財産権の紛争

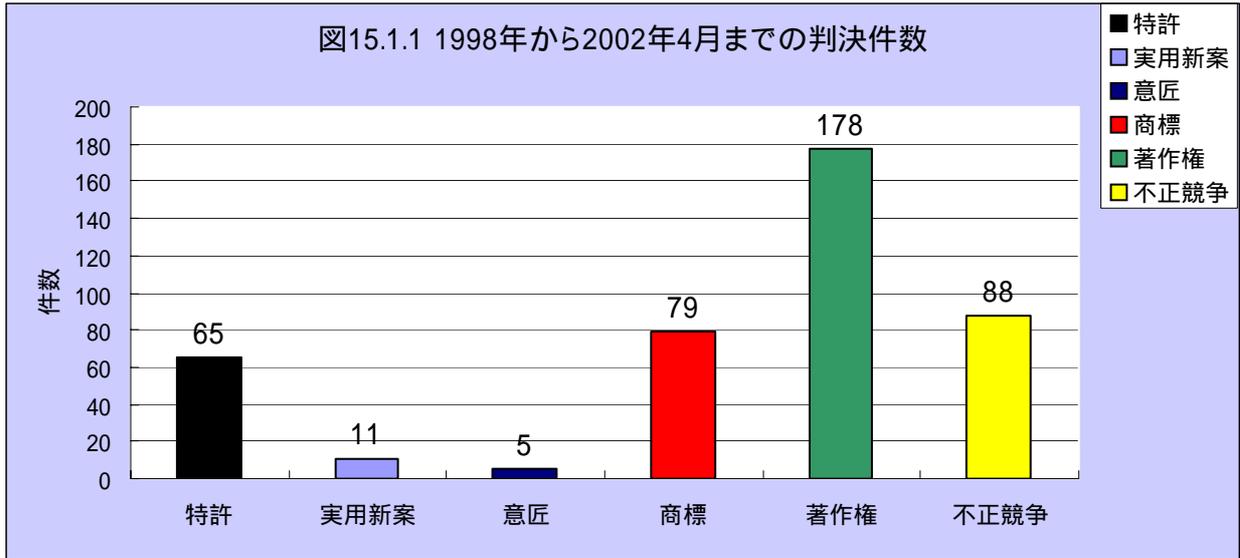
第 1 話 知的財産関係の紛争情況



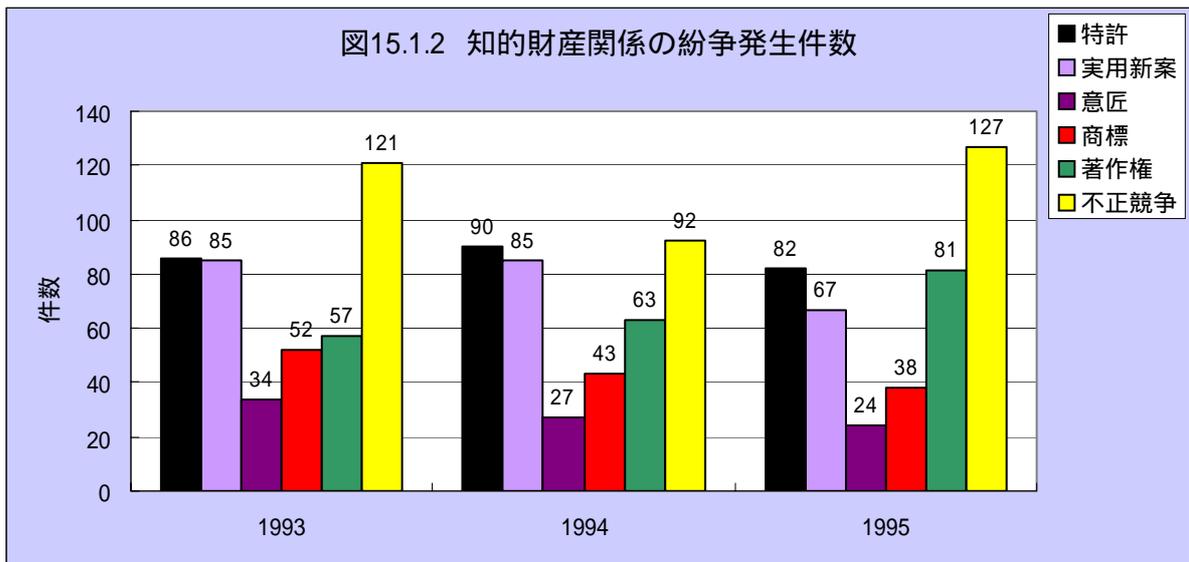
どのような知的財産権について紛争がおきていますか



- ① 図 1 は 1998 年 1 月から 2002 年年 4 月までに判例時報に掲載された知的財産関係の判例の内、参考になると思える事件の件数を示します。特許事件 65 件、実用新案事件 11 件、意匠事件 5 件、商標事件 70 件、著作権事件 178 件、不正競争事件 88 件でした。図 1 は図 2 との比較により重要な紛争の傾向を考察してください。
- ② 図 2 は元トヨタ自動車(株)知的財産部部長青山高美氏が調査された知的財産関係の紛争発生件数です。氏は「わが国では工業所有権関係の紛争は話し合いで解決するように努力しているから裁判所において判決が下りるまで争う事件は少ない」と言われていましたが、その見解は実用新案と意匠については正しいようですが、特許と商標は激しく争い、上告されるケースが多くあります。意匠の判決例が非常に少ないのは属否が分かりやすからでしょう。旧法の実用新案の紛争も意匠と同様な理由で少ないのでしょうか。青山氏の調査では実用新案と意匠の紛争発生件数がかなり多く有りますが、判例時報への掲載は少ないようです。その理由は、紛争の焦点が分かり易く、和解もし易く、又は判決の注目度が低いからと考えられます。
- ③ 特許(実用新案、意匠を含む)関係の判例は添付の「特許、実用新案、意匠に関する判例集」に収録しましたが、不正競争とセットで争われるケースがよくあります。「第 15 e 講 不正競争に関する判例」及び「第 15 f 講 営業秘密に関する判例」も参照してください。
- ④ 職務発明をめぐる紛争は「第 15 b 講 職務発明に関する判例集」及び「第 15 c 講 職務発明、変貌する判例集」も参照してください。
- ⑤ 商標は海外ブランドメーカーを原告とする偽物事件が目立ちますので、最後まで争われるようです。並行輸入事件は不正競争事件とセットになって争われるケースが数多くみられます。商標は著作権とも関係します。第 15 d 講「商標に関する判例」、第 15 g 講「著作権に関する判例」、第 15 e 講「不正競争に関する判例」をセットで参照してください。
- ⑥ 著作権の関係は著作者人格権と著作隣接権に係る事件が目立ちます。映画の著作物に関する紛争も深刻です。職務著作物に関する紛争や著名な音楽家や漫画家から提起される紛争も目立ちます。第 15 g 講「著作権に関する判例集」を参照してください。
- ⑦ 不正競争関係は、営業秘密に係る事件と、特許権又は意匠権が存在しない場合における競業者間の紛争が目立ちます。また会社をスパイアウトした元役員、元従業員と古巣の会社との紛争も多く、厳しい紛争になっています。商標や意匠に係る紛争や特許権侵害事件における原告-被告間の権利侵害警告等の発表、発言も不正競争事件に発展するようです。詳細は判決若しくは判例時報等で精査してください



出典：判例時報より作製



出典：元トヨタ自動車(株)部長青山高美氏

第2話 特許、実用新案、意匠に関する最近の主な判例

<判例時報 1753～1926号に掲載分> 職務発明関係は別項も参照

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
特許の非独占実施契約における裁定による紛争解決が定められていた場合は裁定によるとされた事例	特許実施料請求事件、東京地裁平17(7)14441号、平17.10.21民47部判決、却下、(控訴)	原告特許権者太陽インキと被告タムラは非独占特許実施契約を締結し、①紛争解決は裁定による、②無効審判の請求を容認するとのライセンス契約を締結した。原告は実施料の過小報告と被告の特許無効審判を理由として契約を解除し、本件訴を提起した。判決は、①②ともライセンス契約で定められている事項であるとし、本件請求を却下した。	判例時報 No. 1926 平18.6.11
玄関ドア製造方法に関する特許権について、仮処分後に特許無効審決が確定した事件において、仮処分の執行に過失があったとされた事例	①損害賠償請求控訴事件、大阪高裁平16(㊦)648号、平16.10.15民8部 中間判決 、一審大阪地裁平15(7)6256号、平16.1.20判決 ②損害賠償請求控訴事件、大阪高裁平16(㊦)648号、平17.3.29民8部判決、一部容認、一部棄却(上告)	特許権者近畿車輛は大阪地裁の仮処分決定を受けて日本7㊦に対し製造差止等の仮処分を執行した。日本7㊦は当該特許の無効審判を請求し、審決取消訴訟を経て特許権無効が確定した。本件訴訟は日本7㊦が当該仮処分によって受けた損害賠償請求事件であり、判決は、①事件において特許権者近畿車輛の無効理由の調査に過失があったと認定し、②事件では近畿車輛に対し仮処分の執行により与えた営業上の損害に対し損害賠償金693万円余の支払いを命じた。 仮処分に対する警報	判例時報 No. 1912 平18.2.1
パラメータ特許において、明細書のポイント要件が不十分とされた事例	特許取消決定取消請求事件、知財高裁平17(行㊦)10042号、平17.11.11特別部判決、棄却確定()	原告日本合成化学は「偏光フィルムの製造方法」の特許出願が登録後異議申立を受け、登録取消となり、その取消請求をした。本件はパラメータ特許であり、明細書にはそれを支える実施例が2件記載されていた。判決はフィルムを支える実施例(ポイント要件)が不十分として、特許庁の取消決定を支持した。	判例時報 No. 1911 平18.1.21
病理標本作成トレイに関する実用新案権の侵害物について、無償配布物については実案法29条但書きを適用するとした事例	実用新案権侵害差止等請求事件、大阪地裁平15(7)4726号、平17.2.10民26部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	被告は原告の病理標本作成トレイに関する実案権を侵害するトレイを15,430作成し、有償譲渡240個、無償譲渡8704個、在庫残6,486個であった。判決は、販売できなかった分、無償譲渡の分、在庫残の分の各1個当たりの損害賠償率は判示し、無償譲渡分は実案法29条但書の「原告が販売できない事情」に当る、と判示した。同上柱書き分は393.75円、但書き分は25円、仕入れ価格分は4円	判例時報 No. 1909 平18.1.1
アミノ酸医薬製剤とその方法特許について、原告の先使用も公然実施も認められなかった事例	特許権侵害差止請求権等不存在確認請求事件、東京地裁平15(7)19324号、平17.2.10民46部判決、一部容認、一部棄却(確定)	被告味の素はアミノ酸医薬製剤の特許権者、原告は特許権侵害警告を受けた日本製薬で、請求権不存在を訴えた事件である。判決は、被告の第1特許権は有効、原告の先使用权は否認、出願前の公然実施も否認し、被告の侵害差止請求権を認めた。但し第2特許は積極的な温度管理手段が必須として非侵害と認定。	判例時報 No. 1906 平17.12.1

パソコンに関する特許発明において、「一太郎」は方法特許に抵触し、そのソフトの販売は間接侵害と認めたと、公知例により無効とされた事例	特許権侵害差止請求控訴事件、知的財産高裁平17(ネ)10040号、平13.9.30特別部判決、取消・請求棄却(確定) 一審東京地裁平16(ワ)16732号、平17.2.1判決	一審原告松下電器はパソコンに関する特許権者、一審被告はジャストシステム社、1号は「一太郎」、一審は松下勝訴、その控訴審である本件判決は、「一太郎」クレームの構成要件を充足し、その販売は間接侵害であると認めたと、本件特許発明には無効理由があり、差止請求を否認した。時期遅れの証拠提出の主張は一審の迅速裁判にあるとし、否認した。	判例時報 No. 1904 平 17.11.11
時計用の水晶振動子の製造過程用いられるアース用外部端子は100%確実な電気的な接続でなくともよいとして特許侵害を容認した事例	不当利得返還請求事件、東京地裁平15(ワ)3552号、平17.4.8民47部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	原告特許権者明電社、被告ソノシエ他、水晶振動子を時計保持器内に樹脂モールドする際、水晶振動子を電氣的にシールドするアース用端子を設けたことが本発明の要部であり、判決は、①アースは100%確実に電気的な接続を要しなく、シールド効果で足りる、②特許法29条の2は「微差」の範囲まで、③販売品にアースしないものがあるからとして実施料相当額を売上高の2%(請求10%)とする、と判示した。	判例時報 No. 1903 平17.11.1
ラップフィルムの摘み具の意匠がセロハンラップの収納箱一部を切り開いた形状とは非類似とされた事例	債務不存在確認請求事件、東京地裁平16(ワ)17501号、平16.10.29民29部判決、容認、(確定)	被告はセロハンラップの収納箱一部を切り開いた形状の摘み具の意匠権者、原告呉羽化学は同社のクラップ収納箱は意匠権非侵害、債務不存在の確認の請求をした。判決は、被告意匠には横長矩形部がなく、意匠法2条1項の物品が相違するとし、原告請求を容認した。	判例時報 No. 1902 平 17.10.21
生体分子の探索方法に関する特許権者は専用実施権者を設定登録した場合でも、特許権侵害訴訟の提起を合法とした事例	特許権侵害差止請求事件、最高裁平16(受)997号、平17.6.17ニ小法定判決、上告棄却、一審東京地裁平13(ワ)21278号、平15.2.6判決、二審東京高裁平(ネ)1223号、平16.2.27判決	最高裁事件被告は生体分子の探索方法に関する特許権者で、一審の特許権侵害差止請求事件の原告、被告住商社は本件特許に関するソフトCDの輸入者、特許権者坂井昭子は薬医分子研に本件特許の専用実施権を設定登録した。特許権者に侵害差止請求権が存在するかの事件において、最高裁は、特許権者に差止請求権があると判示した。	判例時報 No. 1900 平17.10.1
現行特許法101条2号(間接侵害)について「その発明による課題の解決に不可欠なもの」について厳格に解釈した事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平14(ワ)6035号、平16.4.23民46部判決、棄却、(確定)	原告はプリント基板メッキ用治具本特許とその分割特許を有していた。被告は分割特許の出願時以前に同様な治具を業として実施状態にあった。本件特許発明の構成要件は上位概念で記載されていた。判決は、先使用を認定、クレームの上位概念を実施例相当に解釈し、法101条2号の「その発明による課題の解決に不可欠なもの」に該当しないとして、特許権侵害を否認した。	判例時報 No. 1892 平17.7.11
回路のシミュレーション方法の発明が、法1条の「自然法則」も、法29条柱書きの「産業上の利用	審決取消請求事件、東京高裁平16(行ケ)188号、平16.12.21知財1部部判決、棄却、(確定)	出願人は「連立方程式解法」を特許出願し、後に「回路のシミュレーション方法」に補正した。特許庁は、審査・審判を通じ、本願発明は法1条の「自然法則」も、法29条柱書きの「産業上の利用性」のも該当しないと、特許しなかった。その審決取消訴訟において、判	判例時報 No. 1891 平17.7.1

性」のも該当しないとして拒絶審決が確定した事例		決は、当該非線形方程式は一般のそれと何ら変わらず、回路の物理的、技術的性質への考察を含むものではないとし、請求を否認した。	
特許発明品であるインクジェットカートリッジに使用済み品にインクを装填して販売した行為について、消尽説が容認された事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平16(ワ)8557号、平16.12.8民46部判決、棄却、(控訴)	権利者、原告キヤノンのインクジェットカートリッジはインクが無くなるとインクを詰め替えて再使用できる。そのリサイクル品が特許権侵害であるとして差止を請求した事件において、判決は、製造方法の特許でも正規に販売したカートリッジは権利が消尽している、海外でインクの充填をしたリサイクル品の日本での販売も同様に消尽しているとし、原告の請求を否認した。 なお 知財高裁は一転原告の請求を容認した。	判例時報 No. 1889 平17.6.11
出願公告制度(旧法)の基の公告後の補正が特許請求の範囲を縮減するものであるが、変更であるとし、請求が却下された事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平13(ワ)12933号、平16.5.14民46部判決、棄却、(控訴)	原告はコニカミノルタ、被告は同業者のシグマ、交換レンズに関する特許権侵害等の事件である。旧法による出願公告後に異議申立を受け、明細書の記載事項を特許請求の範囲に付加し、特許権が成立した。判決は、特許請求の範囲に新たな事項を追加することは形式的には「縮減」であるが、その内容が特許出願のときに当業者が想到できないものは「変更」であるとし、請求を否認した。	判例時報 No. 1884 平17.4.21
カーテンウォールに関する特許出願について、開発を依頼した原告が被告に開示した技術は、本件発明と同一ではなく、重要部分に共通点はないとし、原告の請求が棄却された事例	特許を受ける権利確認請求事件、東京地裁平15(ワ)14025号、平16.10.29民29部判決、棄却(確定)	木製カーテンウォール工事業者である原告が地震対策の問題点により受注に失敗し、被告に開発を依頼し、問題が解消して受注に成功した。被告がその技術の特許出願したので、原告は自分の発明であるとの確認訴訟を提起した。判決は、特許出願という事実に対して、原告が示した技術が①特許発明と同一であるか、②発明の要部は同一でない限り、特許出願人が本件発明をしたとするのが相当であるとし、原告開示の技術は①同一ではなく②公知技術であるとし、請求を棄却した。	判例時報 No. 1882 平17.4.1
ネックレス止め具に関する祖父、子、孫3代分割特許に関する係争事件において、子特許についてはP-in-Pクレームとし、孫特許は子特許の明細書の記載が参酌された事例	特許権に基づく侵害差止等請求事件、東京地裁平15(ワ)9215号、平16.4.23民46部判決、棄却、(控訴)	原告Pラネット社は祖父特許権と、その分割子特許権と、その又分割の孫特許権を有し、被告並木は同業者である。原告Pは子特許権に基づく市外差止等の訴提起したが、クレーム中の方法を限定的に解釈し、原告が敗訴した。本件は孫特許に基づく訴を提起した事件である。判決は、孫特許のクレームをそのまま解釈するのではなく、分割前の子特許の実施例の記載をもとに、孫特許のクレームを限定解釈し、侵害差止を否認した。	判例時報 No. 1877 平17.2.11
原告のパソコンソフトの特許権侵害がないと認定した上で、被告が反訴	特許権侵害差止請求権不存在確認等請求事件、特許権侵害行為差止反訴請求事件、東京地裁平	松下電器は特許権者で本诉被告(反訴原告)、J社は本訴原告(反訴被告)、松下はJ社と、J社のパソコンソフトをインストールしたパソコンメーカーに対して特許権侵害の警告をした。J社は、特許侵害はないとして差	判例時報 No.1876 平17.2.1

<p>を請求している場合には「不存在確認の請求はできない」とし、営業誹謗行為は認めなかった事例</p>	<p>15(7)18830号(本訴)・24798号(反訴)、平16.8.31、民47部判決、1部却下、1部棄却、(確定)</p>	<p>止請求権の不存在の確認と、不正競争防止法2条1項14号の営業誹謗行為の差止等の請求をした。判決は、特許権侵害はない、反訴があるので不存在確認の訴えは却下する、営業誹謗行為には該当しない、と判示した。</p>	
<p>わが国の特許出願の拒絶査定が確定したが、米国特許は成立した。その米国特許を用いた属地主義の主張が否定された事例</p>	<p>営業誹謗行為等差止請求事件、東京地裁平14(7)1943号、平15.10.16、民46部判決、1部容認、1部却下、1部棄却、(確定)</p>	<p>被告マリンバ(株)は珊瑚砂を用いた健康食品等を製造販売する会社であり、その発明の特許出願はわが国で拒絶査定が確定(東京高裁)したが、米国特許は成立した。原告コール co.は同業者である。原告の米国におけるコール(珊瑚砂)を用いた健康食品が米国特許を侵害するかどうか争われた。判決は、被告は日本に本社と主たる営業活動の場があるとし、日本での国際裁判管轄権により、非侵害と営業誹謗行為を認め、不競法2条1項14号に該当するとし、誹謗行為等の差止を命じた。</p>	<p>判例時報 No.1874 平17.1.11</p>
<p>下水管マンホールを作成するホーリー工法に関する特許発明が単なる方法の発明とし、公的研究団体の教育等の行為は特許法101条の「みなし侵害」等が否認された事例</p>	<p>特許権侵害等差止請求事件、東京地裁平16(7)9208号、平16.8.17、民47部判決、棄却、(控訴)</p>	<p>公的研究団体であるMR2工法協会の同工法が原告の特許発明を侵害するとして侵害差止、損害賠償の支払い等を請求した事件において、判決は、本件特許は単なる方法の発明であり、被告協会は同工法の実施者ではなく特許法101条3項、4項に該当しない、同協会加盟会社に対するMR2工法を知らせる行為は特許権侵害の教唆・幫助に当たらず損害賠償や謝罪広告を要しないと判示し、原告の請求を全面的に否認した。 門前払い判決</p>	<p>判例時報 No.1873 平17.1.11</p>
<p>実用新案登録請求の範囲において収縮率の数値限定はあるが、その測定方法が記載されていない事件において、明細書の記載が参酌された事例</p>	<p>製造販売差止等請求事件、東京地裁平15(7)6742号、平16.3.5、民47部判決、棄却、(控訴)</p>	<p>包装ラベル付き細口瓶に関する実用新案権について、請求範囲に「縦方向の100℃における収縮率が45%以上」との記載がある。その測定方法に種々があり、原告主張の加熱時間と過熱方法によれば被告製品の収縮率は45%以上となり、被告主張の方法は45%以下であった。判決は、測定温度を100℃とし、加熱時間を明細書記載の2分とし、収縮率は45%未満と認定し、原告の請求を棄却した。フナバテットの判例である。</p>	<p>判例時報 No.1871 平16.12.11</p>
<p>パイ特許について一審は特許発明の技術的範囲を実施例相当に解釈したが、上告審ではダミ-原子を拡大解釈して侵害よ容認したフロパテットの事例</p>	<p>特許権侵害差止請求控訴事件、東京高裁平15(ネ)1223号、平16.2.27民6部判決、取消・容認(上告)、一審東京地裁平13(7)21278号、平15.2.6判決</p>	<p>パイ特許権者は他人に専用実施権を許諾している。その特許権者が①特許権侵害者に対し差止を請求できるか、②差止可能としたときは特許発明の技術的範囲が実施例相当であるか、が争われた。一審は両者を否認した。二審の判決は、専用実施権を許諾した場合でも差止請求は可能と判示し、特許発明の技術的範囲は実施例限定されない、として差止請求を容認した。フロパテットの判例である。</p>	<p>判例時報 No.1870 平16.12.11</p>

<p>特許権無効の審決を受けた者が訂正審判を請求するに際し、訂正審判に同意をしない通常実施権者の抹消登録が否認された事例</p>	<p>通常実施権抹消登録請求事件、東京地裁平15(ワ)26297号、平16.4.28民29判決、棄却(控訴)</p>	<p>原告は雨水タンクに関する特許権者、被告はその通常実施権者である。原告は当該特許権について特許無効に審決を受け訂正審判を請求したが、被告は特許法127条による同意を拒否した。そこで原告は通常実施権の登録抹消請求の本件訴を提起した。判決は、契約上の協力義務、信義則違反又は権利の乱用に当たらないとして、請求を棄却した。(特許法127条は通常実施権者の利益を守る)</p>	<p>判例時報 No.1866 平 16.10.21</p>
<p>出願前の発売による明らかな無効理由のある実用新案権に基づく訴訟自体は不法行為ではないが、取引先に対する拡布行為は不競法上の不正競争行為に該当するとされた事例</p>	<p>損害賠償等請求事件、東京地裁平15(ワ)8180号、平16.3.31、民29部判決、一部容認、一部棄却、(確定)</p>	<p>児童鞆メーカーのキタダは実案出願前に当該鞆を発売した。キタダは後発メーカー「盛光」に損害賠償等を請求する訴を提起し、盛光の取引先に実用新案権侵害の旨の文書を拡布した。判決は、出願前の発売の事実は会社が当然知りうる明らかな無効理由であるが、差止訴訟の提起自体は著しく相当性を欠くとはいえない、但し取引先に対する侵害警告文書の拡布行為は不競法2条1項14号に所定の不正競争行為に該当する、と判示した。</p>	<p>判例時報 No.1860 平16.8.21</p>
<p>元技術部長坂本氏は請われて個人名義の実用新案登録出願を持参し育良精機に入社し、同考案商品化を事業化した事件において、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例</p>	<p>契約代金等請求事件、水戸地裁土浦支部平8(ワ)202号、平15.4.10判決、一部容認、一部棄却(控訴)</p>	<p>元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の特許1件、実案2件、意匠6件を取得した。坂本氏が持参した実案について、契約書も対価の記載も無く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそれらの対価として約5億円を請求した。判決は無名契約であっても知的財産権に対する対価に支払いは当然であるとして、持参実案の譲渡対価と職務発明の対価の支払いを命じた。</p>	<p>判例時報 No.1857 平16.7.21</p>
<p>一審の判決が支持され、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例</p>	<p>契約代金等請求控訴事件、東京高裁平16.9.29号知財2部判決、1部変更、一部控訴棄却(確定) 一審水戸地裁土浦支部平8(ワ)202号、平15.4.10判決、前行事件</p>	<p>二審判決 被告等は連帯して1708万円と金利を支払え 育奈精機は689,249円と金利を支払え 広沢製作所は1,117,898円と金利を支払え 参考、一審判決 被告等は連帯して1708万円と金利を支払え 育奈精機は689,249円と金利を支払え 広沢製作所は1,117,898円と金利を支払え 一審判決がほぼ支持された。</p>	<p>判例時報 No.1887 平17.5.21</p>
<p>味の素の元研究所長が職務発明の対価として、113億円の対価の内金20億円を請求した事</p>	<p>特許権持分移転登録手続等請求事件、東京地裁平14(ワ)20521号、平16.2.24、民47部判決、一部容認、一部棄却、(控</p>	<p>人口甘味料アスパルチームの特許発明者が職務発明の対価の内金20億円を請求した事件において、判決は、特許法35条には属地主義が認めず、海外メーカーからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入79.7億円とし、会社の寄与度を95%、共同発明者の</p>	<p>判例時報 No.1853 平16.6.11</p>

件で、1.9 億円が容認された事例	訴)	寄与度を 50%とし、既払いの 1000 万円を差引いた 1.9 億円の支払いを命じた。厚生年金による原告の利益は考慮されなかった。	
要部がノズル部分にある液体充填機について、要部の寄与度を 20%として損害賠償を認定した事例	特許権侵害差止等請求事件、東京地裁平 14(ワ)3237 号、平 15.12.26、民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	原告は、被告の液体充填機の売上高 111 億円余、その利益 33 億円余を損害額として請求した。判決は、利益の算定は限界利益を指すとし、発明の要部がノズルにあると認定し、その限界利益の 20%である 4417 万円余を原告の損害額として支払いを命じた。また弁護士費用は相当の因果関係にある損害として 400 万円の支払いを命じた。	判例時報 No.1851 平 16.5.21
内実施のみの実用新案権の職務発明の対価について、他へ実施させた場合の実施料相当額を対価と判示した(東京方式)事例	実用新案権報酬金請求事件、東京地裁平 13(ワ)20929 号、平 15.11.26、民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	他からのライセンス収入等がない内実施の場合における職務発明に対する対価の算定方式には東京方式と大阪方式がある。元従業員伊奈潔は環境予測システムの全体の売上高も基に対価(4298 万円余)の請求をした。判決は、本件考案の売上増への寄与分を算定し、それを他に実施許諾した場合の実施料相当額(120 万円)を職務発明の対価として支払いを命じた。	判例時報 No.1846 平 16.4.1
数値限定のあるクレームにおいてその数値の測定方法が開示されていない場合の特許権侵害を否認した事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平 14(ワ)42512 号、平 15.6.17、民 47 部判決、棄却、(控訴)	マルチツール含蜜結晶とその製造方法の特許発明において、クレーム中に含蜜結晶粉末に数値限定があったがその測定方法の記載がなかった。その測定方法に 2 方式があり、測定方式により異なる結果が得られた。特許明細書において測定方法が特定されていないとして特許権侵害を否認した。	判例時報 No.1838 平 16.7.21
筋組織状こんにゃくの製造方法と装置の特許発明が要部均等と判示された事例	特許権侵害差止等請求事件、大阪地裁平 12(ワ)6322 号、平 14.4.16、民 21 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	筋組織状こんにゃくの製造方法と装置の特許発明において、原告発明は数値限定された多孔ノズルであるのに対し、被告は多孔連通孔を使用している。その違いは本質部分でなく、同様な筋組織状こんにゃくが製造できるとし、均等と判示した。ボールスプライン軸受事件最高裁判決に準拠した。	判例時報 No.1838 平 16.1.11
エアーマッサージ機の特許権侵害事件において元イ号について文言侵害を容認し、改良イ号については均等として差止、廃棄、損害賠償を容認した事例	特許権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(ワ)3485 号、平 15.3.26、民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	エアーマッサージ機 5 件の特許権を所有する原告が被告の元イ号(初期製品)と紛争中の改良イ号について差止、廃棄、損害賠償等の請求事件において、判決は、元イ号は文言侵害である、改良イ号はボールスプライン判決に徴して均等であると判示し、無効理由を否認した。発明の寄与度を 95%とし、原告の被った損害額 15 億円余の損害賠償を命じた。後発コピーメーカーに厳しい判決である。	判例時報 No.1837 平 16.1.1
日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平 14(ワ)16635 号、平 15.8.29 民 47 部判決、一部容認、一部棄却(控	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価 103.7 万円を不服として不足額 8,974.9 万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約 2 億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張	判例時報 No.1835 平 15.12.11

経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	訴)	し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を90%とし、差引不足額1,232.5万円の支払いを命じた。	
物の発明において例えそれが新規物質としても問う業者が容易に実施できる記載がなければならぬとされた事例	特許取消決定取消請求事件、東京高裁平12(行ケ)120号、平14.2.7、民6部判決、棄却(確定)	7ルカ畜電池用物質の発明が付与後異議制度により特許取消決定を受け、権利者が取消決定取消の訴訟を提起した。異議申立人は三洋電機他であるが、訴訟事件の被告は特許庁長官。判決は、本件発明と公知例の製造工程が極めて類似していることに着目し、例え新規物質の物の発明であっても特許法36条4項所定の当業者が容易に実施できる記載が必要であると判示し、特許庁の決定を支持。	判例時報 No.1828 平 15.10.11
新規物質の生産法穂の推定(104条)において、被告の抗弁した生産方法が事実に相違した場合における生産方法の訂正が否認された事例	各損害賠償請求控訴事件、東京高裁平12(キ)2645号、平10.11、民6部判決、一部取消、(上告)、一審東京地裁平2(ワ)5678号ほか、平12.3.27判決	新規物質特許における損害賠償等請求事件において。被告らが抗弁した被告製造方法が相違し、とそれを立証する製造日誌が改ざんされていた。その事実が11年間隠されて訴訟が遅延した。その後被告らは製造方法を訂正した。判決は遅れた抗弁としてその訂正を認めず、意図的な訴訟遅延を認定し、合計15億円余の惨害賠償を言い渡した。	判例時報 No.1823 平15.8.21
無洗米特許について競業者の製品が権利範囲の属するが公知例により無効とし、ユーザに対する告知行為は不競法違反とされた事例	特許権侵害差止等請求権不存在確認等請求、特許権侵害差止等反訴請求事件、東京地裁平9(ワ)24064号・同11(ワ)19166号平14.12.212、民46部判決、本訴一部容認、一部棄却、一部却下、反訴：一部棄却、一部却下(控訴)	無洗米に関する同業者が特許権者に対し特許侵害不存在の確認を求める訴を提起し、権利者が反訴を継起した事件において、同業者は権利の属否を争わず、進歩性による特許権無効の確認の請求とユーザに対する営業妨害差止を請求した。判決は、同特許は29条2項により無効であるから権利行使は権利の乱用に当たる、権利者の中小ユーザに対する特許侵害である旨の布行為は不競法2条1項14号に該当する不正行為と判示した。	判例時報 No.1824 平15.9.1
冷凍塩味茹枝豆の特許権侵害差止事件において無効事由があるとして権利の乱用とされた事例	特許権侵害差止等請求事件、東京地裁平14(ワ)6241号、平15.6.26、民29部判決、棄却、(確定)	薄皮に加え中心部まで塩味を浸透させるとする冷凍塩味茹枝豆特許権について、塩味の浸透は公知の茹でかたのブランピング条件を変えるだけで達成できると認定し、無効事由の存在により同特許権の行使は権利の乱用に当たる判示した。	判例時報 No.1825 平15.9.11
経済・技術の両面で従属関係にある会社が行った特許出願の発明者の補正と職務発明の対価を容認した事例	売買代金等請求事件、大阪地裁平11(ワ)12699号、平14.5.23、民21判決、一部容認、一部棄却(控訴<和解>)	下請け関係で親会社の技術により有用元素の回収を行っている子会社が自社の特許担当者を発明者とする特許出願した。その特許出願について判決は、発明者掲載権により親会社真正発明者名の補正を容認し、従業者ではない真正発明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価の支払いを容認した。	判例時報 No.1825 平15.9.11

オリンパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例	損害賠償請求事件、最高裁平 13(受)1256 号、平.15.4.22、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平 7(ワ)3841 号、平 11. 4.16 判決、二審東京高裁平 11(ネ)3208 号、平 13.5.22 判決	オリンパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価 21 万円を不服として 2 億円の対価を請求した事件であり、1 審、2 審とも不足対価の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、会社側に対し不足額 228.9 万円の支払いを命じ、時効成立も否認した。但し包括ライセンスに於ける本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案され不足額は 228.9 万円と判示。	判例時報 No.1822 平 15.8.11 参考： No.1690 (1 審) No.1753 (2 審)
改善多項制下の特許権の無効審判中の訂正審判は、請求項毎に成立の要否を審決しなければならないとされた事例	審決取消請求事件、東京高裁平 12(行ケ)170 号、平 14.10.31、民 18 部判決、容認(確定)	動力伝達用チェーンの 改善多項制 下の特許発明について無効審判の請求をうけた権利者が訂正審判を請求した。原審はその訂正を一体として認め、無効審判を不成立とした。その審決取消訴訟に於いて判決は、各請求項の無効理由を個別に認定すると共に、訂正審判については各訂正請求項についてその成否を判断しなければならないと判示。	判例時報 No.1821 平 15.8.1
無効審判不成立審決後に訂正審判が確定した場合において、同日出願を理由とする無効審判の審決取消が否認された事例	審決取消請求事件、東京高裁平 11(行ケ)376 号、平 14.11.14、民 18 部判決、棄却(上告受理申立)	「建築物の骨組構築方法」の特許権に関する無効審判請求が不成立となった事件において、権利者が訂正審判を請求し確定した。無効審判請求人が本件訂正後の特許は同日出願の発明と同一であることを理由とする審決取消訴訟を提起した。判決は、訂正審判は「限定的縮減」でありかつ同日出願との関係も「独立特許要件」を充足していると判示。	判例時報 No.1811 平 15.4.21
日亜の元従業員中村氏が訴えた職務発明の対価の支払いを求めた裁判において、原告の請求通り 200 億円の支払いを命じた事例	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平 13(ワ)17772 号、平 14.9.19、民 46 部中間判決、平 16.1.30 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	青色発光ダイオードの特許発明について、元主任研究者中村修二博士は特許第 2628404 号の職務発明の対価 200 億円を請求する裁判において、判決は、被告会社の本件特許権による利益を 1208 億円と認定し、その半分の 604 億円が相当の対価である。但し原告の請求は 200 億円であるから、職務発明の対価として 200 億円の支払いを命じた。	判例時報 中間判決 No.1802 平 15.1.21 本判決 No.1852 平 16.6.1
日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により職務発明であるとして否認された事例	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平 13(ワ)17772 号、平 14.9.19、民 46 部中間判決	青色発光ダイオードの特許発明について元主任研究者中村氏は社風に反する「自由発明」であるとして、①共有部分の移転登録を求める、②付帯的に職務発明の対価 200 億円を求める裁判において、裁判所は押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め①を否認する中間判決をした。②は①が確定後となるが、相当の対価は強行規定であるから裁判所により確定すると中間判示した。	判例時報 No.1802 平 15.1.21
複数の請求項に係る特許出願において、拒絶査定不服審判における審決が特定請求項のみ	審決取消請求事件、東京高裁平 12(行ケ)385 号、平 14.1.31、民 46 部判決、棄却(上告)	特許法 49 条(拒絶査定)では 29 条等の規定に違反する特許出願は拒絶査定すると定められている。本件は 3 つの請求項からなる 3 発明の特許出願である。拒絶査定不服審判の請求における審決は 1 に発明の不特許事由により他の 2 つの請求項を判断することなく審決	判例時報 No.1804 平 15.2.11

の不特許理由で審決することが容認された事例		の妥当性が争われ、判決は多項制を容認した昭和 61 年改正法の元でも一発明一出願の原則は継続しているとし、審決を支持した。	
乳房切除者用ブラジャーに関する冒認特許について特許権移転登録手続請求が否認された事例	特許権移転登録手続請求事件、東京地裁平 13(ワ)13678 号、平 14.7.17、民 29 部判決、棄却、(控訴)	前裁判で本件ブラジャーに関する特許出願が冒認であることが確定していた。その後平成 13 年最高裁判決は冒認特許権について真正権利者に権利の持分を容認した。原告はこの最高裁判例に依拠して特許権の移転登録を請求した。判決は、原告は冒認出願の存在を知った後も特許出願をしなかったので、現行特許法では移転登録はできないと判示した。	判例時報 No.1799 平 14.12 .21
熱交換機用パイプの実用新案権が公知例により当然無効の理由があり、かつ先使用权が認められた事例	実用新案権侵害差止等請求控訴事件、東京高裁平 13(ネ)1870 号、平 14.3.27、民 13 部判決、控訴棄却、(確定)、1 審東京地裁平 11(ワ)15003 号、平 13.2.27 判決	本件パイプの要部は冷媒の漏洩を防止する差込穴の形状であり、明確な公知例が存在した。非控訴人は先使用の事実を証明するために特定製造番号熱交換器を搭載した自動車を公証人の立会いで取り外して差込穴の形状を公証した。判決は、公知例と先使用の事実を容認し、控訴を棄却した。	判例時報 No.1799 平 14.12 .21
特許法 79 条所定の先使用权について、概略図のみでは不可とされた事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平 12(ワ)18173 号、平 14.6.24、民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	6 本ロールインゲートについて、被告は原告の特許出願前に顧客の打診により概略図を作成した。判決は、概略図のみで、その製造に必要な強度計算や確認仕様書を作成した形跡がないので法所定の「特許出願の際・・・発明の実施である事業の準備をしている」とは認められない、として先使用权を否認した。	判例時報 No.1798 平 14.12 .11
セラミック被覆ブレードの被覆層の厚みに要部のある特許発明において、使用による磨耗は法 101 条に該当しないとされた事例	特許権侵害差止請求事件、東京地裁平 13(ワ)1650 号、平 14.5.15、民 29 部判決、棄却、(控訴)	本件特許は被覆層の厚みが最高 0.25mm との数値限定があり、被告製品は 0.525~0.313mm である。原告は被告製品の使用による磨耗により 0.25mm 以内にはいることがあり得るとして法 101 条のみなし侵害を主張した。判決は、使用者はブレードを生産する行為がないとして請求を否認した。	判例時報 No.1794 平 14.11.1
特許請求の範囲の数値限定を無視し、かつ公知例の数値領域を拡大解釈したとして拒絶査定審決が取消された事例	審決取消請求事件、東京高裁平 10(行ケ)79 号、平 13.6.26、民 6 部判決、容認、(確定)	酸素、窒素とアルゴンを含む混合物の発明において、特許請求の範囲にはアルゴン濃度 0.6-75 容積%との限定がある特許出願について、判決は、審決におけるアルゴン濃度の範囲は広く使用されうると片付けた点及び公知例との対比を一致点、相違点について進歩性の検討を怠ったとし、特許庁の審決を取消した。	判例時報 No.1790 平 14.9.21
先後関係にある実用新案権について、利用関係を認め、差止と損害賠償を認めた事例	損害賠償請求控訴事件、東京高裁平 12(ネ)3019 号、平 13.5.24、民 6 部判決、一部変更、一部控訴棄却、(上告)一審新潟地裁平 9(ワ)23 号、平 12.4.25 判決	同業者で先後願関係にある実用新案権について、1 審は利用関係にあることを認め、差止と損害賠償の請求を認めなかった。控訴審では利用関係を争わなかった。判決は、後登録考案は後登録考案の技術的範囲に属し、登録の有無とは関係なく権利侵害であり、差止と損害賠償請求を容認した。	判例時報 No.1789 平 14.9.11

実験動物(ヌードマウス)に関する特許発明において、ヌードマウスの皮下で変体した組織塊は属しないとされた事例	特許権侵害差止請求事件東京地裁平 11(ワ)15238号、平 13.12.20、民 46 部判決、棄却、(控訴)	本件特許発明における「ヒト臓器から得られた腫瘍組織塊」とはなにかが争われた事件で、判決は、当該腫瘍組織塊とはヒト臓器から採取された腫瘍組織塊であると認定し、ヒトの腫瘍組織塊をヌードマウスの皮下で変体させたものは特許権侵害とはならないと判示した。	判例時報 No.1787 平 14.8.21
原告の所有する6件の特許権について設定されていた専用実施権の解除を求める訴訟において裁判管轄地の移送が否認された事例	移送申立事件、大阪地裁平 11(ワ)859号、平 11.9.21、民 21 部決定、却下(抗告<抗告棄却>)	平成 10.1.1 施行の改正民訴法第 6 条において特許事件等の裁判管轄権は東京と大阪になった。原告・被告間の契約書には 3 年不実施契約解約条項があり、原告から解約を求める訴訟が大阪地裁に提起された。被告(申立て人)は裁判管轄地を広島地裁に移行する申立を行なった。本訴の決定は民訴法第 6 条の主旨を明確にした上で、申立を却下した。	判例時報 No.1785 平 14.8.1
付与後の特許異議申立により取消された共有の特許権に対する取消訴訟は共有者全員でなくても有効とされた事例	特許取消決定取消請求事件、最高裁平 13(行ヒ)104、平 14.3.25、二小法廷判決、破棄差戻一審東京高裁平 12(行ケ)470号、平 13.3.12、判決	平成 6 年改正特許法により付与後の特許異議制度の適用を受けた共有特許権につき異議申立を受け特許の取消決定を受けた事件であり、共有者の一人が取消決定を不服として東京高裁に訴を提起したところ同裁判所は共有者全員による訴でないという理由で特許庁の決定を支持した。最高裁は降りかかる火の粉を払うという面から単独で取消決定の取消訴訟が提起できると判示した。	判例時報 No.1784 平 14.7.21
物の発明のクレームにその物の製造方法が記載されている場合はその技術的範囲は当該方法に依拠されるとされた事例	特許権に基づく製造販売禁止等請求事件、東京地裁平 12(ワ)27714号、平 14.1.28 民 29 部判決、棄却(控訴)	本件特許発明は金属製装身具ネックレスの発明であり、その特許請求の範囲には製造方法が記載されていた。本件訴訟では技術的範囲の解釈にその製造方法が依拠されるか、「リング状」の記載の均等の範囲はどこまでかについて争われ、物の発明であっても特許請求の範囲における製造方法の記載はそれに準拠される、被告の弾性体は「リング状」の均等物とはいえないと判示した。	判例時報 No.1784 平 14.7.21
特許製品の国内消尽が認められる範囲であるとされた事例	損害賠償請求控訴事件東京高裁平 13(ネ)959号、平 13/11/29、控訴棄却、確定	購入した医薬品の有効成分を抽出して同一薬効の医薬品を製造した場合、生産する権利にはもともと消尽はありえないが、薬効成分に生成も変更もしない場合には消尽となると判示した。	判例時報 No.1779 平 14.6.1
対象製品が先願明細書の記載と同一の場合における均等論第 4 条件の適用が容認された事例	実用新案権侵害差止及び損害賠償請求控訴事件東京高裁平 13(ネ)2630号、平 13/11/28、一部取消、請求棄却、付帯控訴棄却、確定	三脚脚立の先願明細書の記載内容と実質的に同一の場合は実案登録の要件を失っている。その場合均等論第 4 要件(ボ-ルスクウェア事件最高裁判決、出願時の推考容易性)によるイ号物件が本件実案の技術的範囲に属するとするのは相当でない。	判例時報 No.1778 平 14.5.21
取消判決の拘束力の及ぶ範囲は第 2	審決取消請求事件、東京高裁平 13(行ケ)267号、平	段ボールに関する特許発明の第 1 次審決の取消が確定し、その後再度特許無効とする第 2 次審決があった。	判例時報 No.1777

次審決に及ばないとされた事例	13/5/24、民 6 部判決、棄却(確定)	原告は第 1 次審決の取消判決に拘束されると主張したが、第 2 次訴訟では特許無効を容認した。	平 14.5.11
方法特許の工程の一部が被告以外であっても道具理論により特許権侵害を容認された事例	特許権侵害差止請求事件東京地裁平 12(7)20503 号、平 13/9/20、民 46 部判決、一部請求棄却、控訴	本件特許は 6 つの工程からなる時計文字盤等の『電着画像の成形方法』である。被告は一工程を省略した文字盤を、業者を道具として作らせて全工程を完成させた。この行為(国内に限る)は自己の実施と同一視できると判決	判例時報 No.1764 平 14.1.1
遺伝子組換え技術に関する発明の明細書に実施可能な記載がないとされた事例	審決取消請求事件、東京高裁平 10(行ケ)28 号、平 13/5/17、民 6 部判決、棄却(確定)	同技術に関する方法発明について、拒絶査定不服審判も明細書に当業者が実施可能な記載が無いとして特許法 36 条 3 項により拒絶査定が維持され、東京高裁も審決を容認。	判例時報 No.1775 平 14.4.21
損害計算のための鑑定を採用、グループ会社の連帯賠償責任、利益に定義が示された事例	特許権侵害差止請求事件東京地裁平 9(7)5741 号、平 13/2/8、民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴<控訴棄却>)	モルガンに関する特許権侵害事件について、技術的範囲に属するとした上で、法 105 条 2 による専門家の鑑定により被告の利益額を認定し、製造、販売の姉妹会社の連帯責任を容認し、利益を直接製造利益と認定した。	判例時報 No.1773 平 14.4.1
原告所有の特許発明「形状選択転化法」が明確に無効事由があり、原告の請求が権利の乱用とされた事例	特許権侵害差止請求事件東京地裁昭 60(7)4297 号、平 13.3.29 民 46 部判決、棄却(確定)	本件特許発明は石油の脱ロウ方法であり、被告方法はその技術的範囲に属するか(論点 1)か、公知文献の存在により無効理由があるか(論点 2)について争われた。判決は論点 1 に踏み込むことなく本件特許発明には無効理由(特許法 29 条 1 項 3 号に違反して特許された)があるとして原告の請求を棄却した。キルビ-事件最高裁判示(判例時報 1710)を踏襲	判例時報 No.1765 平 14.1.11
配電盤装置に関する特許発明と被告装置が均等であり技術的範囲に属するとされ損害賠償が容認された事例	特許権侵害差止等請求事件、東京地裁平 12(7)3157 号、平 13.5.22 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(確定)	均等論に関する最高裁判決「ボ-ルスグライン事件」の判示が適用され、本件特許発明と被告製品の相違点である整線切欠き貫通穴とア-ズ線接続圧着端子は本質部分でなく、置換しても同一効果であり、置換が当業者に容易で、出願時に容易に推考できなく、出願手続中の特段事情もないとし、均等と判示した。なお賠償額は被告の利益額を認定した。	判例時報 No.1761 平 13.12.1
行政不服審査法第 45 条の処分を知った日には PC の接続不良も考慮するとされた事例	行不法による異議申立却下決定取消請求事件、東京高裁平 13(行カ)87、88 号、平 13/12/10、民 29 部判決、却下(控訴)	予納金積立不測を理由とする登録料却下の決定における行不法 45 条の「処分があったことを知った日」とは PC のバージョン不整合の理由も抗弁できる。ただし一旦消滅した登録を回復する手段がないので申立を却下	判例時報 No.1777 平 14.5.11
原告の窒化ガリウム系化合物半導体発光素子の特許発明の技術的範囲がグループヘルメ構造に限るとされた事例	特許権侵害差止等請求事件、東京地裁平 11(7)28963 号、平 13.5.15 民 46 部判決、棄却(控訴)	青色 LED に関する特許権保有者日亜科学が社住友商事の輸入行為に対する特許権侵害訴訟を提起した事件である。判決は本件特許発明の要旨を① n 型 Ga 系化合物層を有すること②前記層と p 型 Ga 系化合物層の間に設けグループヘルメ構造にあると認定し、原告の請求を棄却した。	判例時報 No.1760 平 13.11.21

特許無効審判と同審判請求を受けて請求した訂正審判が特許庁で容認されたが、審決取消訴訟において公知例により審決が取消された事例	審決取消請求事件、東京高裁平 11(行ケ)246 号、平 13.5.23、民 13 部判決、容認(確定)	「コテング装置」と称する特許発明の特許権者である被告が原告の特許無効審判の請求を受けて訂正審判を請求した。特許庁はその訂正を認容し、特許無効審判は不成立の審決を行った。本判決はワーク形状に関する訂正審判の訂正は認容したが、本件発明は公知例(引用例 1,3)から当業者が容易に推考できたとして、審決を取消した。	判例時報 No.1756 平 13.10.11
本件特許発明が公知例により無効事由があるとして権利の乱用を認容し、かつ当該権利者の禁反言が追及された事例	特許権侵害差止請求権不存在確認請求事件、東京地裁平 12(ワ)8204 号、平 13.3.30 民 29 部判決、認容(確定)	本件訴訟の被告が特許発明「連続壁体の造成方法」の権利者であり、原告は特許無効の審判を請求した。同審判事件中に被告はクレームの構成要件を限定する答弁を行い無効審判不成立の審決があった。そこで原告は本件差止請求権不存在の訴訟を提起した。本件判決は、①本件特許発明は公知例により無効事由がある②無効審判中に提出した答弁書の取消は効力がない③禁反言の法理が適用されると判示した。	判例時報 No.1753 平 13.9.11
換気口用フィルクに関する意匠について、意匠非類似、不競法 2 条 1 項 3 号の形態模倣も否定された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 14(ワ)26828 号、平 15.10.31 民 47 部判決、棄却(控訴) 注：意匠の類否には混同説と創作説がある。	換気口用フィルクの形態が登録意匠に類似するか、被告商品の販売行為が不競法 2 条 1 項 3 号の形態模倣の該当するか等が争われた事件において、判決は、需要者が被告商品を登録意匠権者の商品と混同することがないとして非類似と認定し、不競法 2 条 1 項 3 号の形態模倣に該当しないと判示した。	判例時報 No.1849 平 16.5.1
ラック用カバーの意匠について当然求められる機能上必要な形状を本件登録意匠と認めず、類似性が否定された事例	意匠権物製造・販売差止等請求事件、東京地裁昭 11(ワ)13242 号、平 13.8.30 民 46 部判決、棄却(確定)	略 L 字型と略 T 字型のラックカバーに関する 2 件の登録意匠権を有する原告が製造販売等の禁止を求めた裁判である。本件判決は要部観察手法を採用し、本件登録意匠における略 L 又は T 字形状、屋根型形状等を当然求められる機能必然的なものとして要部と認めず、山形屋根部の稜線形状を要部と認定し、稜線形状の異なるイ号意匠を非類似とし、請求棄却	判例時報 No.1762 平 13.12.11

最近特に注目した判例

パチスロ機特許紛争事件の損害賠償事件の判決で、①②事件の被告 2 社に合計 84 億円の支払命令をした事例	①特許権に基づく損害賠償請求事件、東京地裁平 11(ワ)23945 号、平 14.3.19、民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴) ②東京地裁平 11(ワ)13360 号平 14.3.19、民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	パチスロ機業界ではパチンコホール会社を作り、参加会社の特許を一定の実施料で相互に許諾する契約を結んでいたが、参加会社間の個別契約が変わった。原告は、①②事件の被告 2 社に個別契約の締結を要求したが、被告が拒否し、本事件となった。判決は①被告に 74 億円(過去最高額)、②被告に 9.9 億円の損害賠償を命じた。原告の実施の能力及び利益についても原告有利な判決となった。	判例時報 No.1803 平 15.2.1
---	---	--	-----------------------------

第 15.1 講 判例研究：プロダクト&プロセスクレームの解釈

135

1806号 判例時報

知的財産権

○プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈事例

特許権に基づく製造販売禁止等請求
控訴事件、東京高裁判一四(外)一〇八
九号、平14・9・26民一八部判決
控訴棄却(確定)
一審東京地裁平一二(外)二七七一四
号、平14・1・28判決

一 プロダクト・バイ・プロセス・クレーム解釈において、原審判決がプロセスの構成を重視したのに対し、控訴審の本判決は、物の発明のクレーム中のプロダクト構成部分には意味がないと判断した。

原告は、止め具及び紐止め装置の特許権に基づく侵害差止及び損害賠償を請求し、原判決は請求棄却。

原判決(本誌一七八四・一三三)

は、特許請求の範囲の解釈に当たって、特段の事情がない限り、明細書の特許請求の範囲の記載を意味のないものとして解釈することはできないとし、①本件発明の目的物である止め具は、その製造方法を記載することによって、構成要件Fは、本件発明の目的物を特定するために付加されたものとはいえないこと、②本件特許出願

における拒絶理由通知に対する手続補正により、構成要件Fを追加したことなどからすると、構成要件Fは、本件発明の技術的範囲の限定を加えるために記載されたものであると判断した。すなわち、物の発明である本件発明の構成要件Fにおける「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される」の記載は、製造方法に係る記載部分であって、発明の技術的範囲を解釈するに当たり、同構成要件によって限定すべきではない、との原告の主張を排斥したものである。

本判決は、構成要件Fを除外して物の発明である本件発明1を特定することができないというのであればともかく、構成要件Fを除外しても本件発明1の物としての構成は特定可能であるから、構成要件Fに係る方法以外の製造方法によらないで製造された物も、他の構成要件のすべてに該当する物であれば、本件発明1に含まれ得るから、侵害の有無の判断においては、構成要件Fの充足の有無を除外して考えるべきものと判断した。

ただし、本判決も原判決と同様、本件発明の別の要件たる構成要件Dの充足性について文言侵害、均等侵害とも否定して、請求棄却の原判決を維持した。

解釈に関しては、アメリカの裁判例が製法要素による限定をするか否かで分かれており(浅見節子「クレーム解釈に関する一考察」L&T一五・一八)、南条雅裕「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの権利解釈」パテント五・五・二一が、原判決を含む関連裁判例を分析するなど、近時論議が盛んに行われている。東京高判平14・6・11(本誌一八〇五・一二四)も、新規性、進歩性に関する特許要件の有無を判断するに際してプロダクト・バイ・プロセス・クレームがどのように機能するかについて、製造方法の記載は、物の構成を特定するための要件としての意味を検討すべきで、製造方法自体としての要件が検討されるべきではないとして、詳細な分析をしている。本件も、この論議に貴重な事例を加えるものである。

並木製作所
代表者代表取締役 並木 啓政
訴訟代理人弁護士 保田 真紀子
【主文】 本件控訴を棄却する。

【事実及び理由】 第一 控訴人の求めた裁判
控訴人は、原判決を取り消すとの判決とともに、原判決事実及び理由欄の「第一請求」に記載のとおり差止め、廃棄と金銭支払命令の判決並びに仮執行宣言を求めた。

第二 事案の概要
一 控訴人は、本件特許権(特許番号・第三二一四八六八号、発明の名称「止め具及び紐止め装置」)に基づき、被告製品(金属製装身具ネックレス)を製造、販売している被控訴人に対し、その製造、販売の差止め及び廃棄並びに損害賠償金の支払を請求したのに対し、原判決は請求を棄却した。

二 事案の概要は、原判決事実及び理由欄の「第二 事案の概要」に示されているとおりである。なお、原判決では別紙特許公報の六頁、七頁が脱漏しているため、改めて本判決に本件特許公報を別紙として添付し、以下のとおり付加、訂正する。

(1) 原判決四頁三行目から五頁末尾まで(編註・本誌一七八四号一三五頁四段)「構成要件Fの充足性に関する控訴人の主張を次のとおり改め(当審において、控訴人か

特許法七〇条
△当事者△ 控訴人(原告) 株式会社
プラネット
代表者代表取締役 大出 良介
訴訟代理人弁護士 五十嵐 芳男
補佐人弁理士 阿部 美次郎
被控訴人(被告) 株式会社

(3)

ここで、本件発明1の構成要件Fは、「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通じて、前記外殻体の内部に導入される」というものであるから、「弾性体は外殻体の孔を通じて外殻体の内部に導入されるものであって、外殻体の形成前には外殻体の孔も存在せず、弾性体を、外殻体の形成前に、外殻体の孔を通して外殻体の内部に導入させることはあり得ない」との前提解釈に立てば、被告製品は本件発明1の構成要件Fを充足しないことになる。すなわち、構成要件Fが製造方法を特定したかのような限定となつていて、弾性体が、「孔と中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体である外殻体（構成要件B）の孔（構成要件C）を通じて、当該外殻体の内部に挿入されるものでなければ、本件発明1の構成を充足しないかのよう」に解釈すべきものとも考えられる。

しかしながら、構成要件Fを除外して物の発明である本件発明1を特定することができないというのであればともかく、構成要件Fを除外しても本件発明1の物としての構成は特定可能であり、また上記のような前提解釈を採用すべき特段の事情を認めべき証拠はないので、構成要件Fに係る方法以外の製造方法によらないで製造された物も、他の構成要件のすべてに該当する物であれば、本件発明1に含まれるものというべきである。したがって、被告製品の侵害の有無を判断するに当たっては、構成要件Fの充足の有無を除外して考えるべきものである。

二 本件発明1の構成要件Dの充足性

(1) 構成要件Dの「リング状」の意義（文言侵害の有無）
 構成要件Dの「リング状」の意義は、以下のとおりである。本件特許出願に対する拒絶理由通知において引用された特開昭五七五〇二〇二号公報に記載された「管状の弾性体のホルダ」との相違に関して、「ホルダは管状であり、しかも横方向ウェブを有するので、当業者の認識する「リング」の一般概念から遊離しております。このため、技術的概念として、このホルダを「リング状部材」と呼ぶことには無理があると思量します。」本発明における弾性体として利用できるリング状部材の典型的例は、市販の「リング」であり、ます。一般的な市販の「リング」は、断面円形状です。」と述べていることが認められる。

これらの点に照らすと、控訴人は本件発明1における「リング状」の意味を一般的な意味を念頭に置いて理解していたものと認めべきものであって、構成要件Dの「リング状」は、一般的な意味に従って使用されているものと解釈するのが相当である。

ある。乙第八号証（「機械用語辞典」(株)ロナ社昭和四七年発行）によれば、「リング」とは、一般に「漏止めに用いられる円形断面の環状パッキング」を指すものであることが明らかであり、「リング状」として「状」という文言が付加されていることもかんがみると、構成要件Dにおける「リング状」とは、「円形断面の環状パッキングの形状」及びこれと類似する形状に係るものであると理解すべきである。

控訴人は、本件特許公報の図8及び図9には円形断面の環状パッキングの両側に、半球状弾性体を組み合わせた構造が図示されていること、図4及び図18には、図1ないし図3に図示された弾性体よりも縦方向の厚みが長い弾性体が図示されていることからして、本件発明1の「リング状」とは、「円形断面の環状パッキング」のみを指すのではなく、通孔部を有するものを広く包含していると解すべきであると主張する。しかしながら、図4、図8及び図9に図示された例は、複数枚の弾性体の組合せからなるものであるところ、本件発明1における弾性体の形状については、組合せを構成する個々の弾性体の形状を基礎として判断するのが相当である。図18の関係であれば、少なくとも、縦方向の厚みが外径と同じ程度の弾性体でも「リング状」の形状の範囲に含まれるとするのは、上記一般的な意味における「リング」の範囲とは本質的に異なる物までその範囲に含めることになり、相当ではなく、図18もそのような弾性体までを示しているものではない。

(2)

被告製品との対比
 《証拠略》によれば、被告製品において、弾性材は、①殻体に内蔵されていない状態では、中心部が空洞の円柱状（筒状）であり、その高さは外径と同程度であり、高さ方向で切断したときの断面は長方形であること、②殻体に内蔵された状態では、上記の円柱がその上下の部分が内側に曲がった形状（球形中空状）であり、高さ方向に切断したときの断面は上記の長方形が弓のように曲がった形状であることが認められる。

そうすると、被告製品の弾性材の形状は、円形断面の環状パッキングの形状又はこれと類似した形状ではないので、被告製品の弾性材を「リング状」ということはできない。被告製品は構成要件Dを文言上充足するものではない。

三 本件発明1の構成要件Dの充足性（均等侵害の有無）
 (1) 均等が認められるために必要な置換容易性についてみるに、本件発明1の構成要件Bは、「前記外殻体は、孔と中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体であり」というものであり、本件明細書の発明の詳細な説明欄に、「前記外殻体は、孔と、中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体である。」（二頁三欄三七行目ないし三八行目）、「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通じて、前記外殻体の内部に導入される。」（二頁三欄四二行目ないし四四行目）、「弾性体はリング状部材であるから、弾性体に、針金等を用いた引っかけ手段を引掛、外殻体の内

部に導入することができる。当然のことであるが、弾性体は、外殻体の孔を通して、外殻体の内部に導入される。〔二頁四欄八行目ないし二行目、及び「このオリング形状の弾性体21に、針金等を用いた引っ掛け手段を引っ掛け、外殻体10の孔15または16を通して、オリング形状の弾性体21を、外殻体10の内部に導入することができる。〕〔二頁四欄三七行目ないし四一行目〕と記載されていることに照らすと、本件発明1においては、外殻体が連続体であり、外殻体に弾性体を導入するために、外殻体の孔から弾性体を通すことが必要であることを前提として、「オリング状部材」を用いたものであるということができる。

(2) これに対して、前記1(2)の事実、〔証拠略〕によれば、①被告製品においては、弾性体を殻体の内部に導入する方法は、殻体の成型前に、殻体となる貴金属製パイプの中に弾性材となるシリコン製の弾性材チューブを一体に嵌合して素材とし、これを軸周りに間欠的に回転させながら軸方向に間欠的に移動させる間に金型により間欠的にプレスして、殻体の中に弾性材を圧着した止め具を接続して形成し、これを接続部分から切り離すというものであつて、殻体の成型後に、弾性材を殻体の孔から通すことが必要でないことを前提として、円柱状の弾性材を用いたものであること、②被告製品における弾性材の形状は中心部が空洞の円柱状であること、外径の最も長い部分は内径の最も短い部分に対して約三倍の大きさであること、弾性材の高さ及び外径とも、殻体の内側部分より若干小

さい程度であること、殻体の孔の直径は弾性体の内径の最も短い部分より若干大きく、外径の最も長い部分よりかなり小さいこと、弾性材は、殻体の成型後に挿入し得る程度までに柔軟性が高いとはいえないことが認められる。これらのことからすると、被告製品において、殻体の成型後には、そこで使用されている弾性材を殻体の孔から挿入するのは不可能であると認めることができ。

(3) そうすると、本件発明1の構成要件Dと被控訴人の前記構成との間には、それぞれの構成を採用するための目的、作用効果、解決のための時期(構成部材の成型時期、手段の選択のいずれにおいても異なる)と、構成要件Dにおける「通孔部を有するオリング状部材」を「殻体の成型前に、殻体となる貴金属製パイプの中に弾性材となる円柱状のシリコン製の弾性材チューブ」に置換することが、当業者にとつて容易であると認めることはできない。もとより、本件発明1は物の発明であるが、均等が認められるための要件の充足を判断するに際しては、特許発明と被告製品との間の目的、作用効果などの相違を検討する際に、明細書の発明の詳細な説明に記載の製造方法、被告製品の製造方法を具体的に對比する必要があるのは当然である。

したがって、被告製品の弾性材は、本件発明1のオリング状の弾性体の均等物ということはできない。

四 本件発明1の特許権侵害についての結論

よつて、被告製品は本件発明1の構成要件Dを充足せず、また、同要件について均等の要件を備えているものと認めることができないので、本件発明1の特許権を侵害するものということはできない。

五 本件発明2について

本件発明1に関して上記のとおり説示した理由からすると、被告製品は、本件発明2の構成要件Bを充足するものではなく、本件発明2の特許権を侵害するものではない。

第四 結論

よつて、控訴人の本訴請求は理由がないので、本件控訴は棄却されるべきである。

(裁判長裁判官 永井紀昭 裁判官 塩月秀平 田中昌利)

別紙 本件特許公報

【特許請求の範囲】

【請求項一】 外殻体と、弾性体を含む止め具であつて、

前記外殻体は、孔と、中空部を有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体であり、前記孔は、前記外殻体の外部から前記中空部へ通じており、

前記弾性体は、通孔部を有するオリング状部材であつて、前記中空部の内部に内蔵され、その外周が前記中空部の前記内壁面に圧接しており、

前記通孔部は、前記孔に通じており、前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される止め具。

【請求項二】 請求項一に記載された止め具であつて、前記オリング状部材なる弾性体は、前記外殻体の内部に導入する前、その外径が前記外殻体の前記中空部の内径よりも大きい止め具。

【請求項三】 請求項一または二の何れかに記載された止め具であつて、前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記中空部に導入可能である止め具。

【請求項四】 請求項一乃至三の何れかに記載された止め具であつて、前記弾性体は、複数個であり、それぞれは、前記中空部内で積層されている止め具。

【請求項五】 請求項一乃至四の何れかに記載された止め具であつて、前記外殻体は、前記孔が二個であり、前記孔のそれぞれは互に対向する位置に備えられている止め具。

【請求項六】 請求項一乃至五の何れかに記載された止め具であつて、前記弾性体は、前記通孔部の内径が前記外殻体の前記孔の直径より小さい止め具。

【請求項七】 止め具と、紐部材とを含む紐止め装置であつて、前記止め具は、請求項一乃至六の何れかに記載されたものであり、前記紐部材は、前記止め具の前記外殻体を貫通し、前記弾性体によつて弾性的に保持される紐止め装置。

【請求項八】 請求項七に記載された紐止め装置であつて、

【発明の詳細な説明】

【0001】

件Dを充足せず、また、同要件について均等の要件を備えているものと認めることができないので、本件発明1の特許権を侵害するものということはできない。

【請求項三】 請求項一または二の何れかに記載された止め具であつて、前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記中空部に導入可能である止め具。

【請求項四】 請求項一乃至三の何れかに記載された止め具であつて、前記弾性体は、複数個であり、それぞれは、前記中空部内で積層されている止め具。

【請求項五】 請求項一乃至四の何れかに記載された止め具であつて、前記外殻体は、前記孔が二個であり、前記孔のそれぞれは互に対向する位置に備えられている止め具。

【発明の属する技術分野】本発明は、止め具及びこの止め具を用いた紐止め装置に関する。

【0002】

【従来の技術】紐の長さを調節する一般的な手段は、所望の長さの箇所を結ぶ方法である。特に装飾品では、繊維質のもでは飾り紐や、包装紐などに見られるように前記結びの手段が多用されている。しかし、正確な長さに結び目を作ることは技術的な熟練が必要であり、紐の変形、長さ調節、または摩耗等の不具合は避けられない。

【0003】チェーンを用いた装飾品、例えばネックレスや眼鏡用チェーンでは、止め金による係留が一般的に行われている。しかし、止め金は、視界から外れた位置にあり、係留には困難を伴う。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】本発明の課題は、紐部材を容易に係留できる止め具を提供することである。

【0005】本発明のもう一つの課題は、止め具の組み合わせた紐止め装置、特に装飾品を提供することである。

【0006】

【課題を解決するための手段】上述した課題を解決するため、本発明に係る止め具は、外殻体と、弾性体とを含む。前記外殻体は、孔と、中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体である。前記孔は、前記外殻体の外部から前記中空部へ通じている。前記弾性体は、通孔部を有するリング状部材であって、前記中空部の内部に内蔵され、その外周が前記中空部の前

記内壁面に圧接している。前記通孔部は、前記孔に通じている。前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される。

【0007】本発明に係る止め具は、主として、紐の係留に用いられる。本発明に係る外殻体は、孔と、中空部とを有しており、孔が外殻体の外部から中空部へ通じている。従って、外殻体の孔を通して、その内部に、紐を導入することができる。

【0008】本発明に係る止め具は弾性体を有しており、弾性体は通孔部を有し、中空部に内蔵されている。弾性体の通孔部は、外殻体に設けられた孔に通じている。従って、外殻体の孔を通して、外殻体の内部に導入された紐を、弾性体の通孔部に導くことができる。この場合、紐の内径と、弾性体の通孔部の内径とを適当に選定することにより、弾性体の弾力性を利用して、通孔部を通る紐に摩擦抵抗を生じさせ、紐を任意の長さに係留することができる。弾性体はリング状部材であるから、弾性体に、針金等を用いた引掛手段を引掛ける。外殻体の内部に導入することができる。当然のことであるが、弾性体は、外殻体の孔を通して、外殻体の内部に導入される。

【0009】本発明は、更に、この止め具を用いた紐止め装置、特に装飾品についても開示する。

【0010】本発明の他の目的、構成及び利点については、実施例である添付図面を参照し、更に詳しく説明する。

【0011】

【発明の実施の形態】図1は本発明に係る止め具の断面図である。図示するよう、本発明に係る止め具1は、外殻体10と、弾性体21とを含む。外殻体10は、孔15、16と中空部13とを有する。孔15、16は外殻体10の外部から中空部13へ通じている。外殻体10は金属、合金、プラスチック、セラミック等の各種の材料を用いて形成することができる。外殻体10の外面は、メッキ等によって装飾することができる。または、彫金的装飾を施してもよい。外殻体10の形状は任意である。実施例では、外殻体10は球体状である。従って、外殻体10は、中空部13の内面が球面状の連続体となっている。

【0012】弾性体21は、通孔部22を有し、中空部13に内蔵されており、通孔部22は、孔15、16に通じている。弾性体21の通孔部22の内径D2は、外殻体10の孔15あるいは16の内径D1よりも小さい。弾性体21は、ゴム、シリコンゴム等によって構成することができる。弾性体21は、外殻体10の内部に挿入する以前は、リングの形状を有している。このリング形状の弾性体21に、針金等を用いた引掛手段を引掛ける。外殻体10の孔15または16を通して、リング形状の弾性体21を、外殻体10の内部に導入することができる。

【0013】図2は本発明に係る止め具を用いた紐止め装置の透視図、図3は図2に示した紐止め装置の断面図である。図示された紐止め装置は、止め具1と、紐部材31とを備える。止め具1は、図1に示した本発明に係る止め具である。

【0014】紐部材31は、外殻体10の外部から孔15を通して、外殻体10の中空部13内に導かれ、中空部13内に内蔵された弾性体21の通孔部22を貫通する。紐部材31は、更に、外殻体10の孔16を通して外部に導かれる。紐部材31は、チェーン、繊維、またはそれらの組み合わせによって構成できる。

【0015】止め具1は、図1に示した本発明に係る止め具であり、外殻体10の中空部13内に弾性体21を内蔵する。従って、紐部材31の外径と、弾性体21の通孔部22の内径とを適当に選定することにより、弾性体21の弾力性を利用して、通孔部22を通る紐部材31に摩擦抵抗を生じさせ、紐部材31を任意の長さに係留することができる。

【0016】紐部材31の長さの調整は、紐部材31または止め具1の少なくとも何れかの一方をa方向か、またはb方向にずらす(図3参照)ことによって行われる。紐部材31の一方の端部は、紐止め12にかけ止められる。

【0017】図4は本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。図において、図1に図示された構成部分と同一の構成部分には同一の参照符号を付している。この実施例に示された止め具は、外殻体10の中空部13内に、複数枚の弾性体21、24、27を内蔵させてある。このような構造によれば、紐部材31を保持する部分を増やし、保持力を増大できる。

【0018】通孔部22、25、28の内径D2、D3、D3は、外殻体10の孔15、16の内径D1より小さい。通孔部22の内径D3

に対して、その両側の通孔部25、27の内径D2を、D2'、D3のように選定することにより、大小の内径を交互に配列してある。

【0019】 図5は図4に示した止め具1を用いた紐止め装置の断面図を示している。図5において、図3に図示された構成部分と同一の構成部分については、同一の参照符号を付してある。図示された紐止め装置は止め具1と、紐部材31を含む。

【0020】 図5に示した実施例に用いられている止め具1は、図4を参照して説明したように、通孔部22、25、28を複数種有し、それぞれの通孔部22、25、28の内径が異なっているので、凹凸を有する通孔部22、25、28の外壁と紐部材31が、密着する。

【0021】 しかも、通孔部22の内径D3に対して、その両側の通孔部25、27の内径D2を、D2'、D3のように選定し、大小の内径を凹凸状に配列してあるので、紐部材31を、より確実に保持することができ

【0022】 図6は本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。図示された止め具は、二つの外殻体17、18と、二つの弾性体21、23を含んでいる。二つの外殻体17、18は連結部19によって一体化されている。外殻体17は、孔15、16と、中空部13とを有する。孔15、16は外殻体17の外壁から中空部13へ通じている。弾性体21は、通孔部22を有し、中空部13に内蔵されており、通孔部22は、中空部13を介して、孔15、16に通じている。

【0023】 外殻体18は、孔15、16と、中空部13とを有する。孔15、16は外殻体18の外壁から中空部13へ通じている。弾性体23は通孔部24を有し、中空部13に内蔵されている。通孔部24は、中空部13を介して、孔15、16に通じている。

【0024】 外殻体17、18の材質、形状、裝飾等、及び、弾性体21、23の材質、形状等は、図1を参照して既に説明した通りである。

【0025】 図7は図6に示した止め具1を用いた紐止め装置の一部を示す透視図である。図において、図6に示された構成部分と同一の構成部分については、同一の参照符号を付してある。紐部材31は、孔15を貫通して、外殻体17の内部に導入され、更に、弾性体21の通孔部22を通り、孔16を

【0026】 図8は本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。図示された止め具は、外殻体10の中空部を埋めるように、弾性体21、24が内蔵されている。

【0027】 図9は本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。図示された止め具は、外殻体10に、弾性体21、24、27が充填される点では、図8の実施例と同様であるが、弾性体21、24、27の通孔部22、25、28は、内壁面が凹凸面とな

っている。

【0028】 図示は省略するが、図8、9に示した止め具も、図1に示した止め具と同様の態様で用い、紐止め装置を構成することができ、同様の作用効果を得ることができる。

【0029】 次に、本発明に係る止め具を用いた紐止め装置の具体例について説明する。以下に説明する紐止め装置において、止め具の具体的構造、紐部材と止め具との結合構造、及び、それによって得られる作用効果については、図1〜図9の図示、及び、説明を参照する。

【0030】 図10は本発明に係る紐止め装置の一例を示す図である。図示された紐止め装置は、止め具1と、紐部材31を含む。止め具1としては、図1、図4、図8または図9等に図示されたタイプのものを用いることができる。

【0031】 紐部材31は一端側に掛止部32を有する。掛止部32は、金属線等で構成され、直線部分32と、フック部32とを有する。止め具1は、掛止部32の直線部分32に装着されている。止め具1は、弾性体21

【0032】 図11は図10に示した紐止め装置の使用態様を示す図である。図示するように、被掛止部33にフック部32を掛け止め、止め具1を、直線部分32に沿って矢印C1の方向に移動させる。これにより、フ

ック部32と、直線部分31との間の間隔G1(図10参照)が、止め具1によって閉じられ、紐止め装置が被掛止部33に掛け止められる。

【0033】 図12は裝飾品として具体化された本発明に係る紐止め装置を示す図である。紐部材31は、外殻体10の外壁から孔15を通して、外殻体10の内部に導かれ、外殻体10の孔16を通して外部に導かれる。紐部材31は、チェーン、繊維、球体結合紐またはそれらの組み合わせによって構成できる。紐部材31は、一端側の先端に、尖端状の差し込み片34を有する。紐部材31の他端部は、紐止め12にかけ止められる。

【0034】 止め具1は、図1、図4、図8または図9等に図示されたタイプのものを用いる。従って、図2、図3及び図5を参照して説明したように、紐部材31の外径と、弾性体21の通孔部22の内径とを適当に選定することにより、弾性体21の弾力性を利用して、通孔部22を通る紐部材31に摩擦抵抗を生じさせ、紐部材31を任意の長さ

【0035】 紐部材31の長さ、即ち、紐部材31によるリング径の調整は、紐部材31または止め具1の少なくとも何れか一方をa方向か、またはb方向にずらすことにより行われる。

【0036】 図13は本発明に係る裝飾品の更に別の実施例を示す図、図14は図13に示した裝飾品の一部を拡大して示す図である。紐部材31は、一端側の先端に、尖端状の差し込み片34を有するとともに、他端側に穴開きプレート35を有する。プレート35

は、結合部材36によって、止め具1の紐止め12に掛け止められている。この実施例の場合も、紐部材31または止め具1の少なくとも何れかの一方をa方向か、またはb方向にずらすことによつて、紐部材31によるリング径を調整することができる。

【0037】 図15は本発明に係る紐止め装置の他の実施例を示している。この実施例では、止め具1に対して、複数の紐部材31、31を通してある。止め具1は、図1、図4、図8または図9等に図示されたタイプのものを用いる。従つて、図2、図3及び図5を参照して説明したように、紐部材31の外径と、弾性体21の通孔部22の内径とを適当に選定することにより、弾性体21の弾力性を利用して、通孔部22を通る紐部材31に摩擦抵抗を生じさせ、紐部材31、31を任意の長さに係留することができる。

【0038】 図16は本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。図1に示された構成部分と同一の構成部分には、同一の参照符号を付してある。図示された止め具は、外殻体10の表面に少なくとも一つの先端部53を含む突起部52を有する。先端部53の内径は、通孔部15の内径より大きい。図16に示された止め具は、紐部材を得るのに適している。次にその例を説明する。

【0039】 図17は図12に示した止め具を用いて得られた紐部材の一部を示す断面図である。図において、図16と同一の構成部分には同一の参照符号を付してある。図16に示された止め具を、紐部材として必要な個数だけ用意する。そして一つの止め具

に備えられた突起部52を、他の止め具に備えられた外殻体10の孔15を通して、中空部13に内蔵された弾性体21の通孔部22に嵌合させる。この操作を、用意された止め具の数がだけ繰り返し、必要な長さの紐部材を得ることができる。

【0040】 図18は本発明に係る止め具を用いて構成される他の紐部材の例を示している。この例では、実質的に、図1に示したと同様の構造を有する止め具15と、これとは異なる止め具16とを用いる。止め具16は、外殻体10の表面の相反する位置に、突起部52は膨らんだ先端部52を有する。突起部52も膨らんだ先端部52を有している。

【0041】 止め具15と、止め具16との結合に当たっては、止め具16の一方の先端部52を、止め具15の通孔部22と嵌合させる。止め具16の先端部52は、止め具15に内蔵された弾性体21の弾力により、止め具15の内部に保持される。止め具16の他方の先端部52は、他の止め具15の通孔部22の内部に嵌合させる。この操作を繰り返すことにより、紐部材が得られる。

【0042】 止め具15は、図1、図4、図8または図9等に示した止め具と同様の基本的構造において、通孔部22を中間部で膨らませ、両側の出口部で絞った孔形を有する。止め具16の先端部52、52の外形は通孔部22の出口部の内径より大きくなっており、嵌合した後は、抜け難くなっている。

【0043】 図19は図14に示した紐部材を用いた紐止め装置、例えば装飾品の透視図である。この紐止め装置は止め具1と、

紐部材31とを含む。止め具1は図1、図4、図8または図9等に示した構造を有する。紐部材31は図17または18に従つて得られた紐部材である。

【0044】 紐部材31は、一方の端部が止め部12に固定され、中間部が止め具1に備えられた弾性体22より、弾力的に保持されている。紐部材31の長さは止め具1をa方向にずらすか、または反対方向にずらすかして、調節できる。

【0045】 【発明の効果】 以上述べたように、本発明によれば、次のような効果を得ることができる。

- (a) 紐部材を容易に係留できる止め具を提供することができる。
- (b) 本発明に係る止め具を組み合わせた紐止め装置、例えば、装飾品を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明に係る止め具の断面図である。

【図2】 本発明に係る止め具を用いた紐止め装置の透視図である。

【図3】 図2に示した紐止め装置の断面図である。

【図4】 本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。

【図5】 図4に示した止め具を用いた紐止め装置の断面図である。

【図6】 本発明に係る止め具の他の実施例を示す断面図である。

【図7】 図6に示した止め具を用いた紐止め装置の一部を示す透視図である。

【図8】 本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。

【図9】 本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。

【図10】 本発明に係る紐止め装置の一例を示す図である。

【図11】 図10に示した紐止め装置の使用態様を示す図である。

【図12】 装飾品として具体化された本発明に係る紐止め装置を示す図である。

【図13】 本発明に係る装飾品の更に別の実施例を示す図である。

【図14】 図13に示した装飾品の一部を拡大して示す図である。

【図15】 本発明に係る紐止め装置の他の実施例を示している。

【図16】 本発明に係る止め具の更に別の実施例を示す断面図である。

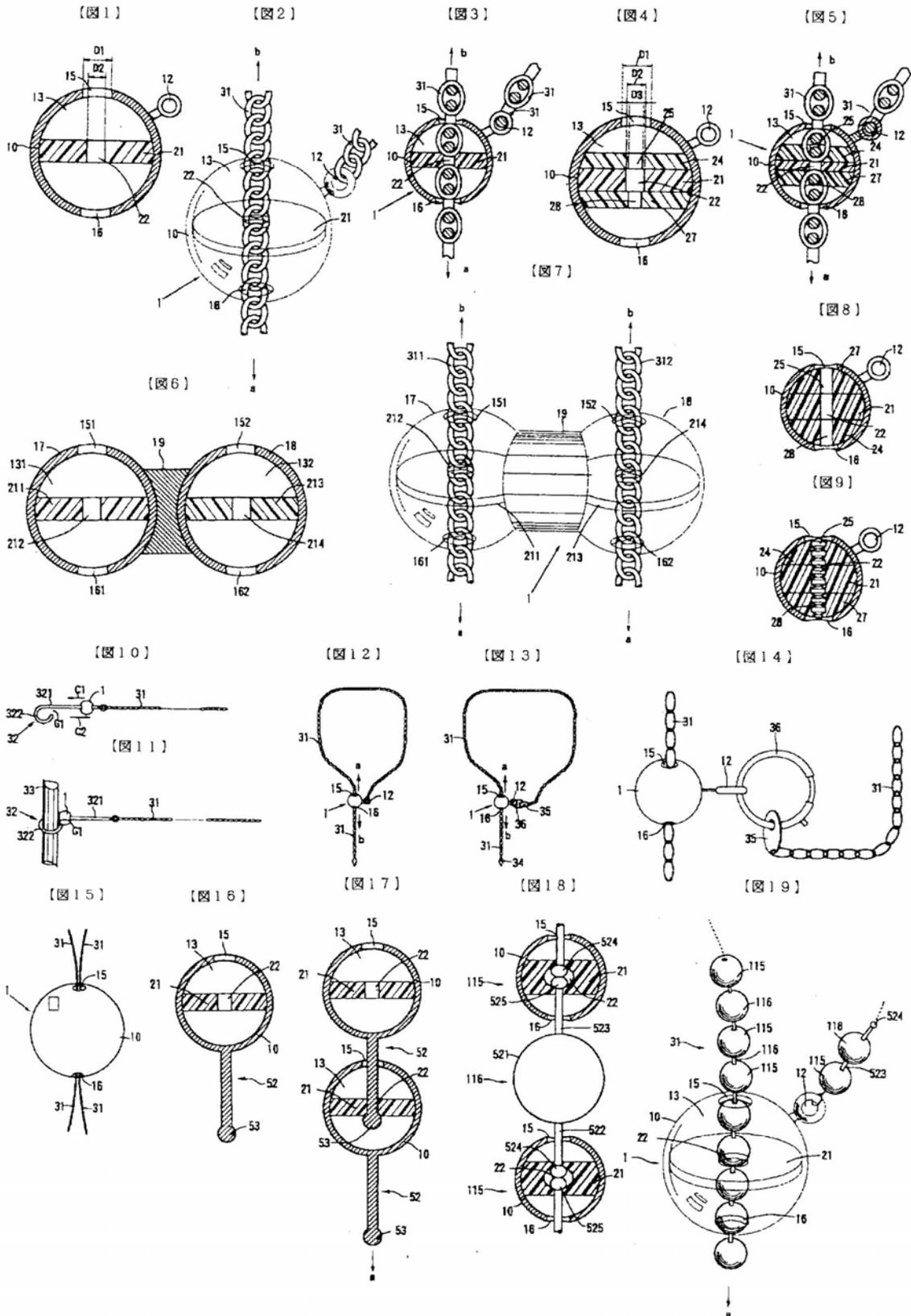
【図17】 図12に示した止め具を用いて得られた紐部材の一部を示す断面図である。

【図18】 本発明に係る止め具を用いて構成される他の紐部材の例を示している。

【図19】 図18に示した紐部材を用いた紐止め装置の透視図である。

【符号の説明】

- 10 外殻体
- 15、16 孔
- 21 弾性体
- 22 通孔部
- 31 紐部材



ら原判決が整理した主張に不適切な点があるとの指摘があったことに基づくもの、六頁二行目(同三六頁三段二行)の「構成要件Fの解釈(主位的主張に対して)」を「構成要件Fの解釈その1」と、同頁五行目(同三六頁三段八行)の「構成要件Fの解釈(予備的主張に対して)」を「構成要件Fの解釈その2」に改める(いずれも、被控訴人の反論の項目の表現の訂正)。

「ア 構成要件Fの解釈

本件明細書の構成要件Fに係る部分は、「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通じて、前記外殻体の内部に導入される」と記載されているが、以下のとおり理由から、同記載は、本件発明1に係る物の製造方法を、何ら限定したのではない。

(ウ) 本件発明1は「物」の発明であって、製造方法の発明ではないから、本件発明1と被告製品とは、物として対比されれば足りる。構成要件Fは、製造方法的要件として要求される経時的要素を含んでいないから、上記構成要件を製造方法的要件と解すべきではない。本件明細書の発明の詳細な説明欄には「このリング形状の弾性体21に、針金等を用いた引っ掛け手段を引っ掛け、外殻体10の孔15または16を通じて、リング形状の弾性体21を、外殻体10の内部に導入することができる。【0012】と記載されているが、同記載は、本件発明1の実現可能性を、具体的な一例を挙げて説明したものである(なお、ピンセット等の適当な治具を用いて、弾性体21を、外殻体10の内部に押し込み、導入すること

もできる)」。構成要件Fは、弾性体が外殻体に挿入される時期については限定を加えておらず、弾性体が外殻体の形成前に導入される場合も含まれると解すべきである。

一般的には、製造方法の発明は、一定の目的に向けられた系列的に関連のある数個の行為又は現象によって成立するもので、経時的な要素を包含するものと解されるところ、本件発明1の構成要件Fは、「弾性体は、前記外殻体の前記孔を通じて、前記外殻体の内部に導入される」と記載され、経時的要素はない。

(イ) 被控訴人は、本件発明1の審査時において控訴人が平成一二年八月二八日付で特許庁に提出した意見書(本件意見書)の記載から、本件発明1における弾性体の装着時期は、外殻体の形成後に限定される旨主張する。しかし、本件意見書中の被控訴人指摘部分は、本件発明1の構成要件Fは、本件発明1の構成要件B及びCと相まって、ロウ付けに伴う弾性体の蒸発という問題点を生じることなく、外殻体の内部に弾性材を入れる構造を実現することができる旨を表明したものであって、弾性体の装着時期を外殻体の形成後に限るという趣旨を述べたものではない。

(ウ) 被告製品との対比

本件発明1の構成要件Fは、製造方法を限定する趣旨ではない。したがって、被告製品が、殻体の成型前に、殻体となる貴金属製パイプの中に弾性材となるシリコン製の弾性材チューブを一体に嵌合して素材と

し、これを軸周りに間欠的に回転させながら軸方向に間欠的に移動させる間に金型により間欠的にプレスして、殻体の中に弾性材を圧着した止め具を接続して形成し、これを接続部分から切り離して製造していたとしても、被告製品は本件発明1の構成要件Fを充足する。

構成要件Fは、少なくとも弾性体が外殻体に挿入される時期を限定するものではない。したがって、被告製品においては、弾性材を殻体の孔から内部へ挿入していること評価すべきであるから(本件発明1と被告製品とは、弾性材の殻体への導入時期が違いうにすぎない)、被告製品は、本件発明1の構成要件Fを充足する。」

(2) 被控訴人は当審において、権利の濫用に関する主張(原判決一五頁(4)の項)

〈同三九頁三〉を整理し直しているが(答弁書のIVの項における主張)、当裁判所は、この主張について判断するまでもなく本件控訴は棄却すべきものと判断するので、判決においてこの主張の摘示は省略する。

三 当審における主たる争点は、被告製品が本件発明1(請求項一に記載の発明)及び本件発明2(請求項七に記載の発明)の技術的範囲に属しないとの原判決判断の根拠とされた、本件発明1の構成要件D及びFの充足性の有無である。

第三 当裁判所の判断

一 本件発明1の構成要件Fの充足性

(1) 構成要件Fの解釈
本件発明1の構成要件を分説すると、「A 外殻体と弾性体とを含む止め具であ

って、
B 前記外殻体は、孔と中空部とを有し、前記中空部の内表面が球面状の連続体であり、
C 前記孔は、前記外殻体の外部から前記中空部へ通じており、
D 前記弾性体は、通孔部を有するリング状部材であって、前記中空部の内部に内蔵され、その外周が前記中空部の前記内表面に圧接しており、
E 前記通孔部は、前記孔に通じており、
F 前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通じて、前記外殻体の内部に導入される止め具」というにある。

(2) 他方、〈証拠略〉によれば、被告製品は、殻体の成型前に、殻体となる貴金属製パイプの中に弾性材となるシリコン製の弾性材チューブを一体に嵌合して素材とし、これを軸周りに間欠的に回転させながら軸方向に間欠的に移動させる間に金型により間欠的にプレスして、殻体の中に弾性材を圧着した止め具を接続して形成し、これを接続部分から切り離すという方法により製造されていることが認められる。そうすると、被告製品は、殻体形成後にその孔から別途形成した球形中空弾性材を導入するのではなく、貴金属製パイプの内部に一体として嵌合された弾性材チューブが、球状のデザインパーツの殻体の形成と同時に球形中空弾性材となつて殻体内部に装着されるものである。

15.2 講 商標に関する最近の主な判例)

< 判例時報 1798 ~ 1908 号に掲載分 >

判決の要点	事件番号	判決の概要	出典
登録商標「国際事由学園」に対し、(学)自由学園が登録無効を訴えた事件において、原判決を破棄し、知財高裁に差し戻された事例	審決取消請求事件、最高裁平 16(行ヒ)343 号、平 17.7.22、二小法廷判決、破棄差戻し、一審東京高裁平 16(行ケ)168 号、平 16.8.31 判決	原告(学)自由学園は、登録商標「国際事由学園」は原告の著名な略称である「自由学園」を含むとし、商法 4 条 1 項 8 号により登録取消を請求し、取消審判、審決取消訴訟を提起したが、請求を棄却された。本件はその最高裁判決であり、「著名な略称」は教育関係者を初めてする知識人の間でよく知られていれば足りるとし、前審を破棄し、知財高裁に差し戻した。	判例時報 No. 1908 平 17.12.21
周知著名な「パレンチ」を含む登録商標に対する登録無効審判事件に於いて、除斥期間ないに商標法 4 条 1 項 15 号違反との記載で足りるとされた事例	審決取消請求事件、最高裁平 15(行ヒ)353 号、平 17.7.11、二小法廷判決、上告棄却一審東京高裁平 14(行ケ)370 号、平 15.9.29 判決	伊の著名なハッシュタグ「パレンチ」社がわが国の松下スペースソリューションズ社が取得した「パレンチ」を含む登録商標の登録無効審判を請求した。その請求書は除斥期間ぎりぎりに「商標法 4 条 1 項 15 号違反」とあるのみで事由を記載しなかったため、審判長は補正を命じ、「パレンチ」社は周知著名の理由と証拠を期間内に提出し、同審判長は条文表記で足りるとし、登録無効の審決をした。その審決取消訴訟において、特許庁の審決が支持され、その上告審である本件最高裁判決においても前審判決が支持された。	判例時報 No. 1907 平 17.12.11
商標登録出願「e Access」を分割出願した場合に於ける元出願の出願日は指定商品を補正した日とされた事例	審決取消請求事件、最高裁平 16(行ヒ)4 号、平 17.7.14、一小法廷判決、上棄却自判一審東京高裁平 15(行ケ)83 号、平 15.10.7 判決	イーアクセス社は商標「e Access」を商標登録出願したが、拒絶審決取消審判中に指定商品を分割する分割出願を行い、元出願の指定商品を補正した。特許庁審判は元出願の出願日は補正日に繰り下がる、と審決し、その審決取消訴訟において東京高裁は元出願日に遡及すると判示した。その上告審である最高裁は特許庁審決を支持し、東京高裁の判決を破棄差し戻した。	判例時報 No. 1907 平 17.12.11
スタビライゼーション他の普通名詞を連結した登録商標は、スタビライゼーションなる用語を用いた研究所等の名称に及ばないとされた事例	商標権侵害差止等請求事件、東京地裁平 16(ワ)25661、平 17.3.30 民 29 部判決、棄却、(控訴)	原告はスタビライゼーション/フィジカル・コントロール・テクニック/(PC)なる登録商標を所有し、被告はスタビライゼーション・トレーニング研究会等の用語を使用している。判決は、スタビライゼーション/フィジカル・コントロール・テクニック/(PC)のいずれのフェーズも普通名詞であるとし、「スタビライゼーション」なる用語も用いた研究所等の用法 Y v c は商標権侵害でない、と判示した。	判例時報 No. 1905 平 17.11.21

<p>英国 DUNNLOP 社の世界各地の現地関連企業に譲渡した同商標権の並行輸入を認めなかった事例</p>	<p>商標権侵害差止等請求事件、大阪地裁平 15(7)11200、平 16.11.30 民 21 部判決、容認、確定</p>	<p>英国 DUNNLOP 社は人的資本関係の終了に際し、日本の DUNNLOP 商標を日本ダノロップに譲渡した。その後マレーシアの関連企業も DUNNLOP 商標の譲渡を受けた。マレーシア社製のゴルフ用品のわが国への輸入が並行輸入に該当するか否かの裁判において、判決は、真正並行輸入とは認めず、日本ダノロップ社の DUNNLOP 商標の侵害となる、判示した。</p>	<p>判例時報 No. 1902 平 17.10.21</p>
<p>商標法4条1項8号の「氏名」とはフルネームを意味し、「著名な」とは指定商品について著名である、として審決取消請求が棄却された事例</p>	<p>審決取消請求事件、東京高裁平 16(行ケ)56号、平 16.8.9、知財2部判決、棄却、(確定)</p>	<p>登録商標 CECIL McBEE(指定商品 25 類)について、ジャズミュージシャンの CECIL LE ROY McBEE が商標法4条1項8号の「氏名」又は著名な雅号に該当するとし、取消審判を請求したが不成立となり、審決取消訴訟を提起した。判決は、「氏名」とは、LE ROY を含むフルネームであるとし、ジャズ分野である程度知られていたとしても指定商品について著名性を認めず、請求を棄却した。</p>	<p>判例時報 No. 1875 平 17.1.21</p>
<p>造語商標「SUMCO」が引用商標及び指定商品が類似するとして審決が、指定商品の取引に誤認混同のおそれはないとし、審決が取消された事例</p>	<p>審決取消請求事件、東京高裁平 15(行ケ)456号、平 16.7.26、知財2部判決、容認、(確定)</p>	<p>特許庁は造語商標「SUMCO」の商標登録出願に対し、商標「THERMCO」、指定商品「電子応用機械器具」を引用し、請求不成立の審判をした。その審決取消訴訟に於いて、判決は、両商標は呼称類似であるが、本件商標登録出願の指定商品である「半導体ウエハ」は専門性の強い業種であり、デバイスメーカーとの間に誤認・混同のおそれはないとし、請求を容認した。</p>	<p>判例時報 No. 1874 平 17.1.11</p>
<p>Brother のファクシミリに用いるコンパチのインクリボンに for Brother と表示しても登録商標 Brother を侵害しないとされた事例</p>	<p>商標権侵害差止等請求事件、東京地裁平 15(7)29488号、平 16.6.23 民 29 部判決、棄却、(控訴)</p>	<p>Brother のファクシミリに用いるインクリボンは非純正のコンパチ商品が出回っている。商標権者 Brother がコンパチ製品を排除する目的で本訴が提起された。判決は、コンパチ製品の for Brother の表記は被告のコンパチ商品が Brother 社のファクシミリに使用するものであることを需要者に知らせる機能であり、商標権の侵害には当たらないと判示した。</p>	<p>判例時報 No. 1872 平 16.12.21</p>
<p>北村を社名に含む工作機械製造業者間における商標「KITAMURA」について、社名の一部に使用する</p>	<p>損害賠償等請求事件、東京地裁平 15(7)10016号、平 16.5.28 民 47 部判決、棄却、(控訴)</p>	<p>原告キタムラ機械(株)は商標「KITAMURA」の所有者、同業者の(株)北村製作所被告、被告は原告の商標「KITAMURA」ことを約束する契約をした。被告が KITAMURA MACHINE WORKS,LTD. 他 図形と組み合わせて「KITAMURA」を使用することが商標権侵害になるか、不正競争防止法2条1項1号</p>	<p>判例時報 No. 1868 平 16.11.11</p>

行為は商標権の侵害ではないとされた事例		に該当するかが争われた。判決は、組み合わせた標章は非類似、不正競争の目的でない自己の名称の使用は不正競争行為ではないと判示した。	
世界に 1200 万件の会員のある空手「極真会館」の商標は、創設者の死亡後に正統派と称する会派による同商標の独占使用権を行使することができないとし、不存確認請求を容認した事例	商標権に基づく差止請求権不存在確認等請求事件、 大阪地裁平 14(7)1018 号、平 15.9.30 民 21 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	空手「極真会館」の創設者の死亡後同会が分裂した。正統派と称する会派が「極真会館」の商標を取得し、他の分裂会の同商標の使用を禁止した。分裂会は Y が差止請求権不存在の訴訟を提起した。判決は、「極真会館」の創設者時代に所属し、同「極真会館」商標を使用していた者の共有のマークであり、一部の分裂会派の独占使用権を否認した。	判例時報 No. 1860 平 16.8.21
「puma」の商標を付したバック等を韓国からわが国に輸入販売した行為にとうて、並行輸入の主張が否認された事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 14(7)28242 号、平 15.12.18 民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	並行輸入商品が商標権侵害とならない条件として、フレッド・ペリー事件最高裁判決は、①外国において適法に付された、②同一出所を表示している、③品質に差異がない、ことを判示している。本件判決は、「puma」の商標を付した比国バック等は韓国の真正業者適法に付したものでないから並行輸入とを認められず、よって損害賠償と謝罪を命じた。	判例時報 No. 1852 平 16.6.1
「管理食養士」が国家資格である「管理栄養士」と誤信するとし、公序良俗に反する理由により登録を否認された事例	審決取消請求事件、東京高裁平 15(行ケ)248 号、平 15.10.29、民 3 部判決、棄却、(確定)	商標の類否は一般に外観、称呼、観念であるが、本件は商標法 4 条 1 項 7 号の公序、良俗に反するか否かが争われた。判決は、栄養士法 6 条 2 項により「管理栄養士」が国家資格として定められよく知られている。「管理食養士」は国家資格と誤信されるおそれがあり、公序、良俗に反するとして審決取消の請求を否認した。	判例時報 No. 1845 平 16.3.21
商標権の独占的通常使用権者は他に同様な独占的通常使用権者だ存在する場合は第三者に対する差止請求権とうは存在しないとされた事例	商標専用使用権侵害差止等請求事件、東京地裁平 14(7)10522 号、平 15.6.27 民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	信州蜂蜜本舗は「花粉」指定商品菓子、パンの商標権者、カヤバ食品は同商標の独占的通常使用権者である。サクマ製菓は花粉のど飴を発売した。本件はカヤバがサクマに対し独占的通常使用権に基づき差止等の請求した事件であり、判決は両商標が類似であると認めた上で独占的通常実施権はカヤバ以外にも許諾されているので専用実施権としての排他的独占権を否認した。	判例時報 No. 1840 平 15.2.1
指定商品地下た	審決取消請求事件、	「力王」について指定商品地下たびの商標	判例時報

びの「力王」が周知であっても指定商品が「建築材料」の商標権無効審判が否認された事例	東京高裁平 13(行ケ)387号、平 14.6.26、民 13 部判決、棄却、(確定)	権者が同一商標で指定商品を建設材料とする登録商標について登録無効の審判を請求し、不成立の審決を受けた。地下たびの商標権者が審決取消訴訟を提起した。判決は、両商標とも指定商品について周知であり、商標法 4 条 1 項 15 号所定の混同のおそれはないと判示した。同種最高裁判例を踏襲	No. 1829 平 15.10.11
ささやかな陶芸活動をしている商標権者が提起した侵害差止等の請求と混同防止表示の請求が否認された事例	商標権侵害差止等請求控訴事件、東京高裁平 13(ネ)5322号、平 14.4.25 民 6 部判決、控訴棄却、新請求棄却(確定)、一審横浜地裁平 12(ワ)4055号、平 13.9.26 判決	原告商標権者はささやかなの陶芸家、被告は古い暖簾で周知の「真葛焼」という商標を使用している陶芸家である。判決は、被告の先使用による通常使用権を認めると共に、原告が請求した商法 33 条 2 項の差別表示も否認した。商標権の無効審判の提起には 5 年の除斥期間が存在するが、著名の先使用者に差別表示は不合理であると判示した。	判例時報 No. 1829 平 15.10.11
化粧品類の総代理店の所有する登録商標について、元代理店で OEM 業者からの異議申立を容認して「化粧品」を取消した特許庁の決定が東京高裁で取消された事例	商標登録取消決定取消請求事件、東京高裁平 13(行ケ)453号、平 14.12.25、民 13 部判決、容認(確定)	原告は商標「麗姿」指定商品「化粧品他」の所有者で、全国に代理点 700 社以上を有する総代理店業者である。商品「化粧品」の元の OEM 業者兼代理店であった会社が商標「麗姿」を付した化粧品の販売を継続し、指定商品「化粧品」について異議申立を行い、特許庁は「化粧品」を取消した。審決取消し訴訟において判決は、需要者の商品出所の認識は商標権者である総代理店であり、OEM 業者が使用すると誤認混同が生じると判示。	判例時報 No. 1817 平 15.6.21
パナソニック機の製造者で商標権所有者が同社の中古機に同商標を付して販売した改良中古機に対する商標権侵害を否認した事例	商標権に基づく損害賠償事件、東京地裁平 12(ワ)26233号、平 14.2.14 民 46 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	パナソニック機の製造者で登録商標「アステカ」の所有者が、中古機業者に引き取られて再生された修復機に「アステカ」を付したまま販売した行為について、判決は、再生された中古機には商標権の消尽はないとするも、商標権者の社員による中古機の引き取り斡旋、新台の納入の利益からみて、商標権に基づく損害賠償の請求は権利の乱用と判示。	判例時報 No. 1817 平 15.6.21
Salvador・Dali の商標権者が提起した商標 DARI の登録無効審判の審決取消し訴訟において、商標法 4 条 1	審決取消請求事件 東京高裁平 13(行ケ)443号、平 14.7.31、民 13 部判決、容認、(上告受理申立)	商標 DARI の権利者はメナード等の化粧品企業群の知的財産管理者である。商標 Salvador・Dali はスペインの著名な画家の名前を商標権とする管理会社である。特許庁は両者を非類似として商標登録無効審判を退けた。判決は、同画家は「Dali=ダリ」と略称される。他人が「DARI=ダリ」を使	判例時報 No. 1802 平 15.1.21

項 7 号を適用し 審決を取消した 事例		用することは同画家の名誉・名声を傷つけ、 公平な取引、国際信義にもとるとして商標 法 4 条 1 項 7 号(公序良俗)を適用し、審決 を取消した。	
犬の図柄のワポ [®] イ ントマークに関する商 標権侵害事件にお いて、図柄の特 徴的な外観を重 視し、侵害を認定 した事例	損害賠償等請求事 件、 東 京 地 裁 平 13(ワ)13758 号、平 14.7.31 民 29 部判 決、一部容認、一部 棄却(控訴)	犬の図柄と文字の組合せからなる衣料品の ワポ [®] イントマークにおいて、判決は、需要者の識 別は文字ではなく図柄に重点があるとし、 原告と被告の犬の図柄の外観が類似(称呼・ 観念も類似)していると判示し、被告に実施 料相当額の賠償を命じた。ワポ [®] イントマーク は・・・マークという観念を重視した判決。	判例時報 No. 1812 平 15.5.1
著 名 商 標 MOSRITE の無 効審判において、 審判官が請求人 の意見陳述の機 会を付与しない 職権審決を是認 した事例	最高裁平 13(行ヒ)7 号、平 14.9.17、三小 法廷判決、棄審決取 消請求事件 却差戻、一審東京高 裁平 11(行ケ)366 号、 平 12.10.12、判決	エレクトラの MOSRITE of California は周知 商標である。登録商標 MOSRITE の所有 者が自社製のエレクトラに「of California」を 付して販売したので真正品輸入業者が商標 登録無効の審判を請求したが請求理由に商 品の「誤認混同」はなかった。審判官は権 利者の意見陳述の機会を与えずに「誤認混 同」を理由に審決し、東京高裁はその審決 を取り消した。最高裁は請求の理由に「誤 認混同」類推できるとして東京高裁に差し 戻した。	判例時報 No. 1801 平 15.1.11
キュウピー(株)の 登録商標が他人 の著名な著作権 を冒用した公序 良俗違反の商標 ではないとされ た事例	審決取消請求事件 東京高裁平 12(行 ケ)386 号、平 13.5.30、民 13 部判 決、棄却(上告)	1913 年にキュウピー人形の著作物を発行 したローズ・ホール遺産団体よりわが国にお ける著作権を許諾された者が起こした一連の 訴訟事件の一つであり、キュウピー(株)のキ ュウピーの文字と人形を組み合わせた登録 商標は法 4 条 1 項 7 号(公序・良俗違反)及び 不正競争行為に該当しないとして請求を棄 却した。	判例時報 No. 1797 平 14.12.1
キシリデンタル とキシリデント は称呼において 類似し、外観及び 観念は特段の印 象付けはないと された事例	審決取消請求事件 東京高裁平 13(行 ケ)277 号、平 14.1.30、民 13 部判 決、容認(確定)	虫歯予防甘味料キシミツールと歯を意味す る dental を結合した造語で歯磨きみついて 当業者に周知著名であった登録商標「キシ リデンタル」により、後願の「キシリデ ント」は称呼で類似し、観念の非類似性は特 段でないとし、特許庁の審決を支持した。	判例時報 No. 1796 平 14.11.21
東京高裁の不使 用取消判決が最 高裁で支持され た事件における 再度の使用事実 の証明が上級審	審決取消請求事件 東京高裁平 12(行 ケ)413 号、平 14.6.19、民 13 部判 決、棄却(上告)	商標「壁の穴」の審決取消審決は請求不成 立、東京高裁は審決取消判決、最高裁は高 裁支持による戻し審決において、特許庁は あらたに提出された使用事実の証明を不採 用として商標権の登録取消した。その控訴 審において東京高裁は前判決の拘束力に従	判例時報 No. 1794 平 14.11.1

の拘束力に該当し不成立とされた事例		うとして請求を棄却した。	
商標権の共有者の一人が当該商標登録の無効審決について単独で取消訴訟を提起できるとされた事例	審決取消請求事件 最高裁平 13(行ヒ)平 14.2.22 二小法廷判決 破棄差戻し	商標権の共有者は商標登録無効の審決に対し、単独で無効審決の取消ができる旨の判断し、原判決を破棄、原審に差し戻した。査定不服の事案と異なり、商標権の保存行為と判示	判例時報 No. 1779 平 14.6.1
本願商標と引用例とは称呼が類似しても外観、観念等全体的に考察すると類似とはいえないとされた事例	審決取消請求事件 東京高裁平 13(行ケ)平 14.2.22、13 部 容認	本願商標「痛快∟」と「Tsu」と「kai」を斜め上がりに二段併記した引用商標とは、引用商標に種々のよみ方があり、かつ図案化されているので非類似と判示	判例時報 No. 1780 平 14.6.11
ルビック・キューブの商品形態に関し不競法 2 条 1 項 1 号及び 2 号の不正競争行為の成立が否定された事例	商標権侵害差止等請求控訴事件 東京高裁平 12(ホ)6042 号 平 13.12.19 民 13 部 判決	本判決は、不正競争防止法における周知著名商品等表示の持つ出所表示機能を保護する当該条文について商品の機能的形態を除外する有力説を踏襲し、かつ機能の要部において類似とはいえないと判示。	判例時報 No. 1781 平 14.6.21
商標登録に明らかな無効事由がある商標権に基づく差止等の請求は権利の乱用に当たるとされた事例	商標権侵害差止等請求事件 東京地裁平 10(ワ)11740 号、平 13.12.19 民 4 7 部 判決	商標法 4 条によると、商標登録出願時及び登録時の双方に周知著名な標章と類似する場合に限り不登録事由がある。本件はギターにおいて周知著名な会社名 Mosrite を不正競争の目的で商標登録を受けたものと判示。	判例時報 No. 1781 平 14.6.21
サッカーゲームソフトに関する登録商標の無効審決が維持された事例	審決取消請求事件 東京高裁平 12(行ケ)461 号、平 13.5.29 民 6 部 判決、棄却(確定)	テコモワールドサッカーと TECMO World soccer を併記した登録商標と引用例ワールドサッカーは類似指定商品、その呼称、観念が類似として無効審決した。高裁ではテコモの識別性の有無が争われたが、ゲームソフトに注目し審決を維持した。	判例時報 No. 1776 平 14.5.1
商標法 38 条 1 項、2 項(損害額の推定)の適用が否定された事例	商標権侵害損害賠償請求事件 東京地裁平 10(ワ)15912 号、平 13.10.31 民 29 部 判決(控訴)	カナダ製メープルシロップ輸入商社が輸入元の楓の葉を図案化した標章をカナダアンメープルシロップと併記した商標権を取得した。その後輸入代理権を解消されたため輸入量の減少を損害額とする訴えをしたが否定判決となった。	判例時報 No. 1776 平 14.5.1

商標法3条1項3号のあり商品表示であるが同条2項の周知著名性に該当し、審決取消の事例	審決取消請求事件 東京高裁平13(行ケ)461号、平13.5.29民6部判決(確定)	標章「角瓶」指定商品「角瓶入りのウイスキー」の商標登録出願の拒絶審決に対し、ハウスマーク「サントリー」との一体不可分の関係ではなく、「角瓶」について周知著名性を容認し、審決を取り消す旨の判決を示した。なお宝焼酎の『純』は単独での商標登録が否定された。	判例時報 No. 1782 平14.7.1
乳酸菌飲料を指定商品とするヤルトの容器形状の立体商標登録が否認された事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)474号、平13.7.17民18部判決、棄却(上告)	ヤルトの容器形状について特許庁審決は、商品の機能又は美観とは関係のない特異形状ではなく、単なる容器と認識されるものは使用による顕著性のあるものを除き、自他商品の識別力がないとし、東京高裁も物の形状そのものの域をでない立体商標の登録を否定し、当該審決を支持した。	判例時報 No. 1769 平14.2.21
「住宅公園」なる役務商標が商標法3条1項6号(需要者に識別できない商標)に該当するとし、取消審決が支持された事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)349号、平13.10.11民18部判決、容認(確定)	第35類を指定商品とする登録商標について「商品には土地・建物は含まない」とした上で、「住宅公園」は住宅展示場を表す名称として使用され、役務は住宅展示場の企画、運営等であると認定し、左記条文により登録を取り消した。本訴においては指定役務について需要者間で広く認識されている表示と同一又は類似であると判示し、審決を支持。	判例時報 No. 1769 平14.2.21
類似指定商品について登録商標中「ういろう」の文字部分は普通名詞であるとして審決が支持された事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)321号、平13.3.21民13部判決、棄却(上告<上告棄却・不受理決定>)	指定商品を「ういろう」とする登録商標「青柳ういろう」が指定商品を「菓子の類」とする図形と組合わせた「ういらう」に類似する商標登録無効審判に対し、審決は「ういろう」普通名詞であり特定の称呼・観念は生じないとして非類似とした。東京高裁も外郎家の由来に関わらず普通名称と認定、審決を支持。	判例時報 No. 1767 平14.2.1
指定商品「活字等」商標「HELVETICA」は活字の書体をあらわす語とし、商標法所定の品質表示、品質誤認表示とされた事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)427号、平13.7.18民13部判決、棄却(上告<取下げ>)	ベルバ 活字体を開発した独会社が商標登録出願した事件、拒絶査定不服審判において商標「HELVETICA」は活字に使用した場合には商標法3条1項1号所定の品質を表す語に該当し、活字以外に使用した場合には同法4条1項16号所定の品質の誤認混同を生じると審決し、東京高裁も前審を支持し、商標法の保護は識別標識の保護であり、書体そのものではないと判示した。	判例時報 No. 1766 平14.1.21
POLOを含む商標登録出願について商標法4条	審決取消請求事件 最高裁平12(行ヒ)172号	洋服等を指定商品とする「PALM SPRINGS POLO CLUB」がラルフ・ローレンのデザインの著名な引用商標「POLO」が付された商品と誤認、	判例時報 No. 1762 平13.12.11

1項15号所定の誤認混同のおそれのある商標として前審が破棄された事例	平13.7.6、二小法廷判決、破棄自判 1審東京高裁平11(行ケ)253号、平12.1.27判決	混同のおそれがあるとして登録を拒絶した特許庁審決を不服とする審決取消訴訟において、東京高裁は審決を破棄した。その抗告において最高裁は東京高裁判決を破棄・自判(特許庁審決を容認)した。	
馬とPolo SPORTSの商標登録出願に係る登録異議申立に対する特許庁の取消決定が取消された事例	商標登録取消決定取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)40号、平13.12.20民18部判決、容認(上告)	前項に関連する事件であり、ポロ競技馬印とPolo SPORTSの結合商標の商標登録に対し著名な「POLO」商標を所有するデザイナー・ラルフ・ローレン氏の会社が登録異議申立を行い、特許庁は本件商標登録を取消した。上告審においては本件商標登録出願の頃(昭和57, 58年)においては異議申立人の「POLO」は単独では周知著名とはいえないとして特許庁の決定を取消した。	判例時報 No. 1783 平13.7.11
登録商標「Carrefour、カルフル」が商標法4条1項8号所定の他人の名称に該当するとされた事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)257号、平13.7.18民13部判決、棄却(上告)	原告所有の登録商標「Carrefour、カルフル」に対する左記条文による被告の登録無効審判が容認されたために原告が取消の訴を提起した事件である。判決はパリ条約2条内外国平等の原則に従い、フランス商法70条1項では商号にS.Aを含まないと名文があるので原告登録商標は他人の名称、略称に該当と判示	判例時報 No. 1761 平13.12.1
登録商標「integran」について、指定商品「薬剤」の不使用取消審決が取消された事例	審決取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)447号、平13.7.12民18部判決、容認(確定)	指定商品を「化学品、薬剤、医療補助品」とする登録商標「integran」について、特許庁は「薬剤」に対する不使用取消の審決があった。判決は「吸収性局所コラーゲン止血剤」が必要者間において「衛生綿花」との認識ではなく「止血剤」の認識が強いとして審決を取消した。旧規則別表中の例示より実態を重視	判例時報 No. 1759 平13.11.11
商標権に基づく差止請求に対し平成3年改正商法附則3条1項に基づく継続使用の抗弁が認められた事例	商標権使用差止請求事件 東京地裁平13(7)429号、平14.3.25民29部判決、棄却(控訴)	原告は黒色防錆導電性薄膜処理等を指定役務とする商標「レイデント/REYDENT」を所有し、被告に対し長期にわたり同処理液を供給すると共に同商標の使用に異議をとらななかった。S59年から同処理方法に関する基本契約交渉があったが不調となり、原告は本件訴訟を提起した。判決は被告の本件商標の継続使用の実績等を認容し、請求を棄却した。	判例時報 No. 1785 平14.8.1

第 15.3 講 著作権に関する最近の主な判例

< 判例時報 1798 ~ 1911 号に掲載分 >

判決の要点	事件番号	判決の概要	出典
平成15年 NHK大河ドラマ「武蔵」第1回戦闘シーンが黒沢監督の「7人の侍」の著作権(翻案権)侵害でないとされた事例	番組公衆送信差止等請求控訴事件、知財高裁平17(ネ)10023号、平17.6.14第2部判決、控訴棄却(上告)一審東京地裁平15(ワ)25535号、平16.12.24判決	第1回において武蔵と又八が朱実親子に頼まれて盗賊を倒すシーンについて、判決は、「7人の侍」ははるかに芸術性の高い作品であり「武蔵」は同作品の翻案にあたらないと判示した。判決理由において、浪人が農民に頼まれ、農民と共に戦う設定は原作吉川英治作品と共通していることなど、「武蔵」は「7人の侍」の設定より原作に近いと認定した。	判例時報 No. 1911 平18.1.21
三坂小学校記念文集の編集著作物の著作権は編集物の創作性のない部分の利用のまでは及ばないとされた事例	著作権に基づく損害賠償等請求事件、東京地裁平16(ワ)12242号、平17.7.1民47部判決、棄却(控訴)	原告は、戦前京城にあった三坂小学校卒業生の手記や電話取材した内容を記念文集として出版した。被告はその記念文集の一部について引用先を明記して引用した。その引用が編集物著作権を侵害するか、名誉毀損があるかについて争われた事件において、判決は、創作性のない部分の引用は編集著作物著作者の権利が及ばない、原作者等の社会的評価が低下するとはいえない、と判示した。	判例時報 No. 1910 平18.1.11
お菓子のおまけフィギュアは著作権法上の著作物ではないが、契約書には著作権が契約要素になっていないとし、違約金の支払を命じた事例	違約金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件、大阪地裁平15(ワ)5016号、平16.11.25民21判決、一部容認、一部棄却 二審 大阪高裁平16(ネ)3893号、平17.7.28民8部判決、控訴棄却(確定)	本訴原告は契約によりお菓子のおまけフィギュアの型を作り、成型、彩色してフィギュアを製造し、お菓子メーカーである本訴被告に納入した。本訴被告が契約した対価の支払いを中断し、本訴原告がその契約違約金の支払を求めた。判決は、同おまけフィギュアは著作権法2条1項1号、同2項、10条1項1号所定の美術の著作物ではないと認定した上、契約要素ではないとして違約金1.6億円の支払いを命じた。 二審も一審を支持し、著作性も容認した。	判例時報 No. 1901 平 17.10.11 二審 判例時報 No. 1928 平18.7.1
キューピーに関する著作権を譲り受けたと主張する原告の	著作権損害差止等請求事件、大阪地裁平15(ワ)6255号、	原告はキューピーに関する著作権を譲り受けたと主張する個人であり、被告はキューピーを社名、商標とする会社であり、本件に先立ち多	判例時報 No. 1882 平17.4.1

10 億円余の損害賠償請求等が信義則を理由として否認された事例	平 16.4.27 民 21 部判決、一部容認、1 部棄却、1 部却下(控訴)	数の同趣旨の訴訟は総てほぼ原告敗訴で確定した。本件訴訟の判決は、前訴において① 1909 年、1910 年著作物の保護は放棄する旨の陳述があり、10 億円余の惨害賠償の請求は信義則に反するとして棄却し、②その後の著作物については日著作権条約により請求権が消滅している、③被告商標が①の二次的著作物ではない、等を判示した。	
コンピュータソフトウェアによるレポート等自動作成画面等が著作権法上の保護対象であるが、著作物として必要な創作性がないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 15(ワ)15478 号、平 16.6.30 民 29 部判決、棄却、(控訴)	原告・被告共にコンピュータソフトウェア開発会社であり、両社の製品には同様なレポート等自動作成画面があり、原告は損害賠償等の請求をする訴を提起した。判決は、レポート等自動作成画面等が著作権法上の保護対象であることは認めた上で、画面表示中のボタン等の部品表示、色彩等は一般的であり、既存のアプリケーションソフト(Excel)の利用範疇とし、著作権法上の創作性を否認した。	判例時報 No. 1874 平 17.1.11
社交ダンス教室における音楽著作物の再生演奏は著作権法 22 条の演奏に当たり、同法 38 条の非営利ではないとし、損害賠償と不当利得返還請求が容認された事例	著作権損害差止等請求控訴事件、東京高裁平 15(ネ)233 号、平 16.3.4 民 4 部判決、一部変更(上告受理申立く不受理)、一審名古屋地裁 14(ワ)2148 号、平 15.2.7 判決	社交ダンス教室は教師と受講生との間に密接な人間関係があり、著作権法 22 条の「公の演奏」に当たらない、社交ダンス教室は同法 38 条に規定する非営利でなく、受講料は著作物の対価に当たるとし、社交ダンス教室における音楽 CD の再生は著作権侵害であると判示した。かつ本件訴訟を提起した日(平 8.8.1)以前の 3 年間について損害賠償請求を容認し、更にそれより以前の 7 年間についても不当利得返還請求を容認した。	判例時報 No. 1870 平 16.12.1
小学校教科書に掲載されている著作物を複製して学習教材を出版した事件において引用、フェア・ユース等の抗弁が認められなかった事例	出版差止等請求事件、東京地裁平 14(ワ)15570 号、平 16.5.28 民 47 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	原告等は小学校国語教科書の諸作者であり、被告は同教科書を用いて学習教科書を作成・販売している出版社であり、原告等は著作権及び人格権の侵害を訴え、被告はフェア・ユースを抗弁した。判決は、被告の複製行為は著作権法 32 条 1 項の引用に当たらない、米法におけるフェア・ユースの法理はわが国では認められないとし、損害賠償を命じた。出版差止は絶版を理由に否認した。	判例時報 No. 1869 平 16.11.21
合計 26 本のミュージカル脚本の著作物の著作権者が争われた事件において、脚本・パンフレット等に著作者と表示されている著作者を著	著作権確認等請求事件(第 1 事件本訴・反訴)、損害賠償請求事件(第 2 事件)、東京地裁平 14(ワ)14650 号(第 1 事件本訴)・19665	合計 26 本のミュージカル脚本の内、製作時期の早い 14 本(A グループ)には著作者として劇作家 Y1 名が、遅い 12 本(B グループ)には Y1 と他の者が表記されていた。第 1 事件原告会社は劇団の共同著作物としてこれらの脚本を譲渡した。本件訴訟はこれらの脚本が劇団の共同著作物であるか、劇作家 Y1 かが	判例時報 No. 1867 平 16.11.1

作権法 14 条により著作者と認めた事例	号(第 1 事件反訴)・同 15(7)19236 号(第 2 事件)、平 16.3.19 民 46 部判決、一部容認、一部却下、一部棄却、(控訴)	争われた。判決は、脚本 26 本を精査し、脚本・パンフレット等に著作者と表示されている著作者を著作権法 14 条により著作者又は共同著作者と認めた。劇作家 Y1 を全面的に認めた。	
PS2 のゲームソフトに登場するキャラクター「かすみ」に裸体を選択できる SD-R を販売した行為について、著作者人格権としての同一性保持権が認められた事例	損害賠償請求控訴事件、東京高裁平 14(ネ)4763 号、平 16.3.31 民 13 部判決、控訴棄却、(上告・上告受理申立)、一審東京地裁 13(7)13818 号、平 13.8.30 判決	PS2 のゲームソフトの「かすみ」には裸体の選択が可能であるが、その選択を封印して発売されていた。控訴人ウェブサイト社は封印を破り、裸体選択を可能にする CD-R を発売した。被控訴人(著作権者)は著作者人格権による同一性保持権により控訴人 CD-R の差止と損害賠償の請求を行い、一審東京地裁で容認された。本控訴審も裸体の封印の解除は同一性保持権を侵害するとし、控訴を棄却した。	判例時報 No. 1864 平 16.10.1
競走馬持主が有名競走馬の実名を用いたゲームソフトの製作販売に対し、パブリシティ権を理由として差止等請求事件において、最高裁はパブリシティ権否認された事例	製作販売等差止等請求事件、最高裁平 13(受)866 号・867 号、平 16.2.13、二小法定判決、一部棄却自判、一審名古屋地裁平 10(7)527 号、平 12.1.19 判決、二審名古屋高裁平 12(ネ)144 号他、平 13.3.8 判決	わが国では有名競争馬の名称等の経済的価値を独占的に支配する権利(パブリシティ権)の保護を容認する法令はない。有名競走馬の保有者等(過去の保有者を含む)がパブリシティ権を主張して当該ゲームソフトの製作販売の差止と損害賠償を求めた裁判において、最高裁は、有名競走馬の名称等のパブリシティ権を保護する法的根拠はなく、有名競走馬の馬主等は馬自体の排他的独占権は存在するが、「名称等の無形物の経済的価値を排他的に支配する権利はない」と判示した。	判例時報 No. 1863 平 16.9.21
(社)日本図書教材協会に所属する出版社が作成したテスト教材に関する著作権侵害行為について、同教会の不法行為責任が否定された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 14(7)26178 号、平 16.3.30 民 47 部判決、棄却、(確定)	(社)日本図書教材協会に所属する出版社は著作者に無断で引用するテスト教材を作成した。同出版社は著作権侵害を認めている。本訴訟は所属する協会の管理責任を問う事件である。判決は、(社)日本図書教材協会には会員出版社に対する管理責任も教育責任もなく、不作為による不法行為責任はない、として損倍賠償を否認した。	判例時報 No. 1861 平 16.9.1
慶応大学のイサムノグチ設計の建物、庭園、著作物の同キャンパス内移築が著作者人格権を侵害しないと	著作権仮処分命令申立事件、東京地裁平 15(ヨ)22031 号、平 15.6.11 民 46 部決定、却下	慶大三田キャンパスに谷口ノグチ共同設計の建築物、庭園、ノグチの彫刻物等がある。慶大は大学院大学の開設に対応するためこれらの移築を計画した。同人の著作物に関する一切の権利は遺言書により米財団にあるとして本件仮処分の申立をした。決定は、著	判例時報 No. 1840 平 16.2.1

された事例		作者人格権は一身専属の権利であり、同財団が遺言書で指定されない限り申立できないとして却下した。その他に建築物、庭園等の移築が改変に当たらない等についての言及。	
背景の女性像の姿態が変えられるスケジュール管理ソフトウェアについて創作性を有する本質的特長が相違するとして著作権侵害を否認した事例	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 14(ワ)10893号、平 15.1.28 民 47 部判決、棄却、(確定)	スケジュール管理ソフトウェア企画、製作等を業とする原告が同業者を訴えて事件であり、原告は著作権の特徴を背景の女性とその姿態が変えられることと認識して本訴訟を提起した。判決は、背景の女性の姿態変更のみを特徴部分とすることなく、各画面及びその選択・配列を総合的に検討し、複製又は翻案ではないと判示した。不競法の不法行為も否定した。	判例時報 No. 1828 平 15.10.11
米国に居住する者に対する鉄人 28号に関する著作権侵害訴訟において、日本には裁判管轄権がないとされた事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 14(ワ)6247号、平 14.11.18 民 29 部判決、却下、(控訴)	鉄人 28号の著作権者は米国の居所を有する同種の漫画「ジャイガンダー」を発行する会社に対する著作権侵害訴訟を起こしたところ米加州地裁は不便宜法定地として却下した。よって東京地裁に提訴したが、判決は、著作権侵害の場所が米国でありかつ侵害者の居所も営業所等も日本にない者に対する国際裁判管轄はないとして訴えを却下した。	判例時報 No. 1812 平 15.5.1
創価学会をめぐる紛争において池田会長の写真を部分利用したビラ写真に著作権侵害を認め、ビラ絵は否認した事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 13(ワ)12339号、平 15.2.26 民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	池田会長の国家功労者授章写真 1 の背景を切り取った写真を用いて池田を誹謗する写真ビラを作り、同写真 2 の顔部分をトレースしたビラ絵で同趣旨の絵ビラを作った事件において、判決は、写真 1 及び 2 は写真家の個性が発揮されているとして著作権を容認し、写真ビラは著作権侵害とし、絵ビラは写真家の個性が抹消されているとして非侵害とした。	判例時報 No. 1826 平 15.9.21
実話の捨て犬救出作戦の原著作物に対し、他の著作者が同じ犬について取材した後の著作物が翻案権侵害とされた事例	謝罪広告請求事件、横浜地裁小田原支部平 11(ワ)762号、平 14.8.27 民事部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	「すて犬シェパードの涙」と題する文字の原著作物を見る可能性のある著作者がその犬の救出者について話を聞き「百合子ばあさんのすて犬救出大作戦」と題する著作を行い出版し学校教科書に採用した。後者が原著作物の翻案権侵害の有無について判決は、ストーリー展開、登場人物、描写方法等が原著作物に依拠しているとして翻案権の侵害を容認した。	判例時報 No. 1824 平 15.9.1
ゲームソフトの企画・製作を業とする X と Y が著作権を争った事案において、Y の従業員の職務著作物と認定され	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(ワ)21182号、平 14.12.18 民 29 部判決、棄却、(控訴)	X のゲームソフトのシナリオを Y が違法に利用したとする訴訟において、判決は、X-Y 間には契約はなく、Y の従業員と契約社員が作製したゲームソフトを製作する過程で職務として作られたシナリオであるとし、著作権法上の著作者は Y と認定し、侵害差止及び損害賠償の	判例時報 No. 1825 平 15.9.11

た事例		請求を否認した。	
(社)音楽著作権協会に無断で開催された演奏会の責任はプロダクションではなくプロモーターであるとされた事例	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(7)15881号、平 14.6.28 民 47 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	歌手が所属するプロダクションは定額の出演料を受け取るのみで、プロモーターがチケットの販売等を行い、経済的利益を得る立場にあるので、プロモーターが原告の管理する著作物を演奏に使用したと認め、判決は、プロモーターに対し同著作物の演奏の差止と損害賠償を命じた。	判例時報 No. 1795 平 14.11.11 判例特報
HP 上の掲示板に投稿した文書の一部を転載した書籍を出版した行為が著作権侵害とされた事例	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(7)22066号、平 14.4.15 民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	インターネットのホームページ(HP)に投稿された文章は単なる事実の羅列ではなく、筆者の思想又は感情を創作的に表現した部分については著作権を容認し、その余は否認した。出版社においても執筆者の宣誓書のみでは免責されなく、調査義務が必要と判示した。	判例時報 No. 1792 平 14.10.11 判例特報
本件楽曲「記念樹」著作権法上の編曲にあたることとされた事例	各侵害賠償請求本訴、著作権確認請求反訴公訴事件、東京高裁平 12(ネ)1516号、平 14.9.6 民 13 部判決、一部変更上告	楽曲「記念樹」は小林亜星作曲「どこまでも行こうよ」の旋律の相当部分が実質的に同一であり、法上の編曲にあたりし、原作者の著作権及び著作者人格権侵害と出版権者の著作隣接権に侵害を容認した。	判例時報 No. 1794 平 14.11.1 判例特報
楓の銘木を撮影した行為およびその写真を掲載した出版物を発行した行為は違法でないこととされた事例	出版差止請求等事件、東京地裁平 14(7)1157号、平 14.7.3 民 29 部判決、棄却、(確定)	民法 206 条は所有権を定めているが、銘木楓の排他的支配権能に止まり、写真の撮影、その写真の複製、出版等を排他的に支配する権能はないと判示した。不法行為による損害賠償についても銘木楓に対する所有権が侵害されてはいないとして否認。	判例時報 No. 1793 平 14.10.21 判例特報
自動車整備業者向けデータベースの複製につき著作権侵害による差止等を認め、虚偽事実の告知を否認した事例	損害賠償請求事件(甲事件)、不正競争行為差止事件(乙事件)東京地裁平 8(7)10047号(甲)、平 8(7)25582号(乙)平 14.3.28 民 47 部判決、甲一部容認、乙棄却、(控訴)	A のデータベースを B が複製し競合関係生まれた事件において、盗用の事実を告知により事実の認定(中間判決)し、著作権侵害にはあたらないが不法行為に該当すると認定し、損害賠償を認容し、被告が抗弁した A による虚偽事実の告知を否認した	判例時報 No. 1793 平 14.10.21 判例特報
著作権法 26 条 1 項の映画の頒布権は一旦適法に販売された中古のビデオテープには及ばな	損害賠償請求事件、東京地裁平 12(7)15070号(甲)、平 14.1.31 民 46 部判決、棄却、	ビデオ製作会社が製作した同性愛ビデオを正規に購入した者から中古業者が購入し中古ビデオとして販売した事件で、判決は、同ビデオは映画の著作物に当たるとした上で、著作権者の頒布権は適法に販売された時点	判例時報 No. 1793 平 14.10.1 判例特報

いとされた事例	(控訴)	で消尽し、中古ビデオに対しては頒布権は及ばないと判示	
映画宇宙戦艦大和の著作者はその映画の企画から完成までを指揮命令した者が著作者となるとされた事例	著作権侵害差止請求事件、著作者人格権確認反訴請求事件、東京地裁平11(ワ)20820号、同12(ワ)14077号平14.3.25民29部判決、棄却、反訴請求容認(控訴)	著名な漫画家が設定デザイン、キャラクターデザイン等の1部に関与したケースにおいて、映画戦艦大和の著作者になり得るかについて争われたケースにおいて、判決は、著作権法16条1項の映画の著作者とは「製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」で有るとし、著名な漫画家の請求を否認した。	判例時報 No. 1789 平14.9.11
映画の著作物であるアニメ「超時空要塞マクロス」の著作権(著作者人格権を除く)が映画制作者にあるとされた事例	著作権確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)6447号、平15.1.20民29部判決、1部容認、1部棄却、(控訴)	下欄の事件で勝訴した滝の子プロダクションが本著作権の帰属の確認を求めた事件であり、判決は、著作物の全体構成に創作的に関与したのは被告ぬえの総監督であるから滝の子は法15条による著作者ではない。ただし滝の子は法29条によるアニメ映画の発案者として本映画の著作権者と認めると判示。	判例時報 No. 1823 平15.8.21
アニメーション作品の製作会社に観光ビザで2回、就労ビザで1回来日した中国人が作成した図画が職務著作物として差し戻しとなった事例	著作権使用差止請求事件、最高裁平13(受)216号、平15.4.11小法廷判決、破棄差戻、1審東京地裁平9(ワ)5200号、平11.7.12判決、2審東京高裁平11(ネ)4341号、平12.11.9判決	1審原告中国人は観光ビザで2回、就労ビザで1回来日して1審被告会社に勤務し、アニメ図柄20枚余を作成した。その図柄を使用したアニメの著作権は職務著作物かが争われた。1審は、観光ビザで来日し、勤務契約のない期間に製作した図柄を職務著作物とは認めなかった。最高裁は給料を支給し住居を提供している事実から実質的な雇用関係の成立を認め、東京高裁に差し戻した。	判例時報 No. 1822 平15.8.11
アニメ「超時空要塞マクロス」が職務著作物とされた事例	著作権確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)1844号、平14.2.25民29部判決、1部容認、1部棄却(控訴)	本アニメの制作費の負担とテレビ放映は被告プロダクション、その図柄は原告スタジオで作成された事件において、判決は、原告スタジオの代表者の発意に基づきその従業員が職務として図柄を作成したのもであると認定し、原告スタジオの法人著作物であると判示した。本件図柄が原告名で公表されていた。また原告-被告間に著作物帰属契約はなかった。	判例時報 No. 1788 平14.9.1
家庭用中古ゲームソフトについて映画の著作物とした上でその複製物の再譲渡に消尽説が適用された事例	①著作権侵害行為差止請求事件、最高裁平13(受)952号、平14.4.25一小法廷判決、上告棄却、一審大阪高裁	平成11年改正著作権法26条の2において映画の諸著作物以外の著作物の消尽を認めた。WIPO第6条も同様に消尽を容認。家庭用中古ゲームソフトについて著作権者と中古ソフト流通業者間で①ゲームソフトは映画の著作物か、②消尽説が適用されるかについて争われ、4件の	判例時報 No. 1785 平14.8.1

	平11(ワ)6579号他、 ②著作権侵害行為 差止請求権不存在 確認事件、最高裁 平13(受)798号、平 14.4.25 一小法廷 判決、上告棄却、二 審東京高裁平 11(ネ)3355号、平 13.3.27判決	前審は3対1で消尽説を容認した。本件2 件の最高裁判決は映画の著作物とした上で、 一旦適法に流通した家庭用中古ゲームソフトに著 作者の頒布権を容認するデメリットに着目し、消 尽説を認容した。	
学生用に執筆され た『解剖学実習』 が先任教授の著書 の複製ないし翻案 を否定した事例	損害賠償等請求控 訴事件、東京高裁 平13(ネ)542号、平 13.9.27 民6部判 決、控訴棄却(確定)	医学部教授による当該製本テキスト等が先任教 授執筆の著作権及び著作者人格権の侵害等 に於いて、学術書において人体構造や解剖の 手順等は創作性がないか非常に狭く解釈さ れるとして著作権等の侵害を否定した。	判例時報 No. 1774 平14.4.11
自動車関係データバ ースの複製について 著作物性を否定し たが、不法行為に ついては容認した 中間判決の事例	損害賠償等請求事 件(甲)、不正競争行 為差止請求事件 (乙)、東京地裁平 8(ワ)10047号、平 13.5.25 民47部中 間判決、甲事件請 求原因容認	自動車関係データベースの販売業者がこれを複 製して販売した他の業者に対し、著作権侵害 に関する請求は当該データベースには創作性 がないとして著作権侵害を否認したが、他の業 者の複製・販売行為に不法行為があることを 認め、賠償責任を認定した(中間判決)。	判例時報 No. 1774 平14.4.11
交通標語について 複製ないし翻案の 主張が認められな かった事例	損害賠償等請求控 訴事件、東京高裁 平13(ネ)3427号、平 13.10.30 民6部判 決、控訴棄却(確定)	交通標語「ぼく安心、ママの膝よりチャイルドシ ート」と「ママの胸よりチャイルドシート」の著作物 性と類似性が争われ、交通標語のような短い ありふれた表現には著作が無いと判示し、主 要部が異なるとして類似性も否定した。	判例時報 No. 1773 平14.4.1
編集者による著書 の改変行為が著作 者人格権を侵害し たと認められた事 例	図書発行差止請 求事件、東京地裁 平12(ワ)7120号、平 13.10.30 民47部 判決、一部容認、一 部棄却、(確定)	図書「魔術師」の第2版印刷時の改定におい て著者に無断で203箇所が改竄されたとし、 著作者人格権に基づく謝罪広告、読者からの 回収廃棄並びに損害賠償事件について、判決 は193箇所については同一性保持権侵害を 認めて損害賠償の支払を命じたが、悪意を否 定し、謝罪広告等を容認しなかった。	判例時報 No. 1772 平14.3.21
インターネット(IN)上 のウェブサイト に書籍の要約文を 掲載し会員に送信 し、公衆送信した 行為が著作権及び 著作者人格権を 侵害するとされた 事例	著作権侵害差止請 求事件、東京地裁 平13(ワ)22110号、 平13.12.3、民29 部判決、容認、(判決 後和解)	プロバイダ-Aにウェブサイトを開設し、著作権者 に無断でビジネス書を中心とした要約文を作 成し、有料会員制により公衆送信し、一般公 開(送信可能化)してアクセス者に公衆送信して いた。この行為は複製権、翻案権、公衆送信権、 同可能化権、著作者人格権を侵害する者として 原告の請求を容認(被告欠席)した。プロバイ ダ-Aについては和解が成立。	判例時報 No. 1768 平14.2.11

漫画「キャンディ・キャンディ」のストーリーを著作物、漫画を二次的著作物と認定し、絵画の作成、複製又は配布の差止を容認した事例	出版差止請求事件、最高裁裁平12(受)798号、平13.10.25小法廷判決、二審東京高裁平11(ネ)1602号、平12.3.30判決	「キャンディ・キャンディ」の漫画作者がその漫画の主人公の絵画をストーリー著作者に無断で著作権行使が可能かについて争われた事件で、最高裁は漫画をストーリー(現著作物)に基づく二次的著作物と認定し、原著作権者の同意なしに二次的著作物を作成し、複製し、配布することの差止を容認した。	判例時報 No. 1767 平 14.2.1
西瓜をモチーフとした写真が控訴人の写真の創作性の範囲内にあるので撮影行為及びカタログへの掲載は著作者人格権を侵害するとされた事例	著作権侵害差止請求控訴事件、東京高裁平 12(ネ)750号、平 13.6.21民6部判決、一部変更(上告)	西瓜をモチーフとした写真の創作性が争われた事例で、本件写真を見た後に被写体西瓜の配列を部分的に変更したモチーフはその表現された創作性の範囲内にはいるとし、被告(非控訴人)の撮影行為及びその写真をカタログに掲載する行為は著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとし、差止と損害賠償を容認	判例時報 No. 1765 平 14.1.11
著作権法 65 条、64 条所定の共有著作権行使代表者の地位不存在の確認請求が容認された事例	代表出版社の地位不存在確認請求事件、東京地裁平 13(ワ)14743 号、平 13.9.5、民 29 部判決、容認、(控訴)	代表者を選定した共有に係る音楽の著作権について、非代表共有者が日本音楽著作権協会より受領した著作料の不払いを理由とする代表権不存在の求める訴訟で、請求原因事実を認める準備書面の提出と、口頭弁論の欠席で判決書の原本に基づかず、請求を容認	判例時報 No. 1763 平 13.12.21
フェアビーン人形について量産玩具は著作権法における著作権を認めなかった事例	各著作権法違反被告事件、山形地裁平 11(ワ)184 号、平 13.9.26、刑事部判決、無罪、(控訴)	原告が著作権を有するフェアビーンと容姿姿態等模したと主張する子猫電動玩具について、判決は本数量産玩具は意匠法の保護対象であり、著作権侵害を否認した。判示の中で量産品であっても「量産品であっても純粋美術としての性質併有しているものは著作権法の保護対象になると解される」との趣旨の言及がある。	判例時報 No. 1763 平 13.12.21
ビジネスソフトウェアについての画面表示が著作権侵害となった例(目録1)と非侵害となった例(目録2)が示された事例	著作権仮処分申立事件、東京地裁平 13(ヨ)22014 号、平 13.6.13、民 46 部判決、一部容認、一部却下(控訴)	本決定はビジネスソフトウェアの性質に由来する事実上の制約が著作物の創作性を限定する芳香に働くことを認めたとうえで、債権者のソフトは独創的とまではいえないにせよ、個性をもって具体的な画面表示がなされているとして創作性を認め、債務者の目録1のソフトの仮処分を容認した。目録2については相違点があるとして仮処分を否認した。	判例時報 No. 1761 平 13.12.1
路線バスに描かれた絵画作品が著作権法 46 条の「恒常的設置」にあたり、幼児向け自動車開設用図書への掲載	損害賠償請求事件、東京地裁平 13(ワ)56 号、平 13.7.25、民 29 部判決、棄却(確定)	横浜循環路線バスの車体に描かれた原告絵画について判決は①著作権法 46 条の趣旨は屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作権については一般人による利用を原則的に事由とした趣旨であり、路線バスもこれに該当する②幼児向けはたらく自動車の解説	判例時報 No. 1758 平 13.11.1

は同条第4号に当たらないとされた事例		図書への掲載は「専ら」美術の著作物の複製物の販売を目的としての複製又はその複製物の販売行為に該当しないと判示した。	
競走馬持主が有名競走馬の実名を用いたゲームソフトの製造販売等差止請求事件でパブリシティが否認された事例	製造販売等差止等請求事件、東京地裁平 10(7)23824号、平 13.8.27、民 29 部判決、棄却(控訴)	該当条文不詳のまま、有名競争馬の保有者等(過去の保有者を含む)が当該ゲームソフトは有名競走馬の顧客吸引力を利用した行為であり、馬主のパブリシティ権を侵害されたとする事件であり、判決は「無形物の経済的価値を排他的に支配する権利はない」と判示した。	判例時報 No. 1758 平 13.11.1
英語版演劇台本の翻訳文を被告著書に無断引用したことについて、適法な引用でないとき損害賠償が容認された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 12(7)20058号、平 13.6.13、民 29 部判決、一部認容、一部棄却(控訴)	米国の著名な作曲家バーンスタインの英語版演劇台本を翻訳し著作権及び著作者人格権を取得した原告が無断引用した被告を告訴した事件について、判決は著作権法 32 条、48 条の要件である「引用が適正な慣行に合致」するかどうかについて審理し、法に所定の①被告書籍の目的等、②引用複製された内容等、③利用の形態等を総合的に考慮し、被告の行為に違法があったとして損害賠償を容認	判例時報 No. 1757 平 13.10.21
史跡ガイドブックの記事お呼び地図等の著作物性の判断、丸写した被告著作物に対する複製権侵害等の認容及び利用許諾を否認した事例	著作権に基づく損害賠償請求事件、東京地裁平 11(7)13552号、平 13.1.23、民 46 部判決、一部認容、一部棄却(確定)	本判決は、史跡を訪ねるガイドブックの記事お呼び地図等において客観的な事実をありのまま普遍的な記述は著作物として保護されないが、本件著作物は史跡に関する史実又は歴史人物の紹介等の選択など全体的な表現形式統一等の工夫がみられ創作性が認められるとして著作性を認め複製権侵害及び著作者人格権の侵害を認容した。また原告から使用許諾を受けたとする被告の抗弁も原告著作物の丸写しは不自然であると否認した。	判例時報 No. 1756 平 13.10.11
ノンフィクション書籍について原告著作物の思想又は感情の創作的表現が含まれない部分の複製はその著作権侵害でないとされた事例	書籍発行差止等請求事件、東京地裁平 11(7)26365号、平 12.12.26 民 46 部判決、棄却、(控訴)	故井深氏の葬儀に関連するノンフィクション作品を夕刊フジに掲載した原告がその後に発行された同様な題材に対する被告書籍の発行等の差止を求めた訴訟であり、判決は井深氏、ソニー社、葬儀の様子などの記述に類似性があるとしても当該部分には思想又は感情の創作的表現が含まれない、として原告著作物の著作権の侵害にあたらないと判示	判例時報 No. 1753 平 13.9.11

15.4 講 不正競争防止法に関する最近の主な判例

< 判例時報 1798 ~ 1911 号に掲載分 >

判決の要点	事件番号	判決の概要	出典
平成15年NHK大河ドラマ「武蔵」第1回戦闘シーンが黒沢監督の「7人の侍」の著作権(翻案権)侵害でないと言われた事例	番組公衆送信差止等請求控訴事件、知財高裁平17(ネ)10023号、平17.6.14第2部判決、控訴棄却(上告) 一審東京地裁平15(ワ)25535号、平16.12.24判決	第1回において武蔵と又八が朱実親子に頼まれて盗賊を倒すシーンについて、判決は、「7人の侍」ははるかに芸術性の高い作品であり「武蔵」は同作品の翻案にあたらないと判示した。判決理由において、浪人が農民に頼まれ、農民と共に戦う設定は原作吉川英治作品と共通していることなど、「武蔵」は「7人の侍」の設定より原作に近いと認定した。	判例時報 No. 1911 平18.1.21
三坂小学校記念文集の編集著作物の著作権は編集物の創作性のない部分の利用のまでは及ばないとされた事例	著作権に基づく損害賠償等請求事件、東京地裁平16(ワ)12242号、平17.7.1民47部判決、棄却(控訴)	原告は、戦前京城にあった三坂小学校卒業生の手記や電話取材した内容を記念文集として出版した。被告はその記念文集の一部について引用先を明記して引用した。その引用が編集物著作権を侵害するか、名誉毀損があるかについて争われた事件において、判決は、創作性のない部分の引用は編集著作物作者の権利が及ばない、原作者等の社会的評価が低下するとはいえない、と判示した。	判例時報 No. 1910 平18.1.11
お菓子のおまけフィギュアは著作権法上の著作物ではないが、契約書には著作権が契約要素になっていないとし、違約金の支払を命じた事例	違約金等請求本訴、不当利得返還請求反訴事件、大阪地裁平15(ワ)5016号、平16.11.25民21判決、一部容認、一部棄却 二審 大阪高裁平16(ネ)3893号、平17.7.28民8部判決、控訴棄却(確定)	本訴原告は契約によりお菓子のおまけフィギュアの型を作り、成型、彩色してフィギュアを製造し、お菓子メーカーである本訴被告に納入した。本訴被告が契約した対価の支払いを中断し、本訴原告がその契約違約金の支払を求めた。判決は、同おまけフィギュアは著作権法2条1項1号、同2項、10条1項1号所定の美術の著作物ではないと認定した上、契約要素ではないとして違約金1.6億円の支払いを命じた。 二審も一審を支持し、著作性も容認した。	判例時報 No. 1901 平17.10.11 二審 判例時報 No. 1928 平18.7.1
キューピーに関する著作権を譲り受けたと主張する原告の10億円余の損害賠償請求等が信義則を理由として否認された事例	著作権損害差止等請求事件、大阪地裁平15(ワ)6255号、平16.4.27民21部判決、一部容認、1部棄却、1部却下(控訴)	原告はキューピーに関する著作権を譲り受けたと主張する個人であり、被告はキューピーを社名、商標とする会社であり、本件に先立ち多数の同趣旨の訴訟は総てほぼ原告敗訴で確定した。本件訴訟の判決は、前訴において①1909年、1910年著作物の保護は放棄する旨の陳述があり、10億円余の惨害賠償の請求は信義則に反するとして棄却し、②その後の著作物については日著作権条約により請求権が消滅している、③被告商標が①の二次的著作物ではない、等を判示した。	判例時報 No. 1882 平17.4.1

コンピュータソフトウェアによるレポート等自動作成画面等が著作権法上の保護対象であるが、著作物として必要な創作性がないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平15(ワ)15478号、平16.6.30民29部判決、棄却、(控訴)	原告・被告共にコンピュータソフトウェア開発会社であり、両社の製品には同様なレポート等自動作成画面があり、原告は損害賠償等の請求をする訴を提起した。判決は、レポート等自動作成画面等が著作権法上の保護対象であることは認めた上で、画面表示中のボタン等の部品表示、色彩等は一般的であり、既存のアプリケーションソフト(Excel)の利用範疇とし、著作権法上の創作性を否認した。	判例時報 No. 1874 平 17.1.11
社交ダンス教室における音楽著作物の再生演奏は著作権法22条の演奏に当たり、同法38条の非営利ではないとし、損害賠償と不当利得返還請求が容認された事例	著作権損害差止等請求控訴事件、東京高裁平15(ワ)233号、平16.3.4民4部判決、一部変更(上告受理申立<不受理>)、一審名古屋地裁14(ワ)2148号、平15.2.7判決	社交ダンス教室は教師と受講生との間に密接な人間関係があり、著作権法22条の「公の演奏」に当たらない、社交ダンス教室は同法38条に規定する非営利でなく、受講料は著作物の対価に当たるとし、社交ダンス教室における音楽CDの再生は著作権侵害であると判示した。かつ本件訴訟を提起した日(平8.8.1)以前の3年間について損害賠償請求を容認し、更にそれより以前の7年間についても不当利得返還請求を容認した。	判例時報 No. 1870 平 16.12.1
小学校教科書に掲載されている著作物を複製して学習教材を出版した事件において引用、フェア・ユース等の抗弁が認められなかった事例	出版差止等請求事件、東京地裁平14(ワ)15570号、平16.5.28民47部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	原告等は小学校国語教科書の諸作者であり、被告は同教科書を用いて学習教科書を作成・販売している出版社であり、原告等は著作権及び人格権の侵害を訴え、被告はフェア・ユースを抗弁した。判決は、被告の複製行為は著作権法32条1項の引用に当たらない、米法におけるフェア・ユースの法理はわが国では認められないとし、損害賠償を命じた。出版差止は絶版を理由に否認した。	判例時報 No. 1869 平 16.11.21
合計26本のミュージカル脚本の著作物の著作権者が争われた事件において、脚本・パンフレット等に著作者と表示されている著作者を著作権法14条により著作者と認めた事例	著作権確認等請求事件(第1事件本訴・反訴)、損害賠償請求事件(第2事件)、東京地裁平14(ワ)14650号(第1事件本訴)・19665号(第1事件反訴)・同15(ワ)19236号(第2事件)、平16.3.19民46部判決、一部容認、一部却下、一部棄却、(控訴)	合計26本のミュージカル脚本の内、製作時期の早い14本(Aグループ)には著作者として劇作家Y1名が、遅い12本(Bグループ)にはY1と他の者が表記されていた。第1事件原告会社は劇団の共同著作物としてこれらの脚本を譲渡した。本件訴訟はこれらの脚本が劇団の共同著作物であるか、劇作家Y1かが争われた。判決は、脚本26本を精査し、脚本・パンフレット等に著作者と表示されている著作者を著作権法14条により著作者又は共同著作者と認めた。劇作家Y1を全面的に認めた。	判例時報 No. 1867 平 16.11.1

PS2 のゲームソフトに登場するキャラクター「かすみ」に裸体を選択できる SD-R を販売した行為について、著作者人格権としての同一性保持権が認められた事例	損害賠償請求控訴事件、東京高裁平 14(ネ)4763 号、平 16.3.31 民 13 部判決、控訴棄却、(上告・上告受理申立)、一審東京地裁 13(ワ)13818 号、平 13.8.30 判決	PS2 のゲームソフトの「かすみ」には裸体の選択が可能であるが、その選択を封印して発売されていた。控訴人ウェストサイト社は封印を破り、裸体選択を可能にする CD-R を発売した。被控訴人(著作権者)は著作者人格権による同一性保持権により控訴人 CD-R の差止と損害賠償の請求を行い、一審東京地裁で容認された。本控訴審も裸体の封印の解除は同一性保持権を侵害するとし、控訴を棄却した。	判例時報 No. 1864 平 16.10.1
競走馬持主が有名競走馬の実名を用いたゲームソフトの製作販売に対し、パブリシティ権を理由として差止等請求事件において、最高裁はパブリシティ権否認された事例	製作販売等差止等請求事件、最高裁平 13(受)866 号・867 号、平 16.2.13、二小法定判決、一部棄却自判、一審名古屋地裁平 10(ワ)527 号、平 12.1.19 判決、二審名古屋高裁平 12(ネ)144 号他、平 13.3.8 判決	わが国では有名競争馬の名称等の経済的価値を独占的に支配する権利(パブリシティ権)の保護を容認する法令はない。有名競走馬の保有者等(過去の保有者を含む)がパブリシティ権を主張して当該ゲームソフトの製作販売の差止と損害賠償を求めた裁判において、最高裁は、有名競走馬の名称等のパブリシティ権を保護する法的根拠はなく、有名競走馬の馬主等は馬自体の排他的独占権は存在するが、「名称等の無形物の経済的価値を排他的に支配する権利はない」と判示した。	判例時報 No. 1863 平 16.9.21
(社)日本図書教材協会に所属する出版社が作成したテスト教材に関する著作権侵害行為について、同協会が不法行為責任が否定された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 14(ワ)26178 号、平 16.3.30 民 47 部判決、棄却、(確定)	(社)日本図書教材協会に所属する出版社は著作者に無断で引用するテスト教材を作成した。同出版社は著作権侵害を認めている。本訴訟は所属する協会の管理責任を問う事件である。判決は、(社)日本図書教材協会には会員出版社に対する管理責任も教育責任もなく、不作為による不法行為責任はない、として損倍賠償を否認した。	判例時報 No. 1861 平 16.9.1
慶応大学のイサムノグチ設計の建物、庭園、著作物の同キャンパス内移築が著作者人格権を侵害しないとされた事例	著作権仮処分命令申立事件、東京地裁平 15(ヨ)22031 号、平 15.6.11 民 46 部決定、却下	慶大三田キャンパスに谷口ノグチ共同設計の建築物、庭園、ノグチの彫刻物等がある。慶大は大学院大学の開設に対応するためこれらの移築を計画した。同人の著作物に関する一切の権利は遺言書により米財団にあるとして本件仮処分の申立をした。決定は、著作者人格権は一身専属の権利であり、同財団が遺言書で指定されない限り申立できないとして却下した。その他に建築物、庭園等の移築が改変に当たらない等についての言及。	判例時報 No. 1840 平 16.2.1
背景の女性像の姿態が変えられるスケジュール管理ソ	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 14(ワ)10893 号、平	スケジュール管理ソフトウェア企画、製作等を業とする原告が同業者を訴えて事件であり、原告は著作権の特徴を背景の女性とその姿態が変	判例時報 No. 1828 平

7トゥアーについて創作性を有する本質的特長が相違するとして著作権侵害を否認した事例	15.1.28 民 47 部判決、棄却、(確定)	えられることと認識して本訴訟を提起した。判決は、背景の女性の姿態変更のみを特徴部分とすることなく、各画面及びその選択・配列を総合的に検討し、複製又は翻案ではないと判示した。不競法の不法行為も否定した。	15.10.11
米国に居住する者に対する鉄人 28 号に関する著作権侵害訴訟において、日本には裁判管轄権がないとされた事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 14(ワ)6247 号、平 14.11.18 民 29 部判決、却下、(控訴)	鉄人 28 号の著作権者は米国の居所を有する同種の漫画「ジャイガンダー」を発行する会社に対する著作権侵害訴訟を起こしたところ米加州地裁は不便宜法定地として却下した。よって東京地裁に提訴したが、判決は、著作権侵害の場所が米国でありかつ侵害者の居所も営業所等も日本にない者に対する国際裁判管轄はないとして訴えを却下した。	判例時報 No. 1812 平 15.5.1
創価学会をめぐる紛争において池田会長の写真を部分利用したビラ写真に著作権侵害を認め、ビラ絵は否認した事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 13(ワ)12339 号、平 15.2.26 民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	池田会長の国家功労者授章写真 1 の背景を切り取った写真を用いて池田を誹謗する写真ビラを作り、同写真 2 の顔部分をトレースしたビラ絵で同趣旨の絵ビラを作った事件において、判決は、写真 1 及び 2 は写真家の個性が発揮されているとして著作権を容認し、写真ビラは著作権侵害とし、絵ビラは写真家の個性が抹消されているとして非侵害とした。	判例時報 No. 1826 平 15.9.21
実話の捨て犬救出作戦の原著作物に対し、他の著作者が同じ犬について取材した後の著作物が翻案権侵害とされた事例	謝罪広告請求事件、横浜地裁小田原支部平 11(ワ)762 号、平 14.8.27 民事部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	「すて犬シェパードの涙」と題する文字の原著作物を見る可能性のある著作者がその犬の救出者に会って話を聞き「百合子ばあさんのすて犬救出大作戦」と題する著作を行い出版し学校教科書に採用した。後者が原著作物の翻案権侵害の有無について判決は、ストーリー展開、登場人物、描写方法等が原著作物に依拠しているとして翻案権の侵害を容認した。	判例時報 No. 1824 平 15.9.1
ゲームソフトの企画・製作を業とする X と Y が著作権を争った事案において、Y の従業者の職務著作物と認定された事例	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(ワ)21182 号、平 14.12.18 民 29 部判決、棄却、(控訴)	X のゲームソフトのシナリオを Y が違法に利用したとする訴訟において、判決は、X-Y 間には契約はなく、Y の従業員と契約社員が作製したゲームソフトを製作する過程で職務として作られたシナリオであるとし、著作権法上の著作者は Y と認定し、侵害差止及び損害賠償の請求を否認した。	判例時報 No. 1825 平 15.9.11
(社)音楽著作権協会に無断で開催された演奏会の責任はプロダク	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平 13(ワ)15881 号、平 14.6.28 民 47 部判	歌手が所属するプロダクションは定額の出演料を受け取るのみで、プロモーターがチケットの販売等を行い、経済的利益を得る立場にあるので、プロモーターが原告の管理する著作物を演奏に使用し	判例時報 No. 1795 平 14.11.11

ジョンではなくプロモータであるとされた事例	決、一部容認、一部棄却、(控訴)	たと認め、判決は、プロモータに対し同著作物の演奏の差止と損害賠償を命じた。	判例特報
HP上の掲示板に投稿した文書の一部を転載した書籍を出版した行為が著作権侵害とされた事例	著作権侵害差止等請求事件、東京地裁平13(ワ)22066号、平14.4.15民29部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	インターネットのホームページ(HP)に投稿された文章は単なる事実の羅列ではなく、筆者の思想又は感情を創作的に表現した部分については著作権を容認し、その余は否認した。出版社においても執筆者の宣誓書のみでは免責されなく、調査義務が必要と判示した。	判例時報 No. 1792 平 14.10.11 判例特報
本件楽曲「記念樹」著作権法上の編曲にあたることとされた事例	各侵害賠償請求本訴、著作権確認請求反訴公訴事件、東京高裁平12(ネ)1516号、平14.9.6民13部判決、一部変更上告	楽曲「記念樹」は小林亜星作曲「どこまでも行こうよ」の旋律の相当部分が実質的に同一であり、法上の編曲にあたり、原作者の著作権及び著作者人格権侵害と出版権者の著作隣接権に侵害を容認した。	判例時報 No. 1794 平14.11.1 判例特報
楓の銘木を撮影した行為およびその写真を掲載した出版物を発行した行為は違法でないこととされた事例	出版差止請求等事件、東京地裁平14(ワ)1157号、平14.7.3民29部判決、棄却、(確定)	民法206条は所有権を定めているが、銘木楓の排他的支配権能に止まり、写真の撮影、その写真の複製、出版等を排他的に支配する権能はないと判示した。不法行為による損害賠償についても銘木楓に対する所有権が侵害されてはいないとして否認。	判例時報 No. 1793 平 14.10.21 判例特報
自動車整備業者向けデータベースの複製につき著作権侵害による差止等を認め、虚偽事実の告知を否認した事例	損害賠償請求事件(甲事件)、不正競争行為差止事件(乙事件)東京地裁平8(ワ)10047号(甲)、平8(ワ)25582号(乙)平14.3.28民47部判決、甲一部容認、乙棄却、(控訴)	AのデータベースをBが複製し競合関係生まれた事件において、盗用の事実を告知により事実の認定(中間判決)し、著作権侵害にはあたらないが不法行為に該当すると認定し、損害賠償を認容し、被告が抗弁したAによる虚偽事実の告知を否認した	判例時報 No. 1793 平 14.10.21 判例特報
著作権法26条1項の映画の頒布権は一旦適法に販売された中古のビデオテープには及ばないこととされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平12(ワ)15070号(甲)、平14.1.31民46部判決、棄却、(控訴)	ビデオソフト制作会社が製作した同性愛ビデオを正規に購入した者から中古業者が購入し中古ビデオとして販売した事件で、判決は、同ビデオは映画の著作物に当たるとした上で、著作権者の頒布権は適法に販売された時点で消尽し、中古ビデオに対しては頒布権は及ばないと判示	判例時報 No. 1793 平14.10.1 判例特報
映画宇宙戦艦大和の著作者はその映画の企画から完成までを指	著作権侵害差止請求事件、著作者人格権確認反訴請求事件、東京地裁平	著名な漫画家が設定デザイン、キャラクターデザイン等の1部に関与したケースにおいて、映画戦艦大和の著作者になり得るかについて争われたケースにおいて、判決は、著作権法16	判例時報 No. 1789 平14.9.11

揮命令した者が著作者となるとされた事例	11(ワ)20820 号、同12(ワ)14077 号平14.3.25 民 29 部判決、棄却、反訴請求容認(控訴)	条1項の映画の著作者とは「製作、監督、演出、撮影、美術等を担当したてその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」で有るとし、著名な漫画家の請求を否認した。	
映画の著作物であるアニメ「超時空要塞マクロス」の著作権(著作者人格権を除く)が映画制作者にあるとされた事例	著作権確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)6447 号、平15.1.20 民 29 部判決、1部容認、1部棄却、(控訴)	下欄の事件で勝訴した滝の子プロダクションが本著作権の帰属の確認を求めた事件であり、判決は、著作物の全体構成に創作的に関与したのは被告ぬえの総監督であるから滝の子は法15条による著作者ではない。ただし滝の子は法29条によるアニメ映画の発案者として本映画の著作権者と認めると判示。	判例時報 No. 1823 平 15.8.21
アニメーション作品の制作会社に観光ビザで2回、就労ビザで1回来日した中国人が作成した図画が職務著作物として差し戻しとなった事例	著作権使用差止請求事件、最高裁平13(受)216 号、平15.4.11 小法廷判決、破棄差戻、1審東京地裁平9(ワ)5200 号、平11.7.12 判決、2審東京高裁平 11(ネ)4341 号、平 12.11.9 判決	1審原告中国人は観光ビザで2回、就労ビザで1回来日して1審被告会社に勤務し、アニメ図柄20枚余を作成した。その図柄を使用したアニメの著作権は職務著作物かが争われた。1審は、観光ビザで来日し、勤務契約のない期間に製作した図柄を職務著作物とは認めなかった。最高裁は給料を支給し住居を提供している事実から実質的な雇用関係の成立を認め、東京高裁に差し戻した。	判例時報 No. 1822 平 15.8.11
アニメ「超時空要塞マクロス」が職務著作物とされた事例	著作権確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)1844 号、平14.2.25 民 29 部判決、1部容認、1部棄却(控訴)	本アニメの制作費の負担とテレビ放映は被告プロダクション、その図柄は原告スタジオで作成された事件において、判決は、原告スタジオの代表者の発意に基づきその従業員が職務として図柄を作成したのもであると認定し、原告スタジオの法人著作物であると判示した。本件図柄が原告名で公表されていた。また原告-被告間に著作物帰属契約はなかった。	判例時報 No. 1788 平 14.9.1
家庭用中古ゲームソフトについて映画の著作物とした上でその複製物の再譲渡に消尽説が適用された事例	①著作権侵害行為差止請求事件、最高裁平 13(受)952 号、平14.4.25 一小法廷判決、上告棄却、一審大阪高裁平 11(ワ)6579 号他、② 著作権侵害行為差止請求権不存在確認事件、最高裁平 13(受)798 号、平14.4.25 一小法廷判決、上告棄却、二審東京高裁平 11(ネ)3355	平成11年改正著作権法26条の2において映画の諸著作物以外の著作物の消尽を認めた。WIPO第6条も同様に消尽を容認。家庭用中古ゲームソフトについて著作権者と中古ソフト流通業者間で①ゲームソフトは映画の著作物か、②消尽説が適用されるかについて争われ、4件の前審は3対1で消尽説を容認した。本件2件の最高裁判決は映画の著作物とした上で、一旦適法に流通した家庭用中古ゲームソフトに著作者の頒布権を容認するデメリットに着目し、消尽説を認容した。	判例時報 No. 1785 平 14.8.1

	号、平 13.3.27 判決		
学生用に執筆された『解剖学実習』が先任教授の著書の複製ないし翻案を否定した事例	損害賠償等請求控訴事件、東京高裁平 13(ネ)542 号、平 13.9.27 民 6 部判決、控訴棄却(確定)	医学部教授による当該製本テキスト等が先任教授執筆の著作権及び著作者人格権の侵害等について、学術書において人体構造や解剖の手順等は創作性がないか非常に狭く解釈されるとして著作権等の侵害を否定した。	判例時報 No. 1774 平 14.4.11
自動車関係データベースの複製について著作物性を否定したが、不法行為については容認した中間判決の事例	損害賠償等請求事件(甲)、不正競争行為差止請求事件(乙)、東京地裁平 8(ワ)10047 号、平 13.5.25 民 47 部中間判決、甲事件請求原因容認	自動車関係データベースの販売業者がこれを複製して販売した他の業者に対し、著作権侵害に関する請求は当該データベースには創作性がないとして著作権侵害を否認したが、他の業者の複製・販売行為に不法行為があることを認め、賠償責任を認定した(中間判決)。	判例時報 No. 1774 平 14.4.11
交通標語について複製ないし翻案の主張が認められなかった事例	損害賠償等請求控訴事件、東京高裁平 13(ネ)3427 号、平 13.10.30 民 6 部判決、控訴棄却(確定)	交通標語「ぼく安心、ママの膝よりチャイルドシート」と「ママの胸よりチャイルドシート」の著作物性と類似性が争われ、交通標語のような短いありふれた表現には著作が無いと判示し、主要部が異なるとして類似性も否定した。	判例時報 No. 1773 平 14.4.1
編集者による著書の改変行為が著作者人格権を侵害したと認められた事例	凶書の発行差止請求事件、東京地裁平 12(ワ)7120 号、平 13.10.30 民 47 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	凶書「魔術師」の第 2 版印刷時の改定において著者に無断で 203 箇所が改竄されたとし、著作者人格権に基づく謝罪広告、読者からの回収廃棄並びに損害賠償事件について、判決は 193 箇所については同一性保持権侵害を認めて損害賠償の支払を命じたが、悪意を否定し、謝罪広告等を容認しなかった。	判例時報 No. 1772 平 14.3.21
インターネット(IN)上のウェブサイト書籍の要約文を掲載し会員に送信し、公衆送信した行為が著作権及び著作者人格権を侵害するとされた事例	著作権侵害差止請求事件、東京地裁平 13(ワ)22110 号、平 13.12.3、民 29 部判決、容認、(判決後和解)	プロバイダ A にウェブサイトを開設し、著作権者に無断でビジネス書を中心とした要約文を作成し、有料会員制により公衆送信し、一般公開(送信可能化)してアクセス者に公衆送信していた。この行為は複製権、翻案権、公衆送信権、同可能化権、著作者人格権を侵害する者として原告の請求を容認(被告欠席)した。プロバイダ A については和解が成立。	判例時報 No. 1768 平 14.2.11
漫画「キャンディ・キャンディ」のストーリーを著作物、漫画を二次的著作物と認定し、絵画の作成、複製又は配布の差止を容認した事例	出版差止請求事件、最高裁判平 12(受)798 号、平 13.10.25 小法廷判決、二審東京高裁平 11(ネ)1602 号、平 12.3.30 判決	「キャンディ・キャンディ」の漫画作者がその漫画の主人公の絵画をストーリー著作者に無断で著作権行使が可能かについて争われた事件で、最高裁は漫画をストーリー(現著作物)に基づく二次的著作物と認定し、原著作権者の同意なしに二次的著作物を作成し、複製し、配布することの差止を容認した。	判例時報 No. 1767 平 14.2.1

西瓜をモチーフとした写真が控訴人の写真の創作性の範囲内にあるので撮影行為及びカタログへの掲載は著作者人格権を侵害するとされた事例」	著作権侵害差止請求控訴事件、東京高裁平 12(ネ)750 号、平 13.6.21 民 6 部判決、一部変更(上告)	西瓜をモチーフとした写真の創作性が争われた事例で、本件写真を見た後に被写体西瓜の配列を部分的に変更したモチーフはその表現された創作性の範囲内にはいるとし、被告(非控訴人)の撮影行為及びその写真をカタログに掲載する行為は著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとし、差止と損害賠償を容認	判例時報 No. 1765 平 14.1.11
著作権法 65 条、64 条所定の共有著作権行使代表者の地位不存在の確認請求が容認された事例	代表出版社の地位不存在確認請求事件、東京地裁平 13(ワ)14743 号、平 13.9.5、民 29 部判決、容認、(控訴)	代表者を選定した共有に係る音楽の著作権について、非代表共有者が日本音楽著作権協会より受領した著作料の不払いを理由とする代表権不存在の求める訴訟で、請求原因事実を認める準備書面の提出と、口頭弁論の欠席で判決書の原本に基づかず、請求を容認	判例時報 No. 1763 平 13.12.21
フィギュア人形について量産玩具は著作権法における著作権を認めなかった事例	各著作権法違反被告事件、山形地裁平 11(わ)184 号、平 13.9.26、刑事部判決、無罪、(控訴)	原告が著作権を有するフィギュアと容姿姿態等模したと主張する子猫電動玩具について、判決は本数量産玩具は意匠法の保護対象であり、著作権侵害を否認した。判示の中で量産品であっても「量産品であっても純粋美術としての性質併有しているものは著作権法の保護対象になると解される」との趣旨の言及がある。	判例時報 No. 1763 平 13.12.21
ビジネスソフトウェアについての画面表示が著作権侵害となった例(目録 1)と非侵害となった例(目録 2)が示された事例	著作権仮処分申立事件、東京地裁平 13(ヨ)22014 号、平 13.6.13、民 46 部判決、一部容認、一部却下(控訴)	本決定はビジネスソフトウェアの性質に由来する事実上の制約が著作物の創作性を限定する芳香に働くことを認めたとうえで、債権者のソフトは独創的とまではいえないにせよ、個性をもって具体的な画面表示がなされているとして創作性を認め、債務者の目録 1 のソフトの仮処分を容認した。目録 2 については相違点があるとして仮処分を否認した。	判例時報 No. 1761 平 13.12.1
路線バスに描かれた絵画作品が著作権法 46 条の「恒常的設置」にあたり、幼児向け自動車開設用図書への掲載は同条第 4 号に当たらないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 13(ワ)56 号、平 13.7.25、民 29 部判決、棄却(確定)	横浜循環路線バスの車体に描かれた原告絵画について判決は①著作権法 46 条の趣旨は屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作権については一般人による利用を原則的に事由とした趣旨であり、路線バスもこれに該当する②幼児向けはたらく自動車の解説図書への掲載は「専ら」美術の著作物の複製物の販売を目的としての複製又はその複製物の販売行為に該当しないと判示した。	判例時報 No. 1758 平 13.11.1
競走馬持主が有名競走馬の実名	製造販売等差止等請求事件、東京地裁平	該当条文不詳のまま、有名競争馬の保有者等(過去の保有者を含む)が当該ゲームソフトは有名	判例時報 No. 1758

を用いたゲームソフトの製造販売等差止請求事件でパブリシティが否認された事例	10(ワ)23824号、平13.8.27、民29部判決、棄却(控訴)	競走馬の顧客吸引力を利用した行為であり馬主のパブリシティ権を侵害されたとする事件であり、判決は「無形物の経済的価値を排他的に支配する権利はない」と判示した。	平13.11.1
英語版演劇台本の翻訳文を被告著書に無断引用したことについて、適法な引用でないとき損害賠償が容認された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平12(ワ)20058号、平13.6.13、民29部判決、一部認容、一部棄却(控訴)	米国の著名な作曲家バーンスタインの英語版演劇台本を翻訳し著作権及び著作者人格権を取得した原告が無断引用した被告を告訴した事件について、判決は著作権法32条、48条の要件である「引用が適正な慣行に合致」するかどうかについて審理し、法に所定の①被告書籍の目的等、②引用複製された内容等、③利用の形態等を総合的に考慮し、被告の行為に違法があったとして損害賠償を容認	判例時報 No. 1757 平 13.10.21
史跡ガイドブックの記事お呼び地図等の著作物性の判断、丸写した被告著作物に対する複製権侵害等の認容及び利用許諾を否認した事例	著作権に基づく損害賠償請求事件、東京地裁平11(ワ)13552号、平13.1.23、民46部判決、一部認容、一部棄却(確定)	本判決は、史跡を訪ねるガイドブックの記事お呼び地図等において客観的な事実をありのまま普遍的な記述は著作物として保護されないが、本件著作物は史跡に関する史実又は歴史人物の紹介等の選択など全体的な表現形式統一等の工夫がみられ創作性が認められるとして著作性を認め複製権侵害及び著作者人格権の侵害を認容した。また原告から使用許諾を受けたとする被告の抗弁も原告著作物の丸写しは不自然であると否認した。	判例時報 No. 1756 平 13.10.11
ノンフィクション書籍について原告著作物の思想又は感情の創作的表現が含まれない部分の複製はその著作権侵害でないとされた事例	書籍発行差止等請求事件、東京地裁平11(ワ)26365号、平12.12.26民46部判決、棄却、(控訴)	故井深氏の葬儀に関連するノンフィクション作品を夕刊フジに掲載した原告がその後に発行された同様な題材に対する被告書籍の発行等の差止を求めた訴訟であり、判決は井深氏、ソニー社、葬儀の様子などの記述に類似性があるとしても当該部分には思想又は感情の創作的な表現が含まれない、として原告著作物の著作権の侵害にあたらないと判示	判例時報 No. 1753 平13.9.11

第 15-5 講 職務発明をめぐる紛争

第 1 話 職務発明



職務発明について極めて高額な判決はなぜですか



- ①職務発明とは a. 使用者等の業務範囲に属し、b. 従業者等の職務に属する発明と定義され(特許法 35 条 1 項)、「使用者等は、職務発明について従業者等が取得した特許権について通常実施権を有する」と規定されています。また勤務規則等の明文の規定により職務発明に関する特許を受ける権利を使用者等に継承させることができます(同条第 2 項)。その場合、「従業者等は相当の対価を受ける権利がある」と規定されています(同条第 3 項)。この規定は強行規定ですから紛争の火種となりました。
- ②わが国の職務発明の法制化は明治 42 年特許法の第 3 条「**勤務発明**」に始まり、大正 10 年特許法第 14 条「**任務発明**」に引き継がれ、現行法第 35 条「**職務発明**」となりました。長い歴史のあるわが国独特の法制です。
- ③なお職務著作物については「法人等の発意に基づき職務上作成される著作物の著作権はその法人等とする」と定めています(著作権法 15 条)。下記条文参照

特許法 第 35 条 (職務発明)

1. 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という)は従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という)がその性質上当該**使用者等の業務範囲に属し**、かつ、その発明に至った行為がその使用者等における従業者の現在又は過去の**職務に属する発明**(以下「職務発明」という)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を継承した者が**その発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する**。
2. 従業者等がした発明については、その発明が**職務発明である場合を除き**、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を継承させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、**勤務規則その他の定め**の条項は、**無効とする**。
3. 従業者等は契約、勤務規則その他の定により職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を継承させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときには、**相当の対価を受ける権利を有する**。
4. 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合においては、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等の間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の条項、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが**不合理であってはならない**。2006 年 4 月 1 日施行の改正
 5. 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使

用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。2006年4月1日施行の改正著作権法 第15条(職務上作成される著作物の著作者)

1. 法人その他の使用者(以下この条において「法人等」という)の**発意に基づき**その法人等の業務に従事する者が**職務上作成する著作物**(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの**著作者は**、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めのない限り、**その法人等とする**。
2. **法人等の発意に基づき**その法人等の業務に従事する者が**職務上作成するプログラムの著作物の著作者は**、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めのない限り、**その法人等とする**。



職務発明についてどんな紛争が
おきていますか



- ①職務発明に関する主な紛争は、a. **日亜事件**、b. **味の素事件**、c. **日立事件**、d. オリンパス事件、e. **豊田中央研究所事件**等です。
- ②**日亜事件**は日亜科学工業(株)〔「日亜」と略称)の元従業員中村修二氏が訴えた事件です。GaN系青色LEDに関する日本特許(第2628404号)、米国特許(USP5767581)等の特許権は職務発明でないとし、その持分の移転と対価を請求する訴えです。氏は同社を退職後、カリフォルニア大学 Santa Barbara 校の教授となると共に日亜の競合会社である米国 Cree, Inc. 社の関連会社の嘱託研究員となりました。日亜は Cree, Inc. とその輸入商社を特許権侵害で東京地裁に、中村氏を営業秘密漏洩等の罪で米国 North Carolina 連邦地方裁判所に告訴(**Cree 事件**)しました。
- ③日亜は別に約 40 件の訴訟合戦を豊田合成(株)と行いました(**豊田合成事件**)。日亜事件、Cree 事件、豊田合成事件が同時進行しましたが、Cree 事件と豊田合成事件は 2002 年 12 月末頃までに総て和解により解決しました。
- ④**日亜事件**は、2002 年 9 月 19 日の東京地裁中間判決で職務発明と認定し、2004 年 1 月 30 日の本判決で「200 億円を支払え」と日亜に命じました。詳細は後記します。
- ⑤味の素事件は海外からのライセンス収入に対する対価が認められたケースです。
- ⑥豊田中央研究所事件は本人請求で、請求に対する判決額の落差の大きいケースです。
- ⑦日立事件は包括クロスライセンスに対する対価が認められてケースです。
- ⑧オリンパス事件は最高裁で改良発明を理由に対価が減額されたケースです。
- ⑨日立金属事件は特許権取得費用が大きいケースです。

注：ノーベル賞の田中耕一氏の特許褒賞は 1 万円でした。受賞後に 1,000 万円の報奨金と処遇で氏の功績に応えた旨の記事があります。



なぜ職務発明に関する紛争がおきるのですか



- ①発明は自然人の知的創作活動により生み出されますが、その創作は地球文明、国、会社、グループ等の先人の知恵の上になされます。発明には周りの人達の協力が必要です。著作権法では職務創作されたコンピュータプログラム等の著作権者を会社名とすることができます。特許法では発明者を法人とすることができません。真に発明した者を発明者とします。会社は技術者を育て、給与、研究のチームと設備、予算等を与えて発明を奨励します。職務発明にも株主、会社、研究同僚等の利害関係者(Stakeholder)が存在します。
- ②現行特許法第 35 条 3 項は、施行から今日まで「相当の対価」や各 Stakeholder の寄与度を算出する指針も要領も示されませんでした。2006 年 4 月 1 日施行の改正特許法でも対価について「不合理でないこと」との文言が入りましたが、対価の相場感は依然として不明確です。それが紛争の原点です。



特許法第 35 条についてどんな議論がありましたか



- ①国家公務員の発明は国に帰属していました。現行法施行当時(昭和 35 年)、民間企業の発明も職務発明という法理で所属企業等に帰属させる道を拓きました。当時も共同発明の中にグループ発明や団体発明が存在することも認識していました。1970 年代までは、発明グループの代表者を発明者とする特許出願や、社長を発明者とする特許出願も結構ありました。その後、真正な創作者を発明者とする方向になりました。著作権法と同様に、発明者として団体発明(企業名発明)を容認していれば職務発明の紛争は違った形になっていたでしょう。
- ②又同条第 2 項における「職務発明である場合を除き」の文言を裏読みして、「職務発明は勤務規則により所属企業等に譲渡させることが可能」と解しました。
- ③現行法施行当時は「利益三分法」という概念がありました。ある発明の事業により得られた利益の寄与度は[経営][営業][技術]がそれぞれ三等分であるとする考え方です。この場合の[経営]には事務管理を含めていました。防衛特許の多いわが国では特許管理費が高額となり、「利益三分法」で計算される諸経費を控除した職務発明の褒賞金は少額となる例も多々ありました。

事例研究その1 日亜事件



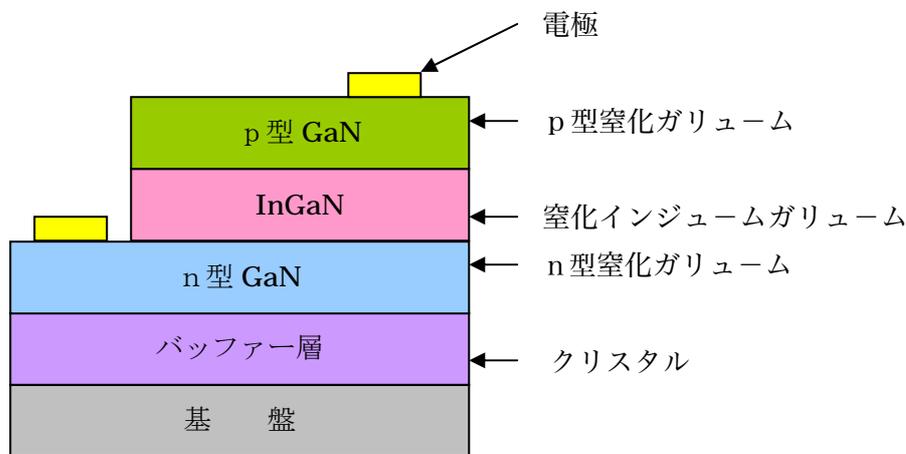
日亜事件の争点は何ですか



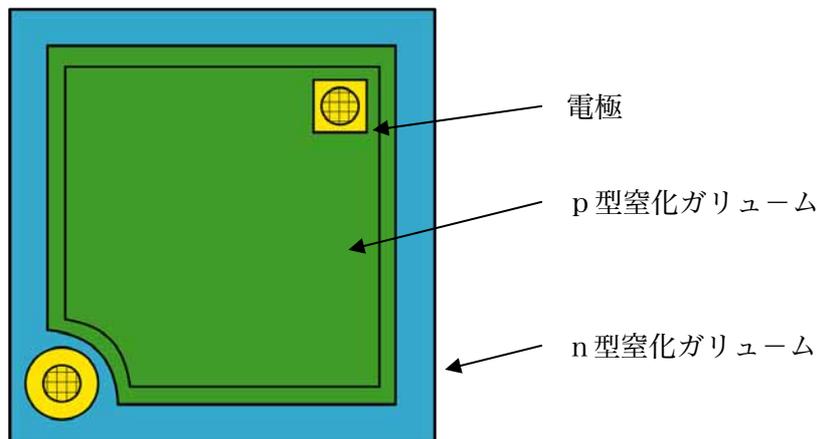
- ①日亜事件は社方針により厳しい紛争に進展した例です。そのプロローグは特許権を用いて GaN 系青色 LED 事業を優位にする特許戦略にあったようです。わが国及び主要国で多数の特許権を取得し、特許網の確立を目指していたようです。「**極めて戦略的な特許投資である**」とする見方もありました。
- ②第2幕は日亜と米国 Cree 連合及び豊田合成との訴訟合戦です。Cree 連合との紛争は中村氏との訴訟合戦にまで戦線が拡大したと推測します。
- ③ North Carolina 連邦地方裁判所における日亜側告訴の訴因中に**営業秘密**について中村氏に違法行為があったとする主張もあります。同裁判所は、中村氏等の**営業秘密**に関する不正競争行為を認めませんでした。
- ④**営業秘密**に関するわが国の最近の判例(別講参照)を見ると、**営業秘密**に関する不正競争行為特に「窃盗その他の犯罪行為」は否認されるケースが多いようです。
- ⑤日亜事件の中間判決では、特許を受ける権利の譲渡について、「勤務規則がなくても特許出願時の譲渡証書等による黙示の譲渡意思で足りる」と判示しました。
- ⑥日亜事件の最重要争点は発明貢献度です。職務発明の対価の額は発明に対する貢献度が大きく影響します。オリンパス事件東京高裁判決(平 13.5.22)判決は発明者の貢献度を50%と認定しましたが、最高裁は諸限特許(光ピックアップ基本特許)の改良発明であるとし、対価の不足額を僅か 228.9 万円と判決しました。
- ⑦日亜事件の一審東京地裁判決は、発明者の貢献度を 50%と判示しました。また GaN 系青色 LED 事業において会社の推定総利益を 1208 億円とし、その半分 **604 億円**が対価の額であると認定し、**中村氏の請求が 200 億円**であるからその額の支払いを命じました。一般的な相場感との落差の大きい判決でした。**本件は上告され、中村氏の貢献度を 5%、和解金 6 億円と延滞損金 2.3 億円する和解が成立しました。**
- ⑧本件のような元雇用主と元従業員との紛争は心が痛みます。

1. 日亜(日亜科学工業株)事件における主な特許

- (1) 日亜特許は窒化インジウムガリウム(InGaN)系 青色発光ダイオード(LED)に関連する特許発明です。青色 LED としての InGaN 自体は本件特許出願時に公知でした。
- (2) 中村修二氏は InGaN の成長方法に関する特許発明(InGaN 方法特許)と、InGaN を用いた青色発光半導体素子に関する特許発明(InGaN 系素子特許)の発明者です。InGaN 系素子特許は InGaN 層を特殊な積層構造にした発明、電極の配置に関する発明等です。
- (3) 日亜対 Cree 連合の特許訴訟合戦事件(Cree 事件)及び日亜対豊田合成の特許訴訟合戦事件(豊田合成事件)は主に InGaN 系素子特許に関する特許侵害と特許無効が争点です。
- (4) 中村修二氏対日亜の職務発明事件(日亜事件)は中村修二氏単独の発明である主として InGaN 方法発明(日本特許第 2628404 号)が争われました。
- (5) 中村修二氏の InGaN 系素子特許の模式図



- (6) 電極配置の模式図、電極を対角線上に配置する



2. Cree 事件の判決：特許権侵害差止等請求事件

東京地裁平 11(ワ)28963 号、平 13.5.15 民 46 部判決、棄却(控訴、後に和解取下げ)
 原告：日亜科学工業株、被告：住友商事株、参加人：Cree, Inc.
 特許第 291813 号「窒化ガリウム系化合物半導体発光素子」
 発明者：中村修二、向井孝志他 3 名

関連特許：USP5,306,662, USP5,578,839, USP5,747,832, USP5,767,581 他

判決の概要：本件特許発明は、①n型Ga系化合物層と、②p型Ga系化合物層の間に③InGaN層を設けダブルヘテロ構造にあると認定し、被告のInGaN系素子は原告の特許権を侵害しないと判示し、原告の請求を棄却した。

3. 日本特許第2628404号他の特許権の持分の移転登録と職務発明の対価請求事件

中間判決：特許を受ける権利は正当に譲渡されている。

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により 職務発明である として否認された事例	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平 13(ワ)17772 号、平 14.9.19、民 46 部中間判決	青色発光ダイオードの特許発明について、元主任研究者中村氏は社命に反する「自由発明」であるとして、①共有部分の移転登録を求める、②付带的に職務発明の対価 20 億円を求める裁判において、裁判所は押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め①を否認する中間判決をした。②は本判決する。	判例時報 No.1802 平 15.1.21

4. 一審東京地裁本判決(2004年1月30日)の要旨

- (1) 本件特許発明品の権利期間内(平成2年から22年間)のGaN系青色LEDの予想売上高は、同社の予想総売上高1兆2086億円の50%、6043億円と認定。
- (2) GaN系青色LED事業の会社の利益は6043億円×利益率20%=1208億円と認定。
- (3) 職務発明の対価は1208億円×中村氏の寄与度50%=604億円と認定。
- (4) 但し中村氏の請求額は200億円であるで、200億円の支払いを命ずる(主文1)。

5. 二審東京高裁の和解(2005年1月11日)の要旨

和解金6億円、延滞損金2.3億円とする和解が成立

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
一審東京地裁における職務発明対価200億円の判決の控訴審において、和解勧告があり、対価6億円、延滞損害金2.3億円で和解が成立した事例	特許権持分移転手続等請求控訴事件、特許権持分移転手続等請求附帯控訴事件、東京高裁平 16(ネ)962号・2177号、平 17.1.11、知財部部、和解	青色発光ダイオードの特許発明に関する職務発明の対価等に関する訴訟(原告中村修二、被告日亜)に於いて、一審東京地裁は200億円の判決があり、被告が控訴した。 二審東京高裁は、404特許を含む登録特許191件、登録実用新案4件、継続中の特許出願112件及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等を包括した対価として6億円、延滞損金2.3億円とする和解勧告を示し、両者共同意した。	判例時報 No.1879 平 17.3.1

注:InGaN系青色LEDに関する研究の第一人者は名古屋大学赤崎勇教授であると言われています。赤崎先生の研究の延長線上には色々な研究があるとのこと。

6. 職務発明に関する日亜事件の訴訟対象の特許権

特許第 2628404 号(「404 特許」と略称する)

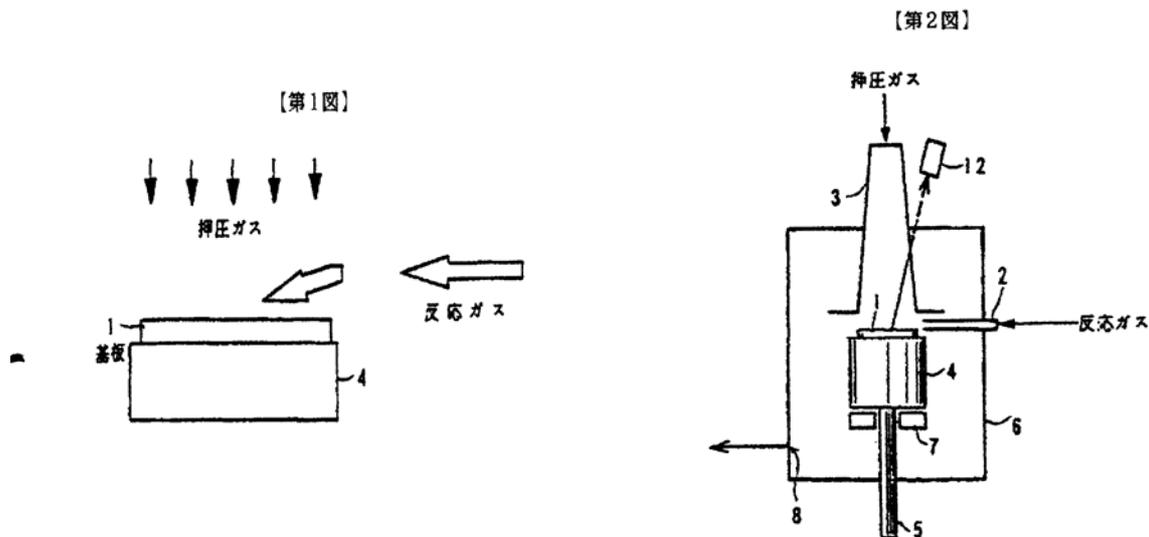
登録日：平成 9 年(1997)4 月 18 日

出願日：平成 2 年(1990)10 月 25 日

特許権者：日亜化学工業株式会社

発明者：中村修二

発明の名称：半導体結晶膜の成長方法



図の説明：1 は基盤、2 は反応ガス噴射管、3 は副噴射管、4 はサブセプター、5 はシャフト、6 は反応容器、7 はヒータ、8 は排気口、12 は放射温度計

特許請求の範囲 請求項 1

「加熱された基盤の表面に、基盤に対して平行ないし傾斜する方向と、基盤に対し実質的に垂直な方向からガスを供給して、加熱された基盤の表面に半導体結晶膜を生成させる方法において、基盤の表面に並行ないし傾斜する方向には反応ガスを供給し、基盤の表面に対して実質的に垂直な方向には、反応ガスを含まない不活性ガスの押圧ガス供給し、**不活性ガスである押圧ガスが、基盤の表面に平行ないし傾斜する方向に供給される反応ガスを基盤表面に吹き付ける方向に方向を変更させて、半導体結晶膜を生成させることを特徴とする半導体結晶膜の成長方法**」

GaN 系青色 LED は色光の三原色にとって極めて重要な発光ダイオードです。

参考：日亜事件における東京高裁の和解勧告内容

職務発明の対価の算定式

・平成 6 年～平成 14 年

対価＝日亜の年間売上高×GaN 系青色 LED の寄与度(0.5)×排他的売上利益率(0.1)

×中村氏の寄与度(0.05)

＝日亜の年間売上高×0.5×0.1×0.05

・平成 15 年以降

対価＝平成 6 年～平成 14 年までの平均対価×9×調整率(0.7)

事例研究その2 日立事件



日立事件の争点は何ですか



- ①日立事件は企業内の優秀な研究者と知的財産管理部門が正面衝突した典型的な最新の例(2002年11月29日東京地裁判決、判例時報1807)です。企業内には「たまたま研究部門に配属された者が発明する機会に恵まれたに過ぎない」として高額な発明褒賞に対する不満があります。知的財産管理部門は強い特許を作り、権利を守り、有利なライセンス交渉をしたのはわれわれであるとの自負があります。発明により生まれる利益は全社員の協力の成果であり、発明者だけが優遇されるのはおかしい、「利益は社内に公平に分配されるべきである」との主張もあります。
- ②日立事件の原告は日立製作所の元主管研究員米澤成二氏で、請求額は9億7千万円でした。東京地裁の判決は会社の貢献度を80%、米澤氏の分を14%、共同研究者の分を6%とし、米澤氏に3,489万円に支払いを命じました。
- ③日立事件東京地裁判決はその他に二つの重要な判示をしています。産業界で慣行となっている包括ライセンスについて、得られたはずの収入として職務発明の対価の算定に加算されたことです。他の判示は外国特許により得られた収入はわが国の法律による職務発明の対価とはしないということです。
- ④日立事件の発明はCDやDVD等の光デスクの読み取り技術でして、国内ではソニー、パイオニアなど10社以上のCDプレーヤーメーカーに単独ライセンス若しくは包括クロスライセンスの形で技術供与しました。海外のCDプレーヤーメーカーにも同様に技術供与しました。米澤氏の主張は、1991年の時点で同氏の発明を用いたCDプレーヤーの世界における生産は15兆円にも達し、「日立製作所はその3%の特許使用料を受取ることができたはずだ」と主張し、職務発明の対価算定の基礎をその生産されるであろう金額としました。
- ⑤東京地裁は、実際には受取っていない特許使用料に基づく職務発明の対価の算定は否定しました。海外の特許権の基づく特許使用料も職務発明の対象とすることを否定しました。しかし国内の包括クロスライセンスについては職務発明の対価の算定を容認しました。今後は包括クロスライセンスの締結段階で職務発明の扱いを考慮しなければなりません。なお味の素事件では海外特許についても容認しました。
- ⑥日立事件における東京高裁の2004年1月30日判決は、一転して海外におけるライセンス収入を職務発明対象額として認め、ソニーとの包括ライセンス契約によるソニーの売上高に対する同特許の寄与金額を6億円とし、合計11億8千万円を日立の得た利益とし、米澤氏に差額1億2800万円の支払いを命じました。



包括クロスライセンスの争点は
何ですか



- ① 「包括クロスライセンス」とは特定の会社又は団体間で、相互に現在又は将来の発明を、原則として拒否することなくライセンスを供与することに同意する契約のことです。わが国が先鞭をつけた特許管理手法です。この手法は無駄な研究開発や無用な特許紛争を予防する目的で、1960年代にわが国の特定業界を中心として活用されました。契約会社は通知するだけで相手の特許発明を利用することが可能となり、かつ部品・装置レベルで相互に交流することも可能となりました。
- ② 契約会社間では期末に相手方の権利に対する実施料を計算して通知し、実施料合計の差額を支払います。これを業界では年末調整と言っていました。米沢氏は年末調整前の算入を主張し、会社側は発明の価値の違いを主張しました。
- ③ 一審東京地裁の判決は、「包括クロスライセンス」における相手側の申告実施料を職務発明の対価の算定に加えることを容認しましたが、相手側の技術の効果を加味して、会社側の寄与度を80%と、オリンパス事件の50%(東京地裁・東京高裁)に比較して高い寄与度を認容しました。日立事件は「包括クロスライセンス」が職務発明の対価に算定する新しい判決です。
- ④ 二審東京高裁の2004年1月30日判決は更に海外特許の「包括クロスライセンス」による対価を認め、米沢氏に差額1億2800万円の支払いを命じました。

事例研究その3 オリンパス事件



オリンパス事件最高裁判決は
どんな内容ですか



- ①高額な対価を求める最初の職務発明のに関する紛争です。原告は、会社が受取った実施料収入は多額であり職務発明の対価は10億円を下らないとし、内金2億円を請求する訴訟を提起しました。訴訟の争点は色々ありますが、当該特許発明に対する原告の寄与度、当該特許の価値、無効理由等も争点になりました。
- ②最高裁判決は、**諸隈特許の改良発明**であるとして対価の不足額は228.9万円と判示しました。判決理由の中で、特許法35条は強行規定であり、職務発明規程を一方的に決めてはならないとする点が注目されています。

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
オリンパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例	損害賠償請求事件、最高裁平13(受)1256号、平15.4.22、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平7(ワ)3841号、平11.4.16判決、二審東京高裁平11(ネ)3208号、平13.5.22判決	オリンパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価21万円を不服として2億円の対価を請求した事件であり、1審、2審とも不足対価の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、会社側に対し不足額228.9万円の支払いを命じ、時効成立も否認した。但し包括クロスライセンスに於ける 本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案され 不足額は228.9万円と判決。	判例時報 No.1822 平15.8.11 参考： No.1690 (1審) No.1753 (2審)

本事件の最高裁判決について特許庁の見解があります。

前特許庁長官及川耕造氏の平成14年6月17日付講演資料「産業競争力と知的財産について」において、職務発明に関する訴訟例として「オリンパス光学工業職務発明事件東京高裁判決要旨」についても言及されていました。最高裁の判示により、特許法35条の相当の対価は強行規定である、相場に照らして不適切があれば裁判所に提訴して差額を請求できる、と説明されました。支払い済み対価は「**仮払い**」なのか？との疑問がありました。

2006年4月1日施行の改正特許法35条に4項が新設され、対価の支払いに「不合理でないこと」と規定されました。

対価は使用者(会社)と従業者(発明者)の二者交渉で決まるものではなく、**Stakeholder**の観点が必要です。発明者に不足対価の請求権があると同様に、会社にも対価の額、真正発明者、特許の価値、無効理由等を争う理由があります。同様な紛争例も散見されます(表1参照)。紛争の結果、特許権の範囲や解釈に変更をもたらすと、社会と言う**Stakeholder**に影響することもあります。社会に「不公平」や「不合理」もたらさないように、特許権者は紛争の終結に際し特許権に適切な処置をしなければなりません。

事例研究その4 日立金属事件(東京地裁平 14(ワ)16635 号、平 15.8.15 判決)

特許権取得費用が高額となった特許権の職務発明の対価が争われたケースです。

特許第 2130245 号及び第 2677498 号

原告・発明者：日立金属(株)の元従業員、被告：日立金属(株)

発明の名称：鉄-希土類-窒素系永久磁石材料の製造方法

日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平 14(ワ)16635 号、平 15.8.29 民 47 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価 103.7 万円を不服として不足額 8,974.9 万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約 2 億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を 90% とし、差引不足額 1,232.5 万円の支払いを命じた。なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成 16 年 4 月 27 日にあり、前審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価 136 万 2 千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平 15.12.11
--	--	--	-------------------------

a. 本件判決中に発明創出費：1.5 億円/件等の特許権取得費用が詳細に示されているので、バランスシート手法を用いて排他的独占権の限界営業利益額を試算します。

借方		貸方	
無形資産の部(時価評価額)		負債の部(取得原価、維持費、人件費等)	
原告発明の総時価		特許創出原価(研究費)	4.4 億円
訴外発明 96 件の価値	時価不明	発明活動期間の人件費	2,000 万円
訴訟対象特許 3 件の価値	1.2 億円 + β	知的財産関係人件費②	600 万円
a. ライセンス収入	β は不明	権利取得及び維持費①	1,130 万円
b. 優越的な営業価値	1.2 億円	職務発明褒賞費	103.7 万円
	算定対象	ライセンス交渉費用	①②に含む
		訴訟経費	不明
		本件訴訟の判決の金額	(1,368 万円)
時価評価額合計	1.2 億円 + β	取得原価等の経費合計	4.8 億円
限界営業利益額	-3.6 億円		
合計	4.8 億円	合計	4.8 億円

注 1. 本件特許特許発明の発明者は原告一人です。争点は被告のライセンス収入に対する職務発明の対価です。不足があるとする原告と、特許権取得費用が高額であり、褒賞や処遇で十分原告に報いたとする被告が相当の対価の額を争いました。

注 2. 上表のバランスシートを用いて限界営業利益額を試算します。

$$\text{限界営業利益額} = \text{借方} - \text{貸方} = 1.2 \text{ 億円} - 4.8 \text{ 億円} = -3.6 \text{ 億円}$$

この特許権取得費用で被告が利益を上げる**限界営業利益額**は 3.6 億円であると計算できます。このよう試算をすると、対価が「不合理」であるか否かが分かります。

注 3. 特許請求の範囲

「主構成元素としてNを含む永久磁石材料の製造方法であって、あらかじめN含有量が最終組成より少ない原材料を作成し、前記原材料を粉碎して粉体を得て、前記粉体をN含む気体中で処理することによりNを侵入させて最終組成とすることを特徴とする鉄-希土類-窒素系永久磁石材料の製造方法」

事例研究その 5 味の素事件

本事件の判決は、先行する日立事件二審東京高裁判決と同様に、海外におけるライセンス収入分の対価を認めました。対価を海外に於けるライセンス収入に拡大し、対価に対する属地主義をなくした重要な判例です。

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
味の素の元研究所長が職務発明の対価として、113 億円の対価の内金 20 億円を請求した事件で、1.9 億円が容認された事例	特許権持分移転登録 手続等請求事件、東 京 地 裁 平 14(7)20521 号、平 16.2.24、民 47 部判 決、一部容認、一部 棄却、(控訴)	人口甘味料アスパルチームの特許発明者が職務発明の対価の内金 20 億円を請求した事件において、判決は、 特許法 35 条には属地主義が認めず 、海外メーカーからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入 79.7 億円とし、会社の寄与度を 95%、共同発明者の寄与度を 50%とし、既払いの 1000 万円を差引いた 1.9 億円の支払いを命じた。	判例時報 No.1853 平 16.6.11

事例研究その 6 東芝事件 職務発明と消滅時効

職務発明の相当対価の請求権にも消滅時効があります。商法 522 条 [債権の消滅時効] では、商行為に因りて生じた債権の消滅時効は 5 年とする、民法 166 条 [消滅時効期間の原則] では、債権は 10 年間之を行なわざるに因りて消滅する、と規定している。

東芝事件では、職務発明の相当対価の消滅時効に民法 166 条所定の 10 年を適用し、その起算日を発明褒賞規定で定める「毎年分の評価に基づいて分割支払いされる」とする趣旨に従い、その発生年度より起算される、と判示した。勤務規則等で相当対価の支払いが規定されていないときは「発明の譲渡日」となります。例えば、勤務規則等で「相当対価の支払いを特許権登録後 3 年まで」とした場合でも、その後に請求すべき相当対価が発生していれば、発明者にそれを請求する権利があり、その消滅時効も発生の中から起算されます。

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
職務発明の相当対価の消滅時効が民法 166 条所定の 10 年とし、発明褒章規定で毎年分の評価で定めるとしている場合はその年とした事例	褒賞金請求事件、東京地裁平 15(7)26311 号、平 16.9.30、民 46 部判決、棄却(控訴)	東芝は職務発明規定に相当対価を毎年評価して支払うと規定している。元従業員の電気温水器に関する職務発明特許権は平成 4 年 4 月 1 日に東芝設備に譲渡した。同社は第 7 年度分の特許料を納付せず、特許権は消滅した。元従業員は 15 年 11 月 18 日に相当対価の不足分として 5000 万円の支払いを要求する訴を提起した。判決は、民法消滅時効の起算日を特許権譲渡日とし、時効により請求権は存在しない、と判示した。本件発明には無効理由、発明寄与度等にも問題があった。	判例時報 No.1880 平 17.3.11

事例研究その 7 豊田中央研究所事件

最新の判例に豊田中央研究所事件(東京地裁平 16.(7)27028 号、平 18.3.9 判決)があります。同社の元研究員越智正明氏が本人訴訟で前雇用主である(株)豊田中央研究所に対し、職務発明の平成 17 年 3 月までの対価 91 億円余の内金 50 億円を請求した事件です。

直噴式エンジン用の燃料噴射弁に関する数値限定特許です。

判決によると、原告の届出発明に対して被告の当該技術の熟練研究者 B(原告の元上司で、その後知的財産部門に所属)が綿密に先行技術調査を行い、提案発明には特許性がないと認定した。訴外 F(当該技術の専門家)等関係者が追加実験を行い、B 及び F が特許権の取得可能な数値限定された発明に仕立てて特許出願し、本件特許権を取得した。

特許発明の貢献度は被告・元雇用主が 90%、原告が 3%、B が 5%、F が 2%であると認定した。原告は在任中に約 71 万円の発明補償を受け、昇格・昇給への反映もあったと認定の上、被告は原告に対し 54.9 万円及び延滞利子を支払えと命じた(主文 1)。

(1) 特許第 2609929 号の特許請求の範囲

「弁体に設けた弁孔に摺嵌された針弁と、該針弁の先端分が当接する前記弁孔の弁座部と、該弁座部に連通するサック部と、該サック部に連通し且つ弁体先端に開口すると共に噴射弁外周壁側に外端を有し噴射弁内周壁に外端を有し噴射弁内周壁に内端を有するスリット状噴孔からなり、前記内端の幅 W、該長手方向に沿った長さ L1 が、

$$L1 \geq 4.5W$$

であることを特徴とする燃料噴射弁」

(2) 本判決の注目点

a. 原告は本人訴訟(補佐人は越智俊郎弁理士)で、被告の代理人黒田健二弁護士は豊田合成事件の豊田合成(株)側の代理人で、両者は職務発明について熟知していたでしょう。

b. 「 $L1 \geq 4.5W$ 」のような限定クレームの場合は、発明の要部を基に発明部分の単価を算定するのが一般的です。原告は被告の経営形態を熟知の上での本人訴訟ですから、訴状に述べている内金 50 億円を請求する算定式等は本人の意思でしょう。

c. 真正発明者の否定

特許公報に記載の発明者は越智正明氏と河村清美氏です。被告は「 $L1 \geq 4.5W$ 」を導き出す実験をしたのはFであり、Fが真正発明者であると主張しましたが、判決では、その実験はBの指示によるものであるとし、貢献度を原告が3%、Bが5%、Fが2%であると認定しました。特許権者自身が発明者を否認したことに違和感を持ちますが、本件以外にも特許権者が真正発明者を否定した事件は結構あります。表1参照

特許権者の責任



特許権者自身が真正発明者や特許性を否定できますか



- ①わが国の特許法では真正発明者である旨の宣誓も、最先で発明であると信じる旨の宣言も不要ですから、特許権者が職務発明の紛争時に真正発明者の否定や、特許権の無効理由の申立てをできますが、その申立てには義務を伴います。
- ②布井要太郎弁護士は判例時報 1907号において、クレーム解釈における契約説と法規範説を論じています。特許請求の範囲は特許権者の社会に対する「契約」であると共にクレームの範囲は「法規範」ですから、特許権者は社会に対し解釈を公平性に保つ義務があります。
- ③従って、特許権者はクレームの解釈に影響するような主張をした場合は、速やかに社会に対する責任を果す行動、例えば訂正審判等をすべきでしょう。発明者についても放置できないでしょう。



職務著作物についてどんな事件が起きていますか



- ①著作権法第 15 条は、職務著作物について「相当の対価を受ける権利」を認めていません。従って職務著作物の対価についての紛争例はありません。
- ②同法第 15 条第 1 項において、職務著作物の著作者はその従業者等が勤務する法人等とすると定められ、第 2 項において別段の定めのない限り職務プログラムの著作者も同様に法人等とすると定められています。職務著作物及び職務プログラムについて、観光ビザで入国した中国人の著作者に関する職務著作物紛争が有りますが、職務著作物と認められ、中国人が敗訴しました。
- ③職務著作物の著作者が争われた例はアニメ映画の分野であります。超時空要塞マクロス事件においては、アニメに登城する戦闘機や登場人物の図柄はスタジオ「ぬえ」が創作し、その図柄を用いてアニメ映画したのは「滝の子」プロダクションでした。「滝の子」は「ぬえ」に図柄制作費の大部分を支払いました。
東京地裁平 13(ワ)1844 号判決は、アニメ図柄は職務著作物であり、著作者は「ぬえ」が法人著作者であると判示しました。アニメ映画の著作者は「滝の子」と認定しました。
- ④映画の著作物の著作者については激しい紛争があります。例えばアニメ映画「宇宙戦艦大和」事件では、著名な漫画家松本零士がアニメ映画に登城する戦艦大和や登場人物を創作し、プロデューサー甲がストーリーを創作しアニメ映画を完成させた。原告－被告間において映画の製作段階における関与の実体について激しい論争があったが、判決は、著作権法第 16 条第 1 項を厳格に解釈し、製作、監督、演出、撮影、美術等を担当して映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はプロデューサー甲であり、アニメ映画「宇宙戦艦大和」の著作者であると判示し、漫画家松本零士の請求を退けました。松本零士が創作した図柄の著作者は当然松本零士です。

表1 職務発明に関する最近の判例の要旨

事件の被告 会社	判決日	請求と判決		貢献度		職務発明の対象
		請求額	判決額	会社	発明者	その他の重要な判示
(株)豊田中央 研究所	東京地裁 平 18.3.9	内金 50 億円	54.9 万円	90%	三人 10%	原告届出の発明には特許性がなく、 原告の貢献度は 3 %
和光純薬工 業(株)	東京地裁 平 18.1.30	内金 5,000 万円	0 円		ゼロ	請求人は真の発明者でない
大塚製薬(株)	東京地裁 平 17.11.16	内金 1 億円	0 円		判示なし	時効 (製品販売後 10 年経過)により 請求権は消滅している
ファイザー(株)	東京地裁 平 17.9.13	10 億円	0 円		ゼロ	特許公報に掲載されている者は 真 の発明者ではない
住友化学(株)	大阪地裁 平 17.4.28	1 億円	0 円		判示なし	時効 (製品販売後 10 年経過)により 請求権は消滅している
(株)東芝	東京地裁 平 16.9.30	5,000 万円	0 円		判示なし	時効 (特許権譲渡後 10 年経過)によ り請求権は消滅している
味の素(株)	東京地裁 平 16.2.24	内金 20 億円	1.9 億円	95%	二人 5%	属地主義を否定し、国内外のライセンス 収入を対価に算入
日垂化学工 業(株)	東京地裁 平 16.1.30	200 億円	200 億円 (請求額)	50%	50%	相当の対価は 604 億円、請求額 200 億円の満額判決
	東京高裁和解 平 17.1.11	201 億円	和解 6 億円	95%	5%	和解金 6 億円 + 遅延損害金 = 8.4 億 円 で和解
中央建鉄(株)	東京地裁 平 15.11.26	約 4298 万円	120 万円	95%	二人 5 %	自社実施のみはライセンス収入を仮定 し、売上の 1.5%とする
日立金属(株)	東京地裁 平 15.8.29	8975 万円	1233 万円	90%	10%	ライセンス収入を対象、二審でその後の 収入分 136 万円を追加
オノン(株)	最高裁 平 15.4.22	2 億円	228.9 万円	40%	60%	原告特許は諸限特許(光ビツクアップ [®] 基 本特許)の関連特許と認定
育良精機(株)	水戸地裁 平 15.4.10	5 億円	譲渡：1708 万円、 職務発明：200 万	50%		入社時に持参した考案に無償はな い。黙示の約束は有効
(株)日立製作 所	東京地裁 平 14.11.29	予備的に 9 億円	合計 3507 万円	80%	三人 20%	日本のライセンス収入を対価の対象とす る。属地主義を採用
(株)三徳	大阪地裁 平 14.5.23	3000 万円	200 万円	50%	50%	真正発明者の補正を認める。子会社 の実施を職務発明の対価

職務発明の紛争対策

1 . 職務発明紛争は企業の存亡に係る大事件

- (1)日亜事件における職務発明 200 億円の支払い命令はわが国産業界の秩序を根底から瓦解させました。東北大学の舩岡教授は「中村さんが 200 億円なら私は 2 兆円」と発言しています。職務発明訴訟は内部告発と同様に企業の実態が白日の下に晒されます。支払うべき対価の額以上に企業の研究開発体制や営業秘密の漏洩、信用の失墜等が大きくなります。**職務発明訴訟は企業の存亡に係る訴訟**です。
- (2)企業においては社長と従業員、上司と部下、学歴、同僚時代の評価等はいつまでも認識が付いて回る傾向があります。職務発明訴訟の場合、原告は現在の自分の実力を主張し、被告側の特に社長は「あいつを拾ってやって飯を食わせた」という意識が消えません。原告は自分の成長に感謝し、被告会社はかつての従業員の現在の実力を認める度量で、和解の道を探るべきです。

2 . 賢い紛争

- (1) 職務発明紛争によって得るもの(借方)と失うもの(貸方)をバランスシート上に書いて見ます。原告の借方は裁判で予想される判決金額であり、貸方は弁護士等の裁判費用です。これで**原告の職務発明訴訟バランスシート**が作れます。しかし被告会社側には裁判で得られる金銭は全くなく、借方勘定はゼロです。一方的に出費と不利益のみ生じます。**被告会社の職務発明訴訟バランスシート**は損金と不利益ばかりです。その損金を減らそうとすれば研究開発の実体をスッポンポンに開示しなければならなくなり、それを嫌がれば日亜事件、日立事件のような高額判決になるおそれがあります。
- (2) よって**被告会社の職務発明バランスシート**の貸方に対象特許発明の排他的独占権から生まれる価値を入れ、その価値に見合う職務発明対価の限度額と予想弁護士料を貸方に入れます。借方の金額が確定できれば支払い可能な職務発明対価の限度額が計算できます。この限度額を頭に入れて和解交渉をすべきです。
- (3) 元従業員との職務発明紛争は法廷の場で会社の秘密が丸裸にされます。**職務発明、職務著作物及び営業秘密に関する訴訟は避けるべきです。**

3 . 不純な紛争

別件の特許権侵害訴訟から派生する職務発明紛争は事件が泥沼化し、引き際を失い、争点が錯綜し、打開の糸口を失い、高額判決になるおそれがあります。慎むべきです。

4. 日亜事件における訴訟対象の職務発明特許権

特許第 2628404 号(「404 特許」と略称する)

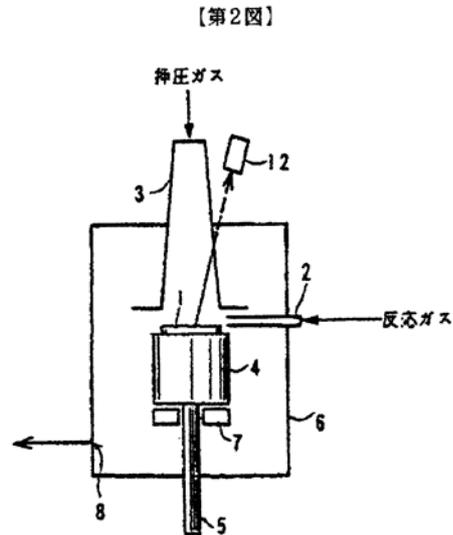
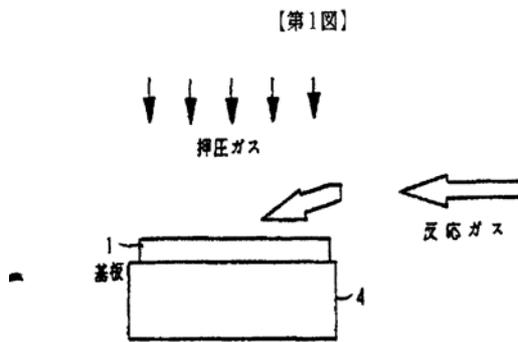
登録日：平成 9 年(1997)4 月 18 日

出願日：平成 2 年(1990)10 月 25 日

特許権者：日亜化学工業株式会社

発明者：中村修二

発明の名称：半導体結晶膜の成長方法

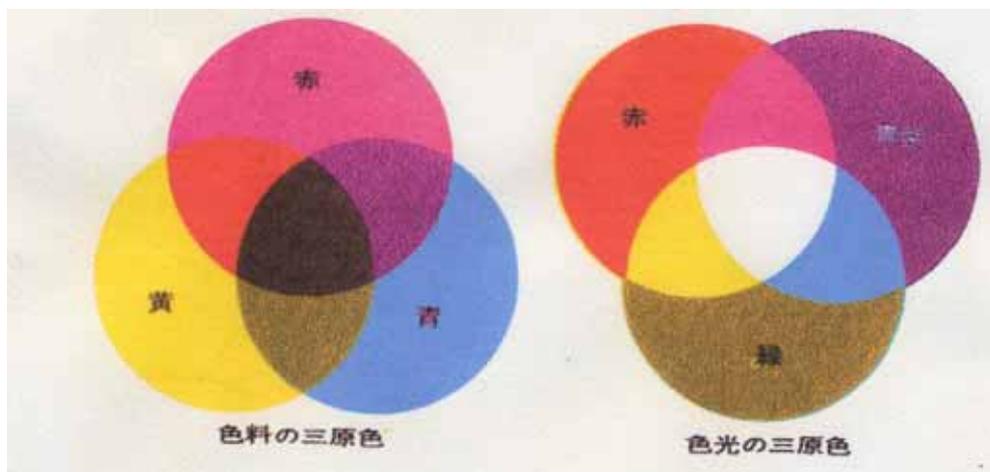


図の説明：1 は基板、2 は反応ガス噴射管、3 は副噴射管、4 はサブセプター、5 はシャフト、6 は反応容器、7 はヒータ、8 は排気口、12 は放射温度計

特許請求の範囲 請求項 1

「加熱された基板の表面に、基板に対して平行ないし傾斜する方向と、基板に対し実質的に垂直な方向からガスを供給して、加熱された基板の表面に半導体結晶膜を生成させる方法において、基板の表面に並行ないし傾斜する方向には反応ガスを供給し、基板の表面に対して実質的に垂直な方向には、反応ガスを含まない不活性ガスの押圧ガス供給し、**不活性ガスである押圧ガスが、基板の表面に平行ないし傾斜する方向に供給される反応ガスを基板表面に吹き付ける方向に方向を変更させて、半導体結晶膜を生成させることを特徴とする半導体結晶膜の成長方法**」

図 1 色光の三原色



5. 日立金属事件

特許第 2130245 号及び第 2677498 号

特許権者：日立金属(株)、発明者：原告元従業員

発明の名称：鉄-希土類-窒素系永久磁石材料の製造方法

日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平 14(7)16635 号、平 15.8.29 民 47 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価 103.7 万円を不服として不足額 8,974.9 万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約 2 億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を 90%とし、差引不足額 1,232.5 万円の支払いを命じた。なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成 16 年 4 月 27 日にあり、前審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価 136 万 2 千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平 15.12.11
--	--	---	-------------------------

注：日立金属職務発明事件(東京地裁平 14(7)16635 号、平 15.8.15 判決)では、①職務発明の対価の対象は排他的独占権の部分、②特許の取得費用 40 万円/件、③発明創出費 1.5 億円/件としている。そのバランスシートを下表に示す。

- (1) 職務発明の対価対象額 $Y = \text{ライセンス収入} + \text{優越的な営業利益(特許権の存在により特別に儲かる営業利益)}$
- (2) 本件特許発明の発明者は原告一人である。争点はライセンス収入に対する職務発明の対価であり、不足があるとする原告と褒賞や処遇で十分報いたとする会社が相当の対価の額を争った。
- (3) 本件判決理由において、②特許の取得費用 40 万円/件、③発明創出費 1.5 億円/件が明記されている。弁護士等の訴訟経費と優越的な営業利益については言及がない。
- (4) 本件程度の訴訟費用は約 2500 万円と推定される。特許権者の優越的な営業利益は一般的にライセンス収入の 5 倍程度と推定される。
- (5) 上記の条件で日立金属のバランスシートを作成すると下記のように推定する。

$$\text{時価評価利益額} = \text{借方} - \text{貸方} = 7.2 \text{ 億円} - 5.1 \text{ 億円} = 2.1 \text{ 億円}$$

- (6) 特許請求の範囲：「主構成元素として N を含む永久磁石材料の製造方法であって、予め N 含有量が最終組成より少ない原材料を作成し、前記原材料を粉碎して粉体を得て、前記粉体を N 含む気体中で処理することにより N を侵入させて最終組成とすることを特徴とする鉄-希土類-窒素系永久磁石材料の製造方法」

6. 日立金属事件における職務発明のバランスシートの試算

借方		貸方	
無形資産の部(時価評価額)		負債の部(取得原価、維持費、人件費等)	
原告発明の総時価		特許創出原価(研究費)	4.4 億円
訴外発明 96 件の価値	時価不明	発明活動期間の人件費	2000 万円
訴訟対象特許 3 件の価値	推定：7.2 億円 (1.2 億円 + β) 1.2 億円 β ≒ 6 億円	知的財産関係人件費②	600 万円
b. ライセンス収入		権利取得及び維持費①	1130 万円
c. 優越的営業利益 β (ライセンス収入の 5 倍と推定)		職務発明褒賞費	103.7 万円
d. 原告発明の海外特許		無効審判請求費	①②に含む
e. 損害賠償金獲得額		海外権利取及び維持費	①②に含む
f. 社会貢献評価額		ライセンス交渉費用	①②に含む
g. その他の価値		時価不明	活動不明
	不明	存在不明	不明
	不明	存在不明	不明
	不明	本件訴訟の判決の金額	11,288,000 円
		訴訟経費	推定 2500 万円
ブランドの時価	不明	PR 等のイメージ戦略費用	不明
仮保護の権利	不明	審査請求料	①に含む
審査請求なしの件数	不明	無駄な出願の費用	①に含む
拒絶査定件数	不明	営業秘密の開示損	不明
時価評価額合計	7.2 億円	取得原価等の経費合計	5.1 億円
		時価評価利益額	2.1 億円
合計	7.2 億円	合計	7.2 億円

7. 日亜事件における東京高裁の和解勧告

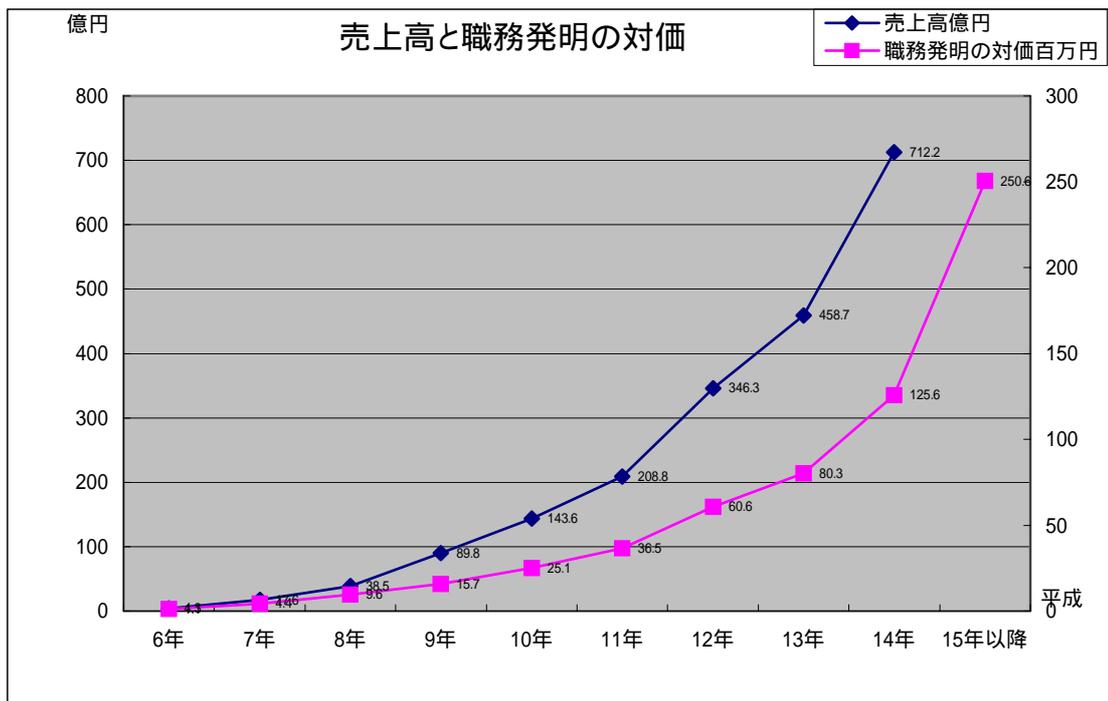
職務発明の対価の算定式

- ・平成 6 年～平成 14 年

$$\begin{aligned} \text{対価} &= \text{日亜の年間売上高} \times \text{青色 LED の寄与度}(0.5) \times \text{排他的売上利益率}(0.1) \\ &\quad \times \text{中村氏の寄与度}(0.05) \\ &= \text{日亜の年間売上高} \times 0.5 \times 0.1 \times 0.05 \end{aligned}$$

- ・平成 15 年以降

$$\text{対価} = \text{平成 6 年～平成 14 年までの平均対価} \times 9 \times \text{調整率}(0.7)$$



判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
一審東京地裁における職務発明対価 200 億円の判決の控訴審において、和解勧告があり、対価 6 億円、延滞損害金 2.3 億円で和解が成立した事例	特許権持分移転手続等請求控訴事件、特許権持分移転手続等請求附帯控訴事件、東京高裁平 16(ネ)962 号・2177 号、平 17.1.11、知財部部、和解	青色発光ダイオードの特許発明に関する職務発明の対価等に関する訴訟(原告中村修二、被告日亜)に於いて、一審東京地裁は 200 億円の判決があり、被告が控訴した。二審東京高裁は、404 特許を含む登録特許 191 件、登録実用新案 4 件、継続中の特許出願 112 件及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等を包括した対価として 6 億円、延滞損害金 2.3 億円とする和解勧告を示し、両者共同意した。	判例時報 No.1879 平 17.3.1

8. 消滅時効

職務発明の相当対価の請求には消滅時効がある。商法 522 条 [債権の消滅時効] では、商行為に因りて生したる債権の消滅時効は 5 年とする、としている。民法 166 条 [消滅時効期間の原則] では、債権は 10 年間之を行なわざるに因りて消滅する、としている。

東芝事件では、職務発明の相当対価の消滅時効に民法 166 条所定の 10 年を適用し、その起算日を発明褒賞規定で定める「毎年分の評価に基づいて分割支払いされる」とする趣旨に従い、その発生年度より起算される、と判示した。勤務規則等で相当対価の支払いが規定されていないときは「発明の譲渡日」となる。例えば、勤務規則等で「相当対価の支払いを特許権登録後 3 年まで」とした場合でも、その後に請求すべき相当対価が発生していれば、発明者にそれを請求する権利があり、その消滅時効も発生の中から起算される。

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
職務発明の相当対価の消滅時効が民法 166 条所定の 10 年とし、発明褒賞規定で毎年分の評価で定めるとしている場合はその年とした事例	褒賞金請求事件、東京地裁平 15(ワ)26311 号、平 16.9.30、民 46 部判決、棄却(控訴)	東芝は職務発明規定に相当対価を毎年評価して支払うと規定している。元従業員の電気温水器に関する職務発明特許権は平成 4 年 4 月 1 日に東芝設備に譲渡した。同社は第 7 年度分の特許料を納付せず、特許権は消滅した。元従業員は 15 年 11 月 18 日に相当対価の不足分として 5000 万円の支払いを要求する訴を提起した。判決は、民法消滅時効の起算日を特許権譲渡日とし、時効により請求権は存在しない、と判示した。本件発明には無効理由、発明への寄与度等にも問題があった。	判例時報 No.1880 平 17.3.11

第 15.6 講 職務発明に関する判例集

職務発明に関する判例集

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
医薬品物質発明に対する職務発明の対価請求権は時効により消滅し、用途発明は実施がないとされた事例	補償金請求事件、東京地裁平 15(ワ)29080 号、平 17.11.16 民 29 部判決、棄却(控訴)	原告は被告大塚製薬の元従業員(部長職)で、医薬品の物質特許発明と用途特許発明を共同で行い、社内規定により出願補償、登録補償及び実績補償を受けたが、その額を不服として 1 億円を請求する訴を提起した。判決は、時効は大塚製薬の実施日(平元年 12.31)から起算され、平 11.12.31 に請求権は消滅した、として原告の請求を棄却した。なお用途発明も実施がないととして棄却した。	判例時報 No.1927 平 18.6.21
(1) 味の素の元研究所長成瀬昌芳氏が職務発明の対価を 113 億円とし、その内金 20 億円の支払いを請求した事件で、約 10% の 1.9 億円が容認された事例	特許権持分移転登録手続等請求事件、東京地裁平 14(ワ)20521 号、平 16.2.24、民 47 部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	人口甘味料アスパルテームの特許発明者が職務発明の対価の内金 20 億円を請求した事件において、判決は、 特許法 35 条には属地主義が認めず 、海外メーカーからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入 79.7 億円とし、 会社の寄与度を 95% 、共同発明者の寄与度を 50% とし、既払いの 1000 万円を差引いた 1.9 億円の支払いを命じた。厚生年金による原告の利益は考慮されなかった。	判例時報 No.1853 平 16.6.11
一審東京地裁における職務発明対価 200 億円の判決の控訴審において、和解勧告があり、対価 6 億円、延滞損害金 2.3 億円で和解が成立した事例	特許権持分移転手続等請求控訴事件、特許権持分移転手続等請求附帯控訴事件、東京高裁平 16(ネ)962 号・2177 号、平 17.1.11、知財部部、和解	青色発光ダイオードの特許発明に関する職務発明の対価等に関する訴訟(原告中村修二、被告日亜)に於いて、一審東京地裁は 200 億円の判決があり、被告が控訴した。二審東京高裁は、404 特許を含む登録特許 191 件、登録実用新案 4 件、継続中の特許出願 112 件及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等を包括した対価として 6 億円、延滞損害金 2.3 億円とする和解勧告を示し、両者共同同意した。	判例時報 No.1879 平 17.3.1

<p>(2) 日亜の元従業員中村氏が訴えた職務発明の対価の支払いを求めた裁判において、原告の請求通り 200 億円の支払いを命じた事例</p>	<p>特許権持分確認等請求事件、東京地裁平 13(ワ)17772 号、平 16.1.30 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴) (中間判決：平 14.9.19、民 46 部中間判決)</p>	<p>青色発光ダイオードの特許発明について、元主任研究者中村修二博士は特許第 2628404 号の職務発明の対価 200 億円を請求する裁判において、判決は、被告会社の本件特許権による利益を 1208 億円と認定し、その半分の 604 億円が相当の対価である。但し原告の請求は 200 億円であるから、職務発明の対価として 200 億円の支払いを命じた。</p>	<p>判例時報 中間判決 No.1802 平 15.1.21 本判決 No.1852 平 16.6.1</p>
	<p>17.1.11 東京高裁にて和解(和解勧告書参照)</p>	<p>和解条件：中村博士の寄与度 5%、職務発明の対価=6 億円、延滞金=2.4 億円</p>	
<p>(3) 日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により職務発明であるとして否認された事例 (2)の中間判決</p>	<p>特許権持分確認等請求事件、東京地裁平 13(ワ)17772 号、平 14.9.19、民 46 部中間判決</p>	<p>青色発光ダイオードの特許発明について元主任研究者中村氏は社論に反する「自由発明」であるとして、①共有部分の移転登録を求める、②付帯的に職務発明の対価 200 億円を求める裁判において、判決は、押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め共有部分の移転登録を否認する中間判決をした。又職務発明の対価は職務発明であることが確定した後審理するとし、相当の対価は強行規定であるから裁判所により確定すると中間判示した。</p>	<p>判例時報 No.1802 平 15.1.21</p>
<p>(4) 中央建鉄の社内実施のみの実用新案権の職務発明の対価について、他へ実施させた場合の実施料相当額を対価と判示した(東京方式)事例</p>	<p>実用新案権報酬金請求事件、東京地裁平 13(ワ)20929 号、平 15.11.26、民 29 部判決、一部容認、一部棄却、(確定)</p>	<p>他からのライセンス収入等がない社内実施のみの場合における職務発明に対する対価の算定方式には東京方式と大阪方式がある。中央建鉄の元従業員伊奈潔氏は環境予測システムの全体の売上高も基に対価(4298 万円余)の請求をした。判決は、本件考案の売上増への寄与分を 1.5%と算定し、それを他に実施許諾した場合の実施料率 5%、貢献度 50%として相当額(120 万円)を職務発明の対価として支払うよう命じた。</p>	<p>判例時報 No.1846 平 16.4.1</p>
<p>(5a) 日立金属「窒素磁石」事件控訴審判決において、職務発明に対する会社の寄与度を 90%とする前審判決が支持され、前審後の実施料分の対価と</p>	<p>「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京高裁平 15(ネ)4867 号、平 16.4.27 知財 3 部判決、一部取消、1 部控訴棄却(上告) 一審東京地裁平 14(ワ)16635 号、平 15.8.29 民 47 部判決</p>	<p>下記(5)の事件の控訴審判決であり、主な争点は一審における会社の寄与度 90%の妥当性と必要経費の算定方法であった。判決は、会社が主張した割引キャッシュローは否認したが、会社の「窒素磁石」事業は赤字と認定し、ライセンス収入の 90%を会社の寄与度とし、職務発明の対価を 10%と判示した。その上で、一審判決後のライセンス収入分の対価136 万 2 千円の追加支払いを命じた。勤務規則等により権利の譲渡契約が成立しても、対価の算定は職務発明のよる会社</p>	<p>判例時報 No.1872 平 16.12.21</p>

して136万2千円の追加支払い命じた事例		の収入により妥当な対価を支払うべきとすることを明確にした。	
(5)日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平14(ワ)16635号、平15.8.29民47部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価103.7万円を不服として不足額8,974.9万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約2億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に 会社の寄与度を90% とし、差引不足額1,232.5万円の支払いを命じた。 なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成16年4月27日にあり、第一審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価136万2千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平 15.12.11
(6)オリンパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例	損害賠償請求事件、最高裁平13(受)1256号、平15.4.22、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平7(ワ)3841号、平11.4.16判決、二審東京高裁平11(ホ)3208号、平13.5.22判決	オリンパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価21万円を不服として2億円の対価を請求した事件であり、1審、2審とも不足対価228.9万円の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、一審、二審を支持し、不足額228.9万円の支払いを命じ、 時効成立も否認 した。但し包括的ライセンスに於ける 本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案された。	判例時報 No.1822 平 15.8.11 参考： No.1690 (1審) No.1753 (2審)
(7)元技術部長坂本氏は請われて個人名義の実用新案登録出願を持参し育良精機に入社し、同考案商品化を事業化した事件において、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例	契約代金等請求事件、水戸地裁土浦支部平8(ワ)202号、兵15.4.10判決、一部容認、一部棄却(控訴)	元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の特許1件、実案2件、意匠6件を取得した。坂本氏が持参した実案について、契約書も対価の記載も無く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそれらの対価として約5億円を請求した。判決は 無名契約であっても知的財産権に対する対価に支払いは当然である とし、持参実案の譲渡対価と職務発明の対価の合計として、1908万円の支払いを被告らに命じた。	判例時報 No.1857 平 16.7.21
(8)CDプレーヤーの発明者である米澤氏が職務発明の対価として、	補償金請求事件、東京地裁平10(ワ)16832号(甲事件)、同平12(ワ)5572	日立製作所の元主任研究員米澤成二氏は職務発明の対価として甲事件(光ディスクプレーヤー主発明)では予備的に9億円、乙事件(関連発明)では7060万円を請求した。国内外の日立の生産及	判例時報 No.1807 平 15.3.11

<p>90.7億円を請求した事件において、両事件合計3489万円の支払いを命じた事例</p>	<p>号(乙事件)、平14.11.29民29部判決、一部容認、一部棄却(控訴)</p>	<p>びライセンス(包括を含む)収入に対する職務発明の対価が争われた。判決は、発明の経緯、共同発明者、特許発明の力、ライセンス等を審理し、属地主義に立脚し、日立の収入を2.5億円とし、日立の貢献度を80%、共同発明者の貢献度を30%とし、甲事件は3494万円弱、乙事件は13万円強の支払いを命じた。</p>	
<p>(9)経済・技術の両面で従属関係にある会社が行った特許出願の発明者を真正者に補正し、職務発明の対価を容認した事例</p>	<p>売買代金等請求事件、大阪地裁平11(ワ)12699号、平14.5.23、民21判決、一部容認、一部棄却(控訴<和解>)</p>	<p>下請関係の親会社の技術により有用元素の回収を行う子会社が特許性に疑義あるとして発明者を冒認する特許出願した。その特許権について親会社の真正発明者滝川修氏が補正と職務発明の対価を求める訴訟において、判決は、発明者掲載権により真正発明者名の補正を容認し、従業者ではない真正発明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価200万円の支払い命じた。</p>	<p>判例時報 No.1825 平 15.9.11</p>
<p>(10)中国人の2人が健康食品会社を設立し、振興公社より研究費400万円を受領した会社に於ける職務発明の対価が容認された事例</p>	<p>研究開発費等請求事件(第1事件)、貸金等請求事件(第2事件)、東京地裁平14(ワ)22594号(第1事件)、同平15(ワ)25068号(第2事件)、平16.7.23民46部判決、一部容認、一部棄却(確定)</p>	<p>医学博士である第1事件原告(第2事件被告)は健康食品に関する発明を出資し、被告(第2事件原告)と会社を設立し、わが国の振興公社より研究費400万円を受領した。争点は①特許権の帰属、②職務発明と対価、③社費の横領である。判決は、①特許権は会社に帰属する、②販売が無くても研究費を収入とし、会社の寄与度40%、共同研究の貢献度80%とし、192万円の支払いを命じた。③横領の事実はないと判示した。</p>	<p>判例時報 No.1889 平 17.6.11</p>

事件番号	判決日 平成	請求と判決		貢献度		職務発明の対象 その他の重要な判示
		請求額	判決額	会社	発明者	
(1)味の素	東京地裁 16.2.24	内金 20億円	1.9億円	95%	二人	属地主義を否定し、国内外のライセンス収入を対価に算入
(2)日亜	東京地裁 16.1.30	200億円	200億円 (請求額)	50%	単独 (404 特許)	相当の対価=売上高×利益率20%×貢献度50%=604億円、請求額200億円の満額判決
	東京高裁和解、 17.1.11	201億円	和解金6億円	95%	5%	相当の対価は利益の5% 総ての知的財産について
(3)日亜中間判決	東京地裁 14.9.19	持分の確認	職務発明と認定			特許を受ける権利の譲渡は黙示で足りる
(4)中央建鉄	東京地裁 15.11.26	約4298万円	120万円、売上× 1.5%×5%×50%		二人	自社実施のみはライセンス収入を仮定し、売上の1.5%とする
(5)日立金属	東京地裁 15.8.29	8975万円	1233万円	90%	単独	ライセンス収入とし、控訴審ではその後の収入分136万円を追加
(6)オリンパス	最高裁 平15.4.22	2億円	228.9万円	40%	60%	特許法35条は強行規定、原告特許は制限特許(光ビッコアップ基本特許)の関連特許と認定
(7)育良精機	水戸地裁 15.4.10	5億円	譲渡：1708万円(売上高の0.5%)、職務発明：200万			持参して入社した考案は無償でない、黙示約束は有効、
(8)日立製作所	東京地裁 14.11.29	予備的に 9億円	合計 3507万円	80%	三人	日本のライセンス収入 属地主義を採用
(9)三徳	大阪地裁 14.5.23	3000万円	200万円	50%	単独	真正発明者の補正、子会社の実施を職務発明の対価とする
(10)日中医薬	東京地裁 16.7.23	231万円 特許権の 移転	192万円	40%	60%	実施が無くとも、研究助成金400万円が対価対象となる

判決日 判決の要点

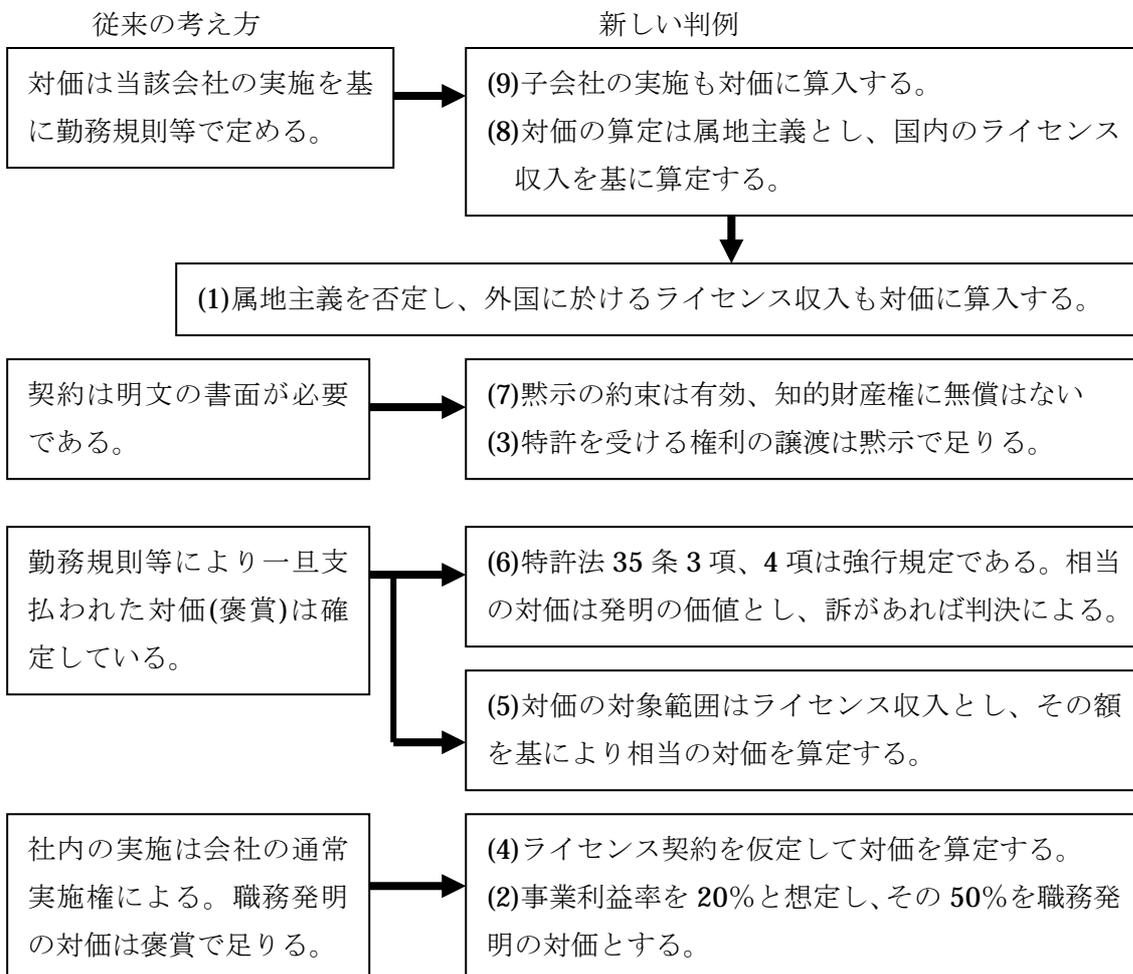
- (1) 味の素事件—— H16.2.24：属地主義を否定する。内外のライセンス収入を職務発明の対価に算入する。
- (2) 日亜事件 —— H16.1.30：利益率を20%と推定し、利益の50%を職務発明の対価とする。
H17.1.11：東京高裁にて和解、職務発明の対価は利益の5%、6億円とする。延滞金は2.4億円
- (3) 日亜事件中間判決—H14.9.19：特許を受ける権利の譲渡は黙示で足りる。
- (4) 中央建鉄事件 ——H15.11.26：自社実施のみの場合の対価は、ライセンス収入を仮定して対価を決める。
- (5) 日立金属事件——H15.8.29：対価の対象をライセンス収入とする。東京地裁後の収入も加算する。
- (6) オリンパス事件 ——H15.4.22：特許法35条、3、4項は強行規定、相当な対価は発明の価値とする。
- (7) 育良精機事件——H15.4.10：請われて入社したときの黙示の約束は有効、知的財産権に無償なし。
- (8) 日立製作所事件——H14.11.29：職務発明の対価は属地主義である。海外からのライセンス収入は除外する。
- (9) 三徳事件 ——H14.5.23：子会社の実施も職務発明の対価の対象とする。

第 15.7 講 職務発明、変貌する判例

1. 職務発明の対価に関する判例の変貌

雇用主	判決日	判決の要点
(10) 味の素事件・・・	H16.2.24	属地主義を否定し 、内外のライセンス収入を職務発明の対価に算入する。
(11) 日垂事件・・・	H16.1.30	利益率を 20% と推定し、 利益の 50% を職務発明の対価とする 。
(12) 日垂事件東京高裁・	H17.1.11	発明者の寄与度 5%、職務発明の対価 6 億円、延滞金 2.4 億円で和解
(13) 日垂事件中間判決・	H14.9.19	特許を受ける 権利の譲渡は黙示で足りる 。
(14) 中央建鉄事件・・・	H15.11.26	自社実施のみの場合の対価は、 ライセンス収入を仮定して定める 。
(15) 日立金属事件・・・	H15.8.29	対価の対象をライセンス収入とする 。東京地裁後の収入も加算する。
(16) オパス事件・・・	H15.4.22	特許法 35 条 3 項、4 項は強行規定 、相当な対価は発明の価値とする。
(17) 育良精機事件・・・	H15.4.10	請われて入社したときの 黙示の約束は有効 、 知的財産権に無償はない 。
(18) 日立製作所事件・・・	H14.11.29	職務発明の対価は 属地主義である 。海外からのライセンス収入は除外する。
(10) 三徳事件・・・	H14.5.23	子会社の実施も職務発明の対価の対象とする 。

2. 変貌の要点



3. 各事件おける判決の概要

事件の当事 会社	判決日 平成	請求と判決		貢献度		職務発明の対象
		請求額	判決額	会社	発明者	その他の重要な判示
(1)味の素	東京地裁 16.2.24	内金 20億円	1.9億円	95%	二人	属地主義を否定し、国内外のライセンス収入を対価に算入
(2)日亜	東京地裁 16.1.30	200億円	200億円 (請求額)	50%	単独 (404 特許)	相当の対価 =売上高×利益率20%×貢献度50%= 604億円 、 請求額200億円の満額判決
	東京高裁 和解17.1.11	201億円	和解6億円 高裁の提示金額	95%	共同発明を含む	発明者の貢献度を5% とし、遅延損害金2.4億円を含め、 8.4億円で和解成立
(3)日亜中間判決	東京地裁 14.9.19	持分の確認	職務発明と認定			特許を受ける権利の 譲渡は黙示で足りる
(4)中央建鉄	東京地裁 15.11.26	約4298万円	120万円、売上×1.5%×5%×50%		二人	自社実施のみはライセンス収入を仮定し、売上の1.5%とする
(5)日立金属	東京地裁 15.8.29	8975万円	1233万円	90%	単独	職務発明の対象をライセンス収入とする。控訴審では その後のライセンス収入分136万円を追加
(6)オパス	最高裁 平15.4.22	2億円	228.9万円	40%	60%	特許法35条は強行規定 、原告特許は制限特許(光ビツクアップ [®] 基本特許)の関連特許と認定
(7)育良精機	水戸地裁 15.4.10	5億円	譲渡：1708万円(売上高の0.5%)、職務発明：200万			原告が持参して入社した考案に 無償はあり得ない 。黙示の約束は有効
(8)日立製作所	東京地裁 14.11.29	予備的に 9億円	合計 3507万円	80%	三人	日本のライセンス収入を対価の対象とする。 属地主義を採用
(9)㈱三徳	大阪地裁 14.5.23	3000万円	200万円	50%	単独	真正発明者の補正を認める。 子会社の実施を職務発明の対価とする

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
(1)味の素の元研究所長成瀬昌芳氏が職務発明の対価を113億円とし、その内金20億円の支払いを請求した事件で、約10%の1.9億円が容認された事例	特許権持分移転登録手続等請求事件、東京地裁平14(ワ)20521号、平16.2.24、民47部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	人口甘味料アスパルチームの特許発明者が職務発明の対価の内金20億円を請求した事件において、判決は、 特許法35条には属地主義が認めず、海外メーカーからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入79.7億円とし、会社の寄与度を95%、共同発明者の寄与度を50%とし、既払いの1000万円を差引いた1.9億円の支払いを命じた。厚生年金による原告の利益は考慮されなかった。	判例時報 No.1853 平16.6.11
(2)日亜の元従業員中村氏が訴えた職務発明の対価の支払いを求めた裁判において、原告の請求通り200億円の支払いを命じた事例	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)17772号、平16.1.30民46部判決、一部容認、一部棄却(控訴) (中間判決：平14.9.19、民46部中間判決)	青色発光ダイオードの特許発明について、元主任研究者中村修二博士は特許第2628404号の職務発明の対価200億円を請求する裁判において、判決は、 被告会社の本件特許権による利益を1208億円と認定し、その半分の604億円が相当の対価である。但し原告の請求は200億円であるから、職務発明の対価として200億円の支払いを命じた。 和解条件：中村博士の寄与度5%、職務発明の対価=6億円、延滞損害金=2.4億円	判例時報 中間判決 No.1802 平15.1.21 本判決 No.1852 平16.6.1
	17.1.11 東京高裁にて、高裁指導で和解		
(3)日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により職務発明であるとして否認された事例 (2)の中間判決	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)17772号、平14.9.19、民46部中間判決	青色発光ダイオードの特許発明について元主任研究者中村氏は社命に反する「自由発明」であるとして、①共有部分の移転登録を求める、②付帯的に職務発明の対価200億円を求める裁判において、判決は、 押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め共有部分の移転登録を否認する中間判決をした。又職務発明の対価は職務発明であることが確定した後審理するとし、相当の対価は強行規定であるから裁判所により確定すると中間判示した。	判例時報 No.1802 平15.1.21
(4)中央建鉄の社内実施のみの実用新案権の職務発明の対価について、他へ実施させた場合の実施料相当額を対価と判示した(東京方式)事例	実用新案権報酬金請求事件、東京地裁平13(ワ)20929号、平15.11.26、民29部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	他からのライセンス収入等がない社内実施のみの場合における職務発明に対する対価の算定方式には東京方式と大阪方式がある。中央建鉄の元従業員伊奈潔氏は環境予測システムの全体の売上高も基に対価(4298万円余)の請求をした。判決は、本件考案の 売上増への寄与分を1.5% と算定し、それを他に実施許諾した場合の 実施料率5%、貢献度50% として相当額(120万円)を職務発明の対価として支払うよう命じた。	判例時報 No.1846 平16.4.1
(5)日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平14(ワ)16635号、平	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価103.7万円を不服として不足額8,974.9万円の支払いを請求した事件であ	判例時報 No.1835 平15.12.11

<p>ス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例</p>	<p>15.8.29 民 47 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)</p>	<p>る。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約 2 億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を 90%とし、差引不足額 1,232.5 万円の支払いを命じた。なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成 16 年 4 月 27 日にあり、第一審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価 136 万 2 千円の追加支払いを命じた。</p>	
<p>(6)リパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例</p>	<p>損害賠償請求事件、最高裁平 13(受)1256 号、平.15.4.22、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平 7(ワ)3841 号、平 11. 4.16 判決、二審東京高裁平 11(ネ)3208 号、平 13.5.22 判決</p>	<p>リパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価 21 万円を不服として 2 億円の対価を請求した事件であり、1 審、2 審とも不足対価 228.9 万円の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、一審、二審を支持し、不足額 228.9 万円の支払いを命じ、時効成立も否認した。但し包括ライセンスに於ける本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案された。</p>	<p>判例時報 No.1822 平 15.8.11 参考： No.1690 (1 審) No.1753 (2 審)</p>
<p>(7)元技術部長坂本氏は請われて個人名義の実用新案登録出願を持参し育良精機に入社し、同考案商品化を事業化した事件において、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例</p>	<p>契約代金等請求事件、水戸地裁土浦支部平 8(ワ)202 号、兵 15.4.10 判決、一部容認、一部棄却(控訴)</p>	<p>元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の特許 1 件、実案 2 件、意匠 6 件を取得した。坂本氏が持参した実案について、契約書も対価の記載も無く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそれらの対価として約 5 億円を請求した。判決は無名契約であっても知的財産権に対する対価に支払いは当然であるとし、持参実案の譲渡対価と職務発明の対価の合計として、1908 万円の支払いを被告らに命じた。</p>	<p>判例時報 No.1857 平 16.7.21</p>
<p>(8)CD プレーヤーの発明者である米澤氏が職務発明の対価として、90.7 億円を請求した事件において、両事件合計 3489 万円の支払いを命じた事例</p>	<p>保証金請求事件、東京地裁平 10(ワ)16832 号(甲事件)、同平 12(ワ)5572 号(乙事件)、平 14.11.29 民 29 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)</p>	<p>日立製作所の元主任研究員米澤成二氏は職務発明の対価として甲事件(光ディスクプレーヤー-主発明)では予備的に 9 億円、乙事件(関連発明)では 7060 万円を請求した。国内外の日立の生産及びライセンス(包括を含む)収入に対する職務発明の対価が争われた。判決は、発明の経緯、共同発明者、特許発明の力、ライセンス等を審理し、属地主義に立脚し、日立の収入を 2.5 億円とし、日立の貢献度を 80%、共同発明者の貢献度を 30%とし、甲事件は 3494 万円弱、乙事件は 13 万円強の支払いを命じた。</p>	<p>判例時報 No.1807 平 15.3.11</p>
<p>(9)経済・技術の両面から従属関係にある会社が行った特許出願の発明者を真正者に補正し、</p>	<p>売買代金等請求事件、大阪地裁平 11(ワ)12699 号、平 14.5.23、民 21 判決、一部容認、一部棄却(控訴<和解>)</p>	<p>下請関係の親会社の技術により有用元素の回収を行う子会社が特許性に疑義あるとして発明者を冒認する特許出願した。その特許権について親会社の真正発明者滝川修氏が補正と職務発明の対価を求める訴訟において、判決は、発明者掲載権により真</p>	<p>判例時報 No.1825 平 15.9.11</p>

職務発明の対価を容認した事例		正発明者名の補正を容認し、 従業者ではない真正発明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価200万円の支払い命じた。	
一審東京地裁における職務発明対価200億円の判決の控訴審において、和解勧告があり、対価6億円、延滞損害金2.3億円で和解が成立した事例	特許権持分移転手続等請求控訴事件、特許権持分移転手続等請求附带控訴事件、東京高裁平16(ネ)962号・2177号、平17.1.11、知財部部、和解	青色発光ダイオードの特許発明に関する職務発明の対価等に関する訴訟(原告中村修二、被告日亜)に於いて、一審東京地裁は200億円の判決があり、被告が控訴した。二審東京高裁は、404特許を含む登録特許191件、登録実用新案4件、継続中の特許出願112件及びこれらに関連するノウハウ、営業秘密等を包括した対価として6億円、延滞損金2.3億円とする和解勧告を示し、両者共同意した。	判例時報 No.1879 平17.3.1

第 15.7 講 職務発明、変貌する判例

判示の要点	事件番号	判決の要点	出典
人材派遣会社の元従業員が派遣社員をつれて競業会社を設立した場合の顧客情報、派遣社員情報が 営業秘密 と認定されなかった事例	損害賠償等請求事件、東京地裁平 15(ワ)10721 号平 16.4.13 民 47 部判決、棄却(確定)	派遣業をスピンアウトして競業新会社を設立し、顧客情報、派遣アルバイト等の情報を利用して事業を開始した事案における 営業秘密 の条件が争われた。判決は、顧客情報、派遣アルバイト等の情報は会社のパソコンに入力され、パスワードはなく、誰でもアクセス可能であり、印刷物の枚数管理、管理教育もなく、「社外秘」ファイルも施錠管理されていない等の理由で 営業秘密 の条件を満足していない、と判示した。	判例時報 No. 1862 平 16.9.11
スイスの印刷会社が昭和 30 年代から 42 年までに販売した印刷機に関する 営業秘密 が否定された事例	秘密保持義務存在確認等請求控訴請求事件、東京高裁平 12(ワ)4119 号、平 14.5.29 民 13 部判決、控訴棄却 (確定)、1 審東京地裁昭和 60 年(ワ)4131 号、平 12.4.26	極めて古い時期に販売した印刷機に対する平成 2 年改正不正競争防止法による「営業秘密」の存在が争われ、判決は、売買契約書には秘密保持義務の明示が不明確であり、公知の技術情報や控訴人が秘密として管理していない技術情報は営業秘密とは認められない、と判示した。	判例時報 No. 1795 平 14.11.11
元従業員により 営業秘密 が不正に取得されたとする事件で不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとされた事例	不正競争行為差止等請求事件、東京地裁平 11(ワ)19224 号、平 12.12.7 民 46 部判決、棄却(控訴<控訴取下>)	車両運行管理会社の元従業員が当該会社の 営業秘密 を不正取得されたとされる事件で、同法の 営業秘密 の条件である「秘密として管理されている」状態が認められず、また元従業員が作成していた資料は前の会社の資料以外も相当数含み、かつ不正取得をうかがわせる事情も無いとして請求を棄却	判例時報 No. 1771 平 14.3.11
放射線測定機械器具販売会社の保有する情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当するとし差止請求が容認された事例	損害賠償請求(甲事件)、営業行為差止等請求事件(乙事件)、東京地裁平 10(ワ)4447 号(甲)・13585 号(乙)平 12.10.31 民 46 部判決、一部容認、一部棄却(控訴<控訴棄却>)	左記条文における 営業秘密 の秘匿性はロッケ・デスクに保管され、アクセスが限られ、社内規則があれば「秘」の明示がなくても足りる。元社員は元の会社の顧客情報等を作成してこれをコピーして持ち出し、その情報をも基づく営業行為の損害賠償を容認し、営業行為の差止と同資料の廃棄を命じた。	判例時報 No. 1768 平 14.2.11
元従業員により持出された医療用機械器具輸入会社の情報は不競法 2 条 1 項 4 号の 営業秘密 に該当しないとして損害賠償請求が棄却された事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(ワ)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	原告会社の情報は左記条文における 営業秘密 の法的要件に該当する秘匿保管(アクセス者の制限、「秘」の明示、施錠管理)が行なわれていなかったと判示した。また元従業員による 営業秘密 の不正取得の有無についても原告の売上減のみでは裏付不足であり、被告の営業努力を容認し、 営業秘密 の不正取得を理由とする損害賠償請求を棄却した。	判例時報 No. 1764 平 14.1.1

エルメスのバッグを模造して製造販売している原告は他の模造者を不競法の利益を享受できないとされた事例	損害賠償請求事件、東京地裁平 8(7)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)	本件判決は、不競法 2 条 1 項 3 号所定の商品形態の模倣行為に対する同法 4 項による損害賠償請求権を有する者は当該商品を開発し市場においた者に限られると判示し、模造者である原告は同様に模造者である被告に対する損害賠償を否定した。営業秘密に対する請求も棄却した。	判例時報 No. 1760 平 13.11.21
---	---	--	--------------------------------